

外来生物法施行状況評価検討会の開催について

2020 年 7 月 30 日

環境省自然環境局

野生生物課外来生物対策室

1. 目的

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）は 2005 年に成立（2006 年施行）、2013 年に改正法が成立（2014 年施行）し、必要な対応を行っているところであるが、2019 年に施行後 5 年を経過することから、改正外来生物法附則第 5 条に基づき、施行状況について検討を加え、必要に応じて法改正の検討を行うこととなっている。

また、2017 年には国内で初めて特定外来生物のヒアリが確認され、「ヒアリ対策関係閣僚会議」が開催されるなど侵入・定着の防止に向け政府一丸となって早期発見・防除に努めてきている。

しかし、次々に新たな外来生物の侵入が認められる中、定着を防ぐための水際対策や、定着してしまった外来生物に対する防除対策は残念ながら十分に行えている状況ではなく、また、実際の対応事例が積み重なる中で、様々な課題も明らかになってきている。

これらを踏まえ、本検討会では、外来生物法の施行状況の点検・評価を行い、課題を整理するとともに、今後の外来生物法の改正に向けた検討及び外来生物法に係る必要な措置について検討を行うものである。

2. 検討の方法

前回検討においては、外来生物法施行状況検討会で作成した案をもとに、中央環境審議会野生生物部会及び同外来生物対策小委員会において法の施行状況の検討がなされ、2012 年に中央環境審議会から環境大臣及び農林水産大臣に「外来生物法の施行状況を踏まえた今後講ずべき必要な措置について（以下「講ずべき措置」）が意見具申され、これをもとにいくつかの条項について法改正がなされた。

今回の外来生物法の施行状況の検討にあたっては、環境大臣及び農林水産大臣から中央環境審議会へ諮問することとし、2013 年の外来生物法の改正事項の実施状況について確認するとともに、外来種被害防止行動計画の点検の結果を参考としつつ、現在の法施行状況とその課題を整理する。その後、野生生物部会及び外来生物対策小委員会にて、必要に応じて法律や基本方針等の改正に向けた議論をすることとする。

3. 検討事項

今回の検討会（計 3 回開催予定）では、以下の事項に関して検討を行う。なお、必要に応じて、下記以外の事項についても検討対象とする。

第 1 回検討会

- ・ 2013 年の法改正事項の施行状況の点検
- ・ テーマ 1：特定外来生物の指定に関する課題

第 2 回検討会

- ・ テーマ 2：特定外来生物の防除に関する課題

第 3 回検討会

- ・ テーマ 3：その他の事項に関する課題

4. スケジュール

2020 年 2 月 26 日	第 1 回	外来生物法施行状況評価検討会
2020 年 7 月 30 日	第 2 回	外来生物法施行状況評価検討会
2020 年 10 月 22 日	第 3 回	外来生物法施行状況評価検討会

外来生物法施行状況評価検討会
設置要項

1. 目的

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号。以下「外来生物法」という）の施行状況の点検・評価を行い、課題を整理するとともに、今後の外来生物法の改正に向けた検討を行うため、「外来生物法施行状況評価検討会（以下、「検討会」という）」を設置する。

2. 構成及び運営

（１）検討会は別紙に掲げる委員をもって構成する。なお、必要に応じ委員の追加等を行う。

（２）必要に応じて座長を置き、委員より選出する。座長を置く場合は、座長が議事を進行し、座長に事項等のやむを得ない事情があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。座長を置かない場合は、事務局が議事を進行する。

3. 事務局

検討会の事務運営は、環境省自然環境局から業務を受託した者が行う。

外来生物法施行状況評価検討会 委員名簿

座長

氏名	職名	備考
いしい のぶお 石井 信夫	東京女子大学 名誉教授	哺乳類学
いしい みのも 石井 実	大阪府立大学 名誉教授（地方独立行政法人大阪府立 環境農林水産総合研究所 理事長）	昆虫学
いそざき ひろじ 磯崎 博司	岩手大学 名誉教授	環境法学
おおの まさと 大野 正人	公益財団法人日本自然保護協会 保護部長	自然保護
かどの やすろう 角野 康郎	神戸大学 名誉教授	植物生態学、 水生植物学
ご か こういち 五箇 公一	国立研究開発法人国立環境研究所生態リスク評価対 策研究室長	昆虫学、遺伝 学
とだ みつひこ 戸田 光彦	一般財団法人自然環境研究センター 研究主幹	両生類、爬虫 類学
なかい かつき 中井 克樹	滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員	魚類学、陸産・ 陸水産無脊椎 動物学
むらかみ おきまさ 村上 興正	元京都大学理学研究科 講師	生態学、哺乳 類学
むらた こういち 村田 浩一	日本大学生物資源科学部 動物資源科学科・野生動物 学研究室 特任教授（獣医学博士）	動物園・水族 園学

（敬称略、五十音順）

外来生物法施行状況評価検討会での指摘事項

(1) 特定外来生物の指定に関する課題

①飼養に規制をかけない特定外来生物の指定

- ・アカミミガメやアメリカザリガニ等、生態系等への被害があるものの、多数飼養されており、規制により違法飼養や遺棄が大量に発生するおそれがある種については、飼養には規制をかけずに輸入・流通・放出などを規制するカテゴリーが出来れば、指定できるのではないかな。
- ・現在は、特定外来生物とそれ以外の種で規制内容のギャップが大きい。種の保存法のように段階をつけてはどうか。
- ・侵略性の高低に基づいて、生態系被害防止外来生物リストのカテゴリー分けのような構造を法律の中に取り込めれば、未判定外来生物から特定外来生物に振り分けられるものもあるかもしれない。
- ・生態系被害防止外来生物リスト掲載種で特定外来生物に指定できていないものについて、その理由を明らかにし、どのようにしたら指定できるのか等、今後の方針を示さなければいけない。法の運用の部分でできることもあるのではないかな。

②区域を限った特定外来生物の指定

- ・ツヤオオズアリは小笠原諸島で生態系被害が明らかになっているが、沖縄県ではまん延し、土石の移動に支障が出る等から指定は難しい。しかし、県外に持ち運ばれることは絶対に避けなければならない、何らかの法的規制は必要。
- ・地域指定を考えた場合、国内外来種との整理が難しいが、他法令や条例との連携を考えではどうか。

③国内外来種の規制

- ・生態系被害防止外来種リストには国内由来の外来種も明示していることから、国内由来外来種についても外来生物法での規制対象に含めることを検討してはどうか。

④特定外来生物の対象となる侵入時期（明治元年以降）

- ・江戸時代以前の外来種が時代の変遷とともに有害化することはある。基本方針を理由に特定外来生物に指定できないのは非科学的。
- ・「原則として、概ね」と二重に曖昧に書かれているので、現在の文章のままでも運用できるはず。

（参考）特定外来生物被害防止基本方針（抜粋）

我が国において生物の種の同定の前提となる生物分類学が発展し、かつ、海外との物流が増加したのが明治時代以降であることを踏まえ、原則として、概ね明治元年以降に我が国に導入されたと考えるのが妥当な生物を特定外来生物の選定の対象とする。

⑤交雑種や、外見上での識別が困難な種の特定外来生物の指定

- ・指定外の組み合わせによる交雑種が規制の抜け穴になるため、一括で指定すべき。
- ・観賞用で積極的に輸入されるような種については、分類体系を基にして国内の種と交雑のおそれがある種を割り出して一定の歯止めをかけることも必要。
- ・交雑が進んで遺伝子浸透してしまうと科学的に検出が困難となる。また、外来種と在来種の交雑も同様。どこまで指定するかは慎重な対応が必要。
- ・遺伝子検査は、基本方針の中の“特別な器具”と考えなくてもよい。

(参考) 特定外来生物被害防止基本方針 (抜粋)

個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも種類の判別が可能な生物分類群を特定外来生物の選定の対象とし、菌類、細菌類、ウイルス等の微生物は当分の間対象としない。

⑥特定外来生物等の指定の迅速化や定期的な見直し

- ・今の手続きでは指定までに時間がかかり、その間に生息域が拡大してしまう。国内希少野生動植物種のような、国民からの提案制度や緊急指定種制度の他、初期防除が進む取組を検討してはどうか。
- ・近年、分類体系が大きく変更されており、定期的な分類体系の確認と、それを踏まえた未判定や特定外来生物指定の見直し検討が必要ではないか。

⑦既存の枠組での特定外来生物の指定

- ・植物防疫法での規制は原則として輸入規制であるため、保管、運搬、飼養等全てが禁止される外来生物法で規制しても二重規制にはならない。国内での拡散を防ぐために必要な種について、農林水産省と共管指定した上で対応を検討してほしい。
- ・農林水産省との共管種が最近ほとんどない。農地に入って問題となっている植物を始め、農水省の関わり・連携がこれまで以上に必要。
- ・スクミリンゴガイは、以前は植物防疫法の規制対象であるため、特定外来生物への指定検討時に二重規制になるのはふさわしくないという理由で却下された。その後、国内に広くまん延しているという理由で植物防疫法の輸入規制からも外されたため、現在は規制がかかっていない状況。一方で、有機農業を推奨する一部の団体が全国に本種を拡げており、これを条例で食い止めようとしている自治体もある。指定について検討していただきたい。
- ・産業管理外来種とされているブラントラウトは、漁業権は数か所のみであるにも関わらず、それ以外で広まって大問題になっている。本来、産業の枠内で適正管理されるはずのものであり、評価の見直しや特定外来生物への指定も検討すべき。

⑧国内に導入されている未判定外来生物の扱い

- ・未判定外来生物は国内にいないことが前提であるが、指定時に現状把握が不十分だったためにすでに国内に存在していた未判定外来生物もあり、これらに対しては全く規制がない状態。このような枠組みについては定義を変えるか、なるべく未判定外来生物に指定しないなどの抜本的な見直しが必要。
- ・未判定外来生物は指定されてから 10 年以上そのままのものもあり、今の分類体系に応じたリストの見直しや侵略性の判断をする必要がある。

(2) 特定外来生物の防除に関する課題

①一般市民などが行う防除と法手続きの整理

- ・現在の法律の文章では、一般市民が特定外来生物を防除するためには主務大臣の確認・認定等受けて行うことが必要のようにみえる。特に昆虫の防除は素早い対応が重要なので、防除の心理的ハードルが下がるような対応を検討して欲しい。

②防除に伴う運搬の適用除外

- ・特定外来生物は生きたままの運搬が規制されているため、駆除した後死ぬまでに時間がかかる生き物は回収場所まで移動させることができず防除の妨げとなっている。特に農業の現場では除草した後、時間をおかないと特定外来生物を運び出せず苦慮している。環境省と農林水産省で調整して国としての方向性を示してほしい。

③防除に当たっての各主体の連携

- ・地方公共団体と民間の連携、都道府県間の連携等、主体間・地域間の連携が不可欠であり、これらを結びつけ、主導する役割を環境省に期待している。
- ・防除は国の直轄だけでできるものではないこと、現場では拡散させない措置をとるなど慎重性が求められることなどから、資金支援をさらに充実させる必要がある。
- ・科学的妥当性に基づき防除を実施する必要があるため、科学者及び関係省庁による専門家会議をベースとして対策を進めることが重要。
- ・民間事業者との連携については、明確な目標を設定した上でセミナー等を開催するのがよい。
- ・地域の取組においては、地域住民が問題意識をもつことが効果的な支援につながることから、啓発が重要である。また、市民から地域の情報を吸い上げるシステムを構築することで、地方公共団体は動きやすくなる。

④防除に関する情報の集約

- ・環境省直轄事業による防除は日本を代表する取り組みでもある。これまでの取り組みをレビューし、それぞれの地域の課題はあるが一般化して今後の取り組みの参考とすることを検討してほしい。
- ・今後の取組の検討に役立つよう、特定外来生物に限らず外来種対策の多様な主体による防除の取組みやマニュアルを網羅的にデータベース化しておくことが大事。
- ・これまでに作られた防除マニュアルをレビューして、分かりにくい点や使いにくい点、さらに詳しく書くべき点はどこかをまとめると良い。また、防除対策の結果の評価をどうすべきか、対象や地域によってどの方法が有効かをレビューした上で、不十分な点があれば充実させて、それを参考に対策を進めることを考えて欲しい。
- ・都道府県の外来生物の取り扱い担当部署の情報や、取組の状況を環境省に報告し集約するためのシステムが必要。
- ・各都道府県でどのような制度、事業があるのかは、すでにアンケート調査が行われている。大事なことは、これらを横並びで見られるように類型ごとに整理・集約し、都道府県職員が他地域のものを参考にできるようにすること。
- ・都道府県の情報を集約する際、それぞれの取組がどの条例の第何条に基づく権限で行われているのかという情報もまとめておく必要がある。
- ・都道府県担当者が営農者に外来生物の防除方法について説明する際、担当者の情報や知識が不足しているために十分に説明できないという状況がある。営農者にどの

ように説明すべきかという考え方や指導例を記した都道府県担当者向けのマニュアルの整備が必要。

- ・道路脇とか農地の草刈りや池の水抜き等の環境整備が、結果として外来種防除に寄与している事例がある。このような事例を抽出して集められるとよい。例えば、国交省所管の堤防の草刈りでは、結実前に草刈りをすることでその効果がある。

⑤国内での非意図的な分布拡大対策

- ・海外からの非意図的な導入だけでなく、国内での非意図的な分布拡大にも留意が必要。メカニズムを把握し、必要に応じて注意喚起などの対策を検討してほしい。
- ・田起こしや草刈り、溝さらいなどの普段の営農活動が外来種の分布拡大を引き起こすことがあるので、農業現場との連携が重要になる。実際に問題が起こっているところからモデル的な検討をしてみてもどうか。

(3) その他の課題

①特定外来生物以外の外来生物の位置づけ

- ・外来生物法についても種の保存法と同様に規制対象以外の外来生物への取り組みについて言及できるようにするという方向性には賛成。この際、対象とする範囲が重要になるだろう。種の保存法におけるレッドリストのように社会に浸透することが重要。
- ・外来生物一般に対して何を書くかが難しいが、精神的、訓示的な考え方を示すことでもそれは重要だろう。
- ・人が管理、トレースできるかどうかで外来種の有害性は変わってくる。生物の特性として進化や適応があるので、有害性は環境や時代が変わることで変化するということを念頭に置いておく必要がある。

②外来種被害防止行動計画と生態系被害防止外来生物リスト

- ・個々の目標の取組状況について、具体的事例等を取りまとめると参考になる。
- ・自治体の条例やリストについて、作成の有無だけでなく内容についても確認が必要。作成に関する目標の達成率が低い。法定計画に位置付け、自治体への通達などをする必要があったのではないかな。
- ・外来種被害防止行動計画についても法律の中に位置付けられると良い。法定計画とすることで定期的な更新がされるようになり、またその地域版が作られれば都道府県も動きやすくなるだろう。
- ・国として全ての都道府県で条例策定が進むようにリーダーシップをとってほしい。
- ・外来種被害防止行動計画や生態系被害防止外来生物リストについて、都道府県における活用状況を評価し、特定外来生物指定の専門家会合で議論・共有してほしい。

③分布情報などのデータベース

- ・国立環境研究所の侵入生物データベースは、マスコミや海外文献等様々な情報を活用して更新するなど順調に運用している。防除における問題点等を集めて防除活動に貢献できるようにするのが今後の課題。JBIFやGBIFとの連携については、データの取り込みはしている。相互リンクについては今後環境省と議論して進める。
- ・データベース構造を揃える等、既存の調査データや今後行う調査のデータを JBIF や GBIF に簡単に登録できるような仕組みを環境省で検討してほしい。

- ・ 特定外来生物の侵入が予測される場所を侵入生物データベースに示して注意報を出すことはできないか。現在県レベルとなっているものを、部分的に拡大して市町村レベルで示せるとなおい。
- ・ 国立環境研究所でも研究ベースでは個別の予測はしている。これを評価、オーソライズする仕組みを作り、データベースに集約していく必要がある。
- ・ 環境省で予算をつけて、国立環境研究所で外来種に関する情報集約を 1 本化できないか。
- ・ スマートフォンで撮影した画像を AI に認識させるアプリを民間が開発しており、同定の精度も高い。普及啓発と併せて即効性のある情報収集ができる。
- ・ 一般から情報を集める場合は、精度を保つために情報をスクリーニングする必要がある。その作業は膨大になるので、覚悟が必要。

④普及啓発・教育の推進

- ・ 外来の食虫植物がため池などに意図的に植えられている。昔から希少種など採ってはいけないことは強く言われてきているが、外来種を植える、放つことに対してはルーズである。
- ・ 外来生物が何故問題かを理解するためにも生物多様性の主流化が必要であり、そこに力を入れる必要がある。
- ・ 国から都道府県担当者等の行政ルートでの指導をもっとしっかりとする必要がある。市町村の事情に合わせて対策を考えられるような方向性を示す必要がある。特に地方環境事務所がリーダーシップをとって頑張ってもらいたい。
- ・ TV ドラマでアライグマを飼育している登場人物がいた。メディアに対する放送倫理への対策はしているのか。
- ・ 学校の先生も含めて教育が必要。先生が生徒に教える際に参考になる優れた資料を環境省 HP で紹介する等の情報整備ができるといい。文部科学省との連携を進める必要がある。
- ・ 学校で教えてほしいことは他にもいっぱいあるので、学校教育だけに期待してはいけない。別の手段を考える必要がある。
- ・ 学校教材にアメリカザリガニを使っちゃいけないと言うだけではなく、代替となるものが紹介できるとよい。

⑤国際連携

- ・ OIE（国際獣疫事務局）の野生生物衛生に関する会議が世界中の獣医行政官を対象に開催され、家畜や人の健康を守るためには、まず生態系の保全を考えなければならない方針に全員が賛同した。日本もついていく必要がある。
- ・ ヒアリ対応をきっかけに日中韓の連携を日本がリードして進めている。
- ・ 国際植物防疫条約における海上コンテナの管理に関する議論についても環境省で情報収集をしている。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止 に関する法律の概要

参考資料 4

平成17年6月施行
平成25年6月改正

目的

特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に
存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、
人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止する。

特定外来生物被害防止基本方針の策定及び公表

特定外来生物

生態系等に係る被害を
及ぼし、又は及ぼすお
それのある外来生物を
政令で指定

特定外来生物の飼養・
輸入等の規制

- 飼養、栽培、保管又は運搬は、主務大臣の許可を受けた場合(学術研究等の目的で適正に管理する施設等を有する)等を除き、**禁止**
- 輸入は、許可を受けた場合を除き、**禁止**
- 個体識別措置等を講じる義務
- 野外への放出等は、主務大臣の許可を受けた場合(防除に資する学術研究の目的で基準を満たす)等を除き、**禁止**

防除

野外における特定外来生物について国のほか地方公共団体等の参加により防除を促進する。

輸入品等の検査等

特定外来生物等が付着・混入している輸入品等を検査し、必要に応じ消毒・廃棄を命ずる。

未判定外来生物

生態系等に係る被害を
及ぼすおそれがあるか
どうか未判定の外来生物を主務省令で指定

未判定外来生物の
輸入の制限

- 輸入者に届出義務
- 判定が終わるまでの一定期間輸入を制限

主務大臣の
判定

被害を及ぼす
おそれあり

被害を及ぼす
おそれなし

指定されない
生物

規制
なし

その他、輸入時に特定外来生物を確認する証明書の添付、調査、普及啓発、罰則等を規定。

平成26年度 改正外来生物法の概要

2019年7月26日
自然環境局野生生物課
外来生物対策室

（１）交雑することにより生じた生物の規制（法第２条関係）

生態系に係る被害等を及ぼすものとして指定されている特定外来生物が交雑することにより生じた生物（交雑個体）の輸入事例や野外における発見事例が確認されていたため、交雑個体については、少なくとも一方の親系統が特定外来生物である場合には、特定外来生物としての形質を一定程度有し、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあると考えられる。そのため、外来生物法第２条の定義を改正し、我が国において生態系等に係る被害を及ぼし、又はそのおそれがある外来生物の交雑個体についても特定外来生物に指定できることとした。

（２）放出等に係る許可制度の創設等（法第９条及び第９条の２関係）

改正前の外来生物法においては、特定外来生物の野外への放出、植栽又はは種は例外なく禁止されており、外来生物の生態、行動形態等の解明のためであっても、放出等の行為を伴う学術研究や防除が実施できないことが、防除技術開発の推進等の妨げとなっているとの指摘があった。このため、防除の推進に資する学術研究の目的で行う放出等で主務大臣の許可を受けてその許可に係る放出等をする場合及び外来生物法第３章の規定による防除に係る放出等をする場合について放出等を行うことができることとした。

（３）措置命令、報告徴収及び立入検査等（法第９条の３、第10条関係）

従来、飼養等の許可を受けている者に対する措置命令等が規定されているのみであったのに加えて、許可無く飼養等、譲渡し等又は放出等をした者に対しても、生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、飼養等の中止又は放出等をした特定外来生物の回収等を命ずることができることとした。

また、放出等の許可が創設されたことを受け、放出等の許可を受けている者に対して、特定外来生物の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又は特定外来生物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした。加えて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、放出等の許可の条件に違反した者等に対して、放出等をした特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命じることができることとし、さらに、当該命令に従わない場合等において、特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その許可を取り消すことができることとした。

（４）占有者等不明地における防除の手続（法第13条第４項関係）

近年、所有者等の所在が分からない土地が増加しており、それらの土地においても適正な防除の実施を進める必要があることから、占有者等が不明な土地又は水面において防除を行う場合にあっては、その通知の内容をその土地、水面等の所在地に属する市町村役場に掲示し、あわせてその要旨及び掲示した旨を官報に掲載することで、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から14日を経過した日に、その通知は相手方に到達したものとみなすこととした。

（５）輸入品等の検査及び消毒・廃棄命令（法第４章の２関係）

輸入品又はその容器包装等に特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入していることがある。飼養等の許可なく特定外来生物を輸入することは禁止されているが、特定外来生物の国内への侵入を確実に防ぐため、特定外来生物等が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品等があると認めるときには、当該輸入品等の所在する土地、倉庫、船舶又は航空機に立ち入り、当該輸入品の検査、関係者への質問又は検査のために必要な最小量に限り無償で集取できることとした。

また、検査の結果、輸入品等に特定外来生物等が付着し、又は混入しているときは、当該輸入品等について、消毒若しくは廃棄をし、又は当該輸入品を所有し、若しくは管理している者に対して、消毒若しくは廃棄を命ずることができることとした。

①消毒・廃棄の命令の手続（規則第29条の２、第29条の３関係）

輸入品等を消毒したため当該輸入品を著しく毀損したとき等には、これを所有し、又は管理する者に対してその旨を通知し、これらの者の要求があったときは証明書を交付しなければならないこととした。また、消毒又は廃棄の命令については、口頭で行うことを想定しているが、命令を受けた者の要求があったときは消毒又は廃棄命令書を交付しなければならないこととした。

②消毒・廃棄の命令の基準（規則第29条の４）

消毒・廃棄の命令の基準は、あらかじめ、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者の意見を聴き、特定外来生物の種類ごとに、付着又は混入が確認された輸入品等の品目に応じ、主務大臣が別に告示で定めることとしている。

（６）その他

①罰則（法第32条、第33条、第35条関係）

特定外来生物の放出等の許可の規定が新たに設けられたこと等に伴い、罰則について所要の改正を行った。

②権限の委任（規則第36条関係）

法及び規則に規定する主務大臣の権限のうち、放出等の許可等について地方支分部局の長に委任することとした。

③飼養等の禁止の適用除外の追加（規則第２条関係）

法第４条に基づく飼養等の禁止の適用除外として、法第９条の３第１項等の規定に基づく命令による措置を執るために行う一時的な保管又は運搬を追加したほか、鳥獣保護法の規定に基づき特定外来生物である鳥獣を捕獲等した際に、その処分のためにやむを得ず一時的な保管又は運搬をする場合があり、鳥獣保護法第９条第１項、第11条第１項又は第13条第１項の規定に基づいて捕獲等をした特定外来生物を処分するための一時的な保管又は運搬についても追加した。

特定外来生物一覧（指定日順）

参考資料6-1

時期	種類数	分類群	種 名	
			和名	学名
公布：平成17年4月27日 施行：平成17年6月1日	1 科 2 属 39種 (42種類)	哺乳類 (11種)	フクロギツネ	<i>Trichosurus vulpecula</i>
			タイワンザル	<i>Macaca cyclopis</i>
			カニクイザル	<i>Macaca fascicularis</i>
			アカゲザル	<i>Macaca mulatta</i>
			ヌートリア	<i>Myocastor coypus</i>
			クリハラリス	<i>Callosciurus erythraeus</i>
			トウブハイイロリス	<i>Sciurus carolinensis</i>
			カニクイアライグマ	<i>Procyon cancrivorus</i>
			アライグマ	<i>Procyon lotor</i>
			ジャワマンゲース	<i>Herpestes javanicus</i>
			キョン	<i>Muntiacus reevesi</i>
		鳥類 (4種)	ガビチョウ	<i>Garrulax canorus</i>
			カオグロガビチョウ	<i>Garrulax perspicillatus</i>
			カオジロガビチョウ	<i>Garrulax sannio</i>
			ソウシチョウ	<i>Leiothrix lutea</i>
		爬虫類 (6種)	カミツキガメ	<i>Chelydra serpentina</i>
			グリーンアノール	<i>Anolis carolinensis</i>
			ブラウンアノール	<i>Anolis sagrei</i>
			ミナミオオガシラ	<i>Boiga irregularis</i>
			タイワンスジオ	<i>Elaphe taeniura friesi</i>
			タイワンハブ	<i>Protobothrops mucrosquamatus</i>
		両生類 (1種)	オオヒキガエル	<i>Bufo marinus</i>
		魚類 (4種)	チャンネルキャットフィッシュ	<i>Ictalurus punctatus</i>
			ブルーギル	<i>Lepomis macrochirus</i>
			コクチバス	<i>Micropterus dolomieu</i>
			オオクチバス	<i>Micropterus salmoides</i>
		昆虫類 (3種)	アルゼンチンアリ	<i>Linepithema humile</i>
			アカカミアリ*****	<i>Solenopsis geminata</i>
			ヒアリ*****	<i>Solenopsis invicta</i>
		無脊椎動物 (1 科 2 属 7 種)	キョクトウサソリ科全種	-
			アトラクス属全種	<i>Atrax</i> 属
			ハドロニユケ属全種	<i>Hadronyche</i> 属
			ロクソスケレス・ガウコ	<i>Loxosceles gaucho</i>
			ロクソスケレス・ラエタ	<i>Loxosceles laeta</i>
			ロクソスケレス・レクルサ	<i>Loxosceles reclusa</i>
			ハイイロゴケグモ*	<i>Latrodectus geometricus</i>
			セアカゴケグモ*	<i>Latrodectus hasseltii</i>
			クロゴケグモ*	<i>Latrodectus mactans</i>
			ジウサンボシゴケグモ*	<i>Latrodectus tredecimguttatus</i>
		植物 (3 種)	ナガエツルノゲイトウ	<i>Alternanthera philoxeroides</i>
			ブラジルチドメグサ	<i>Hydrocotyle ranunculoides</i>
			ミズヒマワリ	<i>Gymnocoronis spilanthoides</i>

公布：平成17年12月14日 施行：平成18年2月1日	9属 34種 (43種類)	哺乳類 (4属 5種)	ハリネズミ属全種	<i>Erinaceus</i> 属
			タイリクモモンガのうちエゾモモンガ以外のもの	<i>Pteromys volans</i> のうち <i>Pteromys volans orii</i> 以外のもの
			キタリスのうちエゾリス以外のもの	<i>Sciurus vulgaris</i> のうち <i>Sciurus vulgaris orientis</i> 以外のもの
			マスカラット	<i>Ondatra zibethicus</i>
			アメリカミンク	<i>Mustela vison</i>
			アキシシシカ属全種	<i>Axis</i> 属
			シカ属に属する種のうちホンシュウジカ、ケラマジカ、マゲシカ、キュウシュウジカ、ツシマジカ、ヤクシカ及びエゾシカ以外のもの	<i>Cervus</i> 属に属する種のうち <i>Cervus nippon centralis</i> 、 <i>Cervus nippon keramae</i> 、 <i>Cervus nippon mageshimae</i> 、 <i>Cervus nippon nippon</i> 、 <i>Cervus nippon pulchellus</i> 、 <i>Cervus nippon yakushimae</i> 及び <i>Cervus nippon yesoensis</i> 以外のもの
			ダマシカ属全種	<i>Dama</i> 属
			シフゾウ	<i>Elaphurus davidianus</i>
		両生類 (4種)	キューバズツキガエル	<i>Osteopilus septentrionalis</i>
			コキーコヤスガエル	<i>Eleutherodactylus coqui</i>
			ウシガエル	<i>Rana catesbeiana</i>
			シロアゴガエル	<i>Polypedates leucomystax</i>
		魚類 (9種)	ノーザンパイク**	<i>Esox lucius</i>
			マスキーパイク**	<i>Esox masquinongy</i>
			カダヤシ	<i>Gambusia affinis</i>
			ホワイトバス	<i>Morone chrysops</i>
			ストライプトバス	<i>Morone saxatilis</i>
			ヨーロピアンパーチ	<i>Perca fluviatilis</i>
			パイクパーチ	<i>Sander lucioperca</i>
			ケツギョ	<i>Siniperca chuatsi</i>
			コウライケツギョ	<i>Siniperca scherzeri</i>
		昆虫類 (1属 1種)	テナガコガネ属に属する種のうちヤンバルテナガコガネ以外のもの	<i>Cheirotonus</i> 属に属する種のうち <i>Cheirotonus jambar</i> 以外のもの
			コカミアリ	<i>Wasmannia auropunctata</i>
		無脊椎動物 (4属 6種)	アスタクス属全種*****	<i>Astacus</i> 属
			ウチダザリガニ*****	<i>Pacifastacus leniusculus</i>
			ラスティークレイフィッシュ*****	<i>Orconectes rusticus</i>
			ケラクス属全種*****	<i>Cherax</i> 属
			モクズガニ属全種のうちモクズガニ以外のもの*****	<i>Eriocheir</i> 属に属する種のうち <i>Eriocheir japonica</i> 以外のもの
			カワヒバリガイ属全種	<i>Limnoperna</i> 属
			クワッガガイ	<i>Dreissena bugensis</i>
			カワホトトギスガイ	<i>Dreissena polymorpha</i>
			ヤマヒタチオビ	<i>Euglandina rosea</i>
			ニューギニアヤリガタリクウズムシ	<i>Platydemus manokwari</i>
			ボタンウキクサ	<i>Pistia stratiotes</i>
			アゾラ・クリスタタ	<i>Azolla cristata</i>
			オオキンケイギク	<i>Coreopsis lanceolata</i>

		植物 (9種)	オオハンゴンソウ	<i>Rudbeckia laciniata</i>
			ナルトサワギク	<i>Senecio madagascariensis</i>
			アレチウリ	<i>Sicyos angulatus</i>
			オオフサモ	<i>Myriophyllum aquaticum</i>
			スパルティナ・アングリカ***	<i>Spartina anglica</i>
			オオカワヂシャ	<i>Veronica anagallis - aquatica</i>
公布：平成18年7月13日 施行：平成18年9月1日	2属 1種 (3種類)	昆虫類 (2属 1種)	クモテナガコガネ属全種	<i>Euchirus</i> 属
			ヒメテナガコガネ属全種	<i>Propomacrus</i> 属
			セイヨウオオマルハナバチ	<i>Bombus terrestris</i>
公布：平成19年8月3日 施行：平成19年9月1日	1種	爬虫類 (1種)	アノリス・アングスティケプス	<i>Anolis angusticeps</i>
公布：平成19年11月16日 施行：平成20年1月1日	12種	爬虫類 (6種)	ナイトアノール	<i>Anolis equestris</i>
			ガーマンアノール	<i>Anolis garmani</i>
			ミドリオオガシラ	<i>Boiga cyanea</i>
			イヌバオオガシラ	<i>Boiga cynodon</i>
			マングローブヘビ	<i>Boiga dendrophila</i>
			ボウシオオガシラ	<i>Boiga nigriceps</i>
		両生類 (6種)	ブレーンズヒキガエル	<i>Bufo cognatus</i>
			キンイロヒキガエル	<i>Bufo guttatus</i>
			アカボシヒキガエル	<i>Bufo punctatus</i>
			オークヒキガエル	<i>Bufo quercicus</i>
			テキサスヒキガエル	<i>Bufo speciosus</i>
			コノハヒキガエル	<i>Bufo typhonius</i>
公布：平成21年12月11日 施行：平成22年2月1日	1種	哺乳類 (1種)	シママングース	<i>Mungos mungo</i>
公布：平成23年5月18日 施行：平成23年7月1日	3種	爬虫類 (3種)	アノリス・アルログス	<i>Anolis allogus</i>
			アノリス・アルタケウス	<i>Anolis alutaceus</i>
			アノリス・ホモレキス	<i>Anolis homolechis</i>
公布：平成25年7月5日 施行：平成25年9月1日	2種	哺乳類 (2種)	フィンレイソンリス	<i>Callosciurus finlaysonii</i>
			フイリマングース****	<i>Herpestes auropunctatus</i>
公布：平成26年5月30日 施行：平成26年6月11日	1属 1種 3交雑種 (5種類)	哺乳類 (2交雑種)	タイワンザル×ニホンザル	<i>Macaca cyclopis</i> × <i>Macaca fuscata</i>
			アカゲザル×ニホンザル	<i>Macaca mulatta</i> × <i>Macaca fuscata</i>
		魚類 (1交雑種)	ホワイトバス×ストライプトバス	<i>Morone chrysops</i> × <i>Morone saxatilis</i>
		植物 (1属)	ルドウィギア・グランディフロラ	<i>Ludwigia grandiflora</i>
			スパルティナ属全種	<i>Spartina</i> 属
公布：平成26年5月30日 施行：平成26年8月1日	1種	鳥類 (1種)	カナダガン	<i>Branta canadensis</i>
公布：平成27年1月15日 施行：平成27年3月1日	1種	昆虫類 (1種)	ツマアカスズメバチ	<i>Vespa velutina</i>
公布：平成27年8月26日 施行：平成27年10月1日	1属	無脊椎動物 (1属)	ゴケグモ属に属する種のうちアカオ ビゴケグモ以外のもの	<i>Latrodectus</i> 属に属する種のうち <i>Latrodectus elegans</i> 以外のもの
		爬虫類 (2種 3交雑種)	ハナガメ	<i>Mauremys sinensis</i>
			スウィンホーキノボリトカゲ	<i>Japalura swinhonis</i>
			ハナガメ×ニホンイシガメ	<i>Mauremys sinensis</i> × <i>Mauremys japonica</i>
			ハナガメ×ミナミイシガメ	<i>Mauremys sinensis</i> × <i>Mauremys mutica</i>
			ハナガメ×クサガメ	<i>Mauremys sinensis</i> × <i>Mauremys reevesii</i>

公布：平成28年8月18日 施行：平成28年10月1日	1科 19種 4交雑種 (24種類)	両生類 (4種)	ヘリグロヒキガエル	<i>Bufo melanostictus</i>
			ジョンストンコヤスガエル	<i>Eleutherodactylus johnstonei</i>
			オンシツガエル	<i>Eleutherodactylus planirostris</i>
			アジアジムグリガエル	<i>Kaloula pulchra</i>
		魚類 (1科 10種 1交雑種)	オオタナゴ	<i>Acheilognathus macropterus</i>
			コウライギギ	<i>Tachysurus fulvidraco</i>
			ブラウンプルヘッド	<i>Ameiurus nebulosus</i>
			フラットヘッドキャットフィッシュ	<i>Pylodictis olivaris</i>
			ヨーロッパナマズ	<i>Silurus glanis</i>
			カワカマス科全種	-
			カワカマス科に属する種間の交雑により生じた生物	-
			ガンブスィア・ホルプロオキ	<i>Gambusia holbrooki</i>
			ラウンドゴビー	<i>Neogobius melanostomus</i>
			ナイルパーチ	<i>Lates niloticus</i>
			ホワイトパーチ	<i>Morone americana</i>
			ラッフ	<i>Gymnocephalus cernua</i>
		植物 (3種)	ツルヒヨドリ	<i>Mikania micrantha</i>
			ナガエモウセンゴケ	<i>Drosera intermedia</i>
			ビーチグラス	<i>Ammophila arenaria</i>
公布：平成29年11月27日 施行：平成30年1月15日	14種	鳥類 (2種)	シリアカヒヨドリ	<i>Pycnonotus cafer</i>
			ヒゲガビチョウ	<i>Garrulax cineraceus</i>
		昆虫類 (12種)	クビアカツヤカミキリ	<i>Aromia bungii</i>
			アカボシゴマダラのうちアカボシゴマダラ奄美亜種以外のもの	<i>Hestina assimilis</i> のうち <i>Hestina assimilis shirakii</i> 以外のもの
			アングラートゥスマルバネクワガタ	<i>Neolucanus angulatus</i>
			バラデバマルバネクワガタ	<i>Neolucanus baladeva</i>
			ギガンテウスマルバネクワガタ	<i>Neolucanus giganteus</i>
			カツラマルバネクワガタ	<i>Neolucanus katsuraorum</i>
			マエダマルバネクワガタ	<i>Neolucanus maedai</i>
			マキシムスマルバネクワガタ	<i>Neolucanus maximus</i>
			ペラルマトゥスマルバネクワガタ	<i>Neolucanus perarmatus</i>
			サンダースマルバネクワガタ	<i>Neolucanus saundersii</i>
			タナカマルバネクワガタ	<i>Neolucanus tanakai</i>
			ウォーターハウスマルバネクワガタ	<i>Neolucanus waterhousei</i>
公布：平成29年11月27日 施行：平成30年4月1日	1科 1交雑種	魚類 (1科 1交雑種)	ガー科全種	-
			ガー科に属する種間の交雑により生じた生物	-

公布：令和2年9月11日 施行：令和2年11月2日	4 科 4 種群 5 種 1 交雑種 (14種類)	昆虫類 (4 種群 1 種 1 交雑種)	ハヤトゲフシアリ	<i>Lepisiota frauenfeldi</i>
			ソレノプシス・ゲミナタ種群の全種	<i>Solenopsis geminata</i> 種群
			ソレノプシス・サエヴィシマ種群の全種	<i>Solenopsis saevissima</i> 種群
			ソレノプシス・トゥリデンス種群の全種	<i>Solenopsis tridens</i> 種群
			ソレノプシス・ヴィルレンス種群の全種	<i>Solenopsis virulens</i> 種群
			上記4種群に属する種間の交雑により生じた生物	—
			甲殻類 (4 科 1 種)	ディケログアンマルス・ヴィルロス
		ザリガニ科の全種		-
		アメリカザリガニ科の全種のうちアメリカザリガニ以外のもの		<i>Cambaridae</i> 全種のうち <i>Procambarus clarkii</i> 以外のもの
		アジアザリガニ科の全種のうちニホンザリガニ以外のもの		<i>Cambaroididae</i> 全種のうち <i>Cambaroides japonicus</i> 以外のもの
		ミナミザリガニ科の全種		-
		植物 (3 種)	エフクレタヌキモ	<i>Utricularia</i> cf. <i>platensis</i>
			ウトゥリクラリア・インフラタ	<i>Utricularia inflata</i>
			ウトゥリクラリア・プラテンシス	<i>Utricularia platensis</i>
合 計	7 科13属 4 種群123種 9 交雑種 (156種類)			

・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令 別表第一 に基づき作成

(http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=417CO0000000169)

*ゴケグモ属4種については、平成27年10月1日に拡大指定されたゴケグモ属全種に包括

**ノーザンバイク及びマスキーバイクについては、平成28年10月1日に拡大指定されたカワカマス科全種に包括

***スバルティナ・アングリカについては、平成26年6月11日に拡大指定されたスバルティナ属全種に包括

****フイリマンダースは平成17年2月1日指定のジャワマンダースがフイリマンダースとジャワマンダースの2種に分かれたことに伴う種名の変更（追加）

*****アカミアリはソレノプシス・ゲミナタ種群全種に、ヒアリはソレノプシス・サエヴィシマ種群全種に、令和2年11月2日に拡大指定されて包括

*****アスタクス属全種とウチダザリガニはザリガニ科全種に、ラスティークレイフィッシュはアメリカザリガニ科全種に、ケラクス属全種はミナミザリガニ科全種に、令和2年11月2日に拡大指定されて包括

*****在来種であるオガサワラモクズガニが新たに確認されたため、令和2年11月2日に指定から除外

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき規制される生物のリスト【動物】

参考資料6-2

2005/6/1指定	2014/6/11指定
2006/2/1指定	2014/8/1指定
2006/9/1指定	2015/3/1指定
2007/9/1指定	2015/10/1指定
2008/1/1指定	2016/10/1指定
2010/2/1指定	2018/1/15指定
2011/7/1指定	2018/4/1指定
2013/9/1指定	2020/11/2指定

分類群	目	科	属	特定外来生物	未判定外来生物	属名証明書の添付が必要な生物
哺乳類 Mammalia	カンガルー目 Marsupialia	オポッサム科 Didelphidae	オポッサム属 <i>Didelphis</i>	なし	オポッサム属の全種	オポッサム科及びクスクス科の全種
			オポッサム科の他の全属	なし	なし	
		クスクス科 Phalangeridae	フクロギツネ属 <i>Trichosurus</i>	フクロギツネ (<i>T. vulpecula</i>)	クスクス科の全種 ただし、次のものを除く。 ・フクロギツネ	
			クスクス科の他の全属	なし	なし	
	モグラ目 Insectivora	ハリネズミ科 Erinaceidae	ハリネズミ属 <i>Erinaceus</i>	ハリネズミ属の全種	なし	ハリネズミ属、アフリカハリネズミ属、オオミミハリネズミ属、メセキヌス属の全種
			アフリカハリネズミ属 <i>Atelerix</i> オオミミハリネズミ属 <i>Hemiechinus</i> メセキヌス属 <i>Mesechinus</i>	なし	アフリカハリネズミ属全種 オオミミハリネズミ属全種 メセキヌス属全種 ただし、次のものを除く。 ・ヨツユビハリネズミ (<i>A. albiventris</i>)	
	霊長目 (サル目) Primates	オナガザル科 Cercopithecidae	マカカ属 <i>Macaca</i>	タイワンザル (<i>M. cyclops</i>)	マカカ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・タイワンザル ・カニクイザル ・アカゲザル ・ニホンザル	マカカ属の全種
				カニクイザル (<i>M. fascicularis</i>)	・タイワンザル ・カニクイザル ・アカゲザル ・ニホンザル	
				アカゲザル (<i>M. mulatta</i>)	・タイワンザル × ニホンザル (<i>M. cyclops</i> × <i>M. fuscata</i>) ・タイワンザル × ニホンザル (<i>M. mulatta</i> × <i>M. fuscata</i>)	
				タイワンザル × ニホンザル (<i>M. cyclops</i> × <i>M. fuscata</i>)	マカカ属に属する種間の交雑により生じた生物 ただし、次のものを除く。 ・タイワンザル × ニホンザル ・アカゲザル × ニホンザル	
	ネズミ目 Rodentia	バカ科 Agoutidae	バカ科の全属	なし	なし	バカ科、フチア科、バカラナ科、ヌートリア科の全種
				なし	なし	
				なし	なし	
				なし	なし	
		リス科 Sciuridae	ハイガシラリス属 <i>Callosciurus</i>	クリハラリス(タイワンリス) (<i>C. erythraeus</i>)	ハイガシラリス属の全種 ただし、次のものを除く。 ・クリハラリス(タイワンリス) ・フィンレイソンリス	リス科の全種
				フィンレイソンリス (<i>C. finlaysonii</i>)	・フィンレイソンリス	
			プテロミウス属 <i>Pteromys</i>	タイリクモモンガ (<i>P. volans</i>)	なし	
				ただし、次のものを除く。 ・エゾモモンガ (<i>P. volans orii</i>)	なし	
		リス属 <i>Sciurus</i>	リス属 <i>Sciurus</i>	トウブハイロリス (<i>S. carolinensis</i>)	リス属の全種 ただし、次のものを除く。 ・トウブハイロリス ・ニホンリス(<i>S. lis</i>) ・キタリス(エゾリスも含む)	リス属の全種
				キタリス(<i>S. vulgaris</i>) ただし、次のものを除く。 ・エゾリス(<i>S. vulgaris orientis</i>)	・ニホンリス(<i>S. lis</i>) ・キタリス(エゾリスも含む)	
		リス科の他の全属	リス科の他の全属	なし	なし	リス科の全種
				なし	なし	
		ネズミ科 Muridae	マスカラット属 <i>Ondatra</i>	マスカラット (<i>O. zibethicus</i>)	なし	マスカラット属の全種
	食肉目 (ネコ目) Carnivora	アライグマ科 Procyonidae	アライグマ属 <i>Procyon</i>	カニクイアライグマ (<i>P. cancrivorus</i>)	なし	アライグマ属の全種
				アライグマ (<i>P. lotor</i>)	なし	
		イタチ科 Mustelidae	イタチ属 <i>Mustela</i>	アメリカミンク (<i>M. vison</i>)	イタチ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・オコジョ(<i>M. erminea</i>) ・ニホンイタチ(<i>M. itatsi</i>) ・イイズナ(<i>M. nivalis</i>) ・フェレット(<i>M. putorius furo</i>) ・チョウセンイタチ(<i>M. sibirica</i>) ・アメリカミンク	イタチ属の全種
				イタチ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・オコジョ(<i>M. erminea</i>) ・ニホンイタチ(<i>M. itatsi</i>) ・イイズナ(<i>M. nivalis</i>) ・フェレット(<i>M. putorius furo</i>) ・チョウセンイタチ(<i>M. sibirica</i>) ・アメリカミンク	イタチ属の全種	
		マンギース科 Herpestidae	エジプトマンギース属 <i>Herpestes</i>	ファイリマンギース (<i>H. auropunctatus</i>)	マンギース科の全種 ただし、次のものを除く。 ・ファイリマンギース ・ジャワマンギース ・シママンギース ・シママンギース ・スリカタ(<i>Suricata</i>)属全種	マンギース科の全種
				ジャワマンギース (<i>H. javanicus</i>)	マンギース科の全種 ただし、次のものを除く。 ・ファイリマンギース ・ジャワマンギース ・シママンギース ・スリカタ(<i>Suricata</i>)属全種	
			シママンギース属 <i>Mungos</i>	シママンギース (<i>M. mungo</i>)	マンギース科の全種 ただし、次のものを除く。 ・ファイリマンギース ・ジャワマンギース ・シママンギース ・スリカタ(<i>Suricata</i>)属全種	
			マンギース科の他の全属	なし	なし	
	偶蹄目 (ウシ目) Artiodactyla	シカ科 Cervidae	アキシスジカ属 <i>Axis</i>	アキシスジカ属の全種	なし	アキシスジカ属、シカ属、ダマシカ属の全種及びシフゾウ
			シカ属 <i>Cervus</i>	シカ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・ホンシュウジカ(<i>C. nippon centralis</i>) ・ケラマジカ(<i>C. nippon keramae</i>) ・マゲシカ(<i>C. nippon mageshimae</i>) ・キュウシュウジカ(<i>C. nippon nippon</i>) ・ツシマジカ(<i>C. nippon yakushimae</i>) ・ヤクシカ(<i>C. nippon yakushimae</i>) ・エゾシカ(<i>C. nippon yesoensis</i>)		
				シカ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・ホンシュウジカ(<i>C. nippon centralis</i>) ・ケラマジカ(<i>C. nippon keramae</i>) ・マゲシカ(<i>C. nippon mageshimae</i>) ・キュウシュウジカ(<i>C. nippon nippon</i>) ・ツシマジカ(<i>C. nippon yakushimae</i>) ・ヤクシカ(<i>C. nippon yakushimae</i>) ・エゾシカ(<i>C. nippon yesoensis</i>)		
				シカ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・ホンシュウジカ(<i>C. nippon centralis</i>) ・ケラマジカ(<i>C. nippon keramae</i>) ・マゲシカ(<i>C. nippon mageshimae</i>) ・キュウシュウジカ(<i>C. nippon nippon</i>) ・ツシマジカ(<i>C. nippon yakushimae</i>) ・ヤクシカ(<i>C. nippon yakushimae</i>) ・エゾシカ(<i>C. nippon yesoensis</i>)		
			ダマシカ属 <i>Dama</i>	ダマシカ属の全種		

			シフゾウ属 <i>Elaphurus</i>	シフゾウ (<i>E. davidianus</i>)		
			ホエジカ属 <i>Muntiacus</i>	キョン(<i>M. reevesi</i>)	ホエジカ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・キョン	ホエジカ属の全種
鳥綱 Aves	カモ目 Anseriformes	カモ科 Anatidae	ブランタ属 <i>Branta</i>	カナダガン(<i>B. canadensis</i>)	ブランタ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・コクガン(<i>B. bernicla</i>) ・カナダガン ・シジュウカラガン(<i>B. huhutchinsii leucopareia</i>) ・ヒメシジュウカラガン(<i>B. huhutchinsii minima</i>)	ブランタ属の全種
	スズメ目 Passeriformes	ヒヨドリ科 Pyronotidae	シロガシラ属 <i>Pycnonotus</i>	シリアカヒヨドリ (<i>P. cafer</i>)	なし	シロガシラ属の全種
		チメドリ科 Timallidae	ガビチョウ属 <i>Garrulax</i>	ガビチョウ (<i>G. canorus</i>)	チメドリ科の全種 ただし、次のものを除く。 ・ガビチョウ ・ヒゲガビチョウ ・カオグロガビチョウ ・カオジロガビチョウ ・ソウシチョウ	チメドリ科の全種
				ヒゲガビチョウ (<i>G. cineraceus</i>)		
				カオグロガビチョウ (<i>G. perspicillatus</i>)		
				カオジロガビチョウ (<i>G. sannio</i>)		
			ソウシチョウ属 <i>Leiothrix</i>	ソウシチョウ (<i>L. lutea</i>)		
			チメドリ科の他の全属	なし		
爬虫綱 Reptilia	カメ目 Testudinata	カミツキガメ科 Chelydridae	カミツキガメ属 <i>Chelydra</i>	カミツキガメ (<i>C. serpentina</i>)	なし	カミツキガメ科の全種
		インガメ科 Geoemydidae	カミツキガメ科の他の全属	なし	なし	インガメ属全種 ハナガメ×インガメ科に属するその他の種間の交雑により生じた生物
			インガメ属 <i>Mauremys</i>	ハナガメ(台湾ハナガメ) (<i>M. sinensis</i>)	なし	
				ハナガメ × ニホンインガメ (<i>M. sinensis</i> × <i>M. japonica</i>)	なし	
				ハナガメ × ミナミインガメ (<i>M. sinensis</i> × <i>M. mutica</i>)	なし	
	トカゲ亜目 Squamata	アガマ科 Agamidae	キノボリトカゲ属 <i>Japalura</i>	スウィンホーキノボリトカゲ (<i>J. swinhonis</i>)	なし	スウィンホーキノボリトカゲ
		タテガミトカゲ(イグアナ)科 Iguanidae (Polychrotidae)	アノール属 <i>Anolis</i>	アノリス・アルログス (<i>A. allogus</i>)	アノール属及びノロプス属の全種 ただし、次のものを除く。 ・アノリス・アルログス ・アノリス・アルタケウス ・アノリス・アングスティケプス ・グリーンアノール ・ナイトアノール ・ガーマンアノール ・アノリス・ホモレキス ・ブラウンアノール	アノール属及びノロプス属の全種
				アノリス・アルタケウス (<i>A. alutaceus</i>)		
				アノリス・アングスティケプス (<i>A. angusticeps</i>)		
				グリーンアノール (<i>A. carolinensis</i>)		
				ナイトアノール (<i>A. equestris</i>)		
				ガーマンアノール (<i>A. garmani</i>)		
				アノリス・ホモレキス (<i>A. homolechis</i>)		
				ブラウンアノール (<i>A. sagrei</i>)		
			ノロプス属 <i>Norops</i>	なし		
	ヘビ亜目	ナミヘビ科 Colubridae	オオガシラ属 <i>Boiga</i>	ミドリオオガシラ (<i>B. cyanea</i>)	オオガシラ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・ミドリオオガシラ ・イヌバオオガシラ ・マングロープヘビ ・ミナミオオガシラ ・ボウシオオガシラ	オオガシラ属及びチャマダラヘビ属の全種
				イヌバオオガシラ (<i>B. cynodon</i>)		
				マングロープヘビ (<i>B. dendrophila</i>)		
				ミナミオオガシラ (<i>B. irregularis</i>)		
				ボウシオオガシラ (<i>B. nigriceps</i>)		
			チャマダラヘビ属 <i>Psammodynastes</i>	なし	なし	
		クサリヘビ科 Viperidae	ナメラ属 <i>Elaphe</i>	タイワンスジオ (<i>E. taeniura friesii</i>)	スジオナメラ(<i>E. taeniura</i>) ただし、次のものを除く。 ・タイワンスジオ ・サキシマスジオ(<i>E. taeniura schmackeri</i>)	スジオナメラ及びホウシャナメラ
			ハブ属 <i>Protobothrops</i>	タイワンハブ (<i>P. mucrosquamatus</i>)	ハブ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・サキシマハブ(<i>P. elegans</i>) ・ハブ(<i>P. flavoviridis</i>) ・タイワンハブ(<i>P. mucrosquamatus</i>) ・トカラハブ(<i>P. tokarensis</i>)	ヤジリハブ属及びハブ属の全種
			ヤジリハブ属 <i>Bothrops</i>	なし	なし	
無尾目		ヒキガエル科 Bufonidae	ヒキガエル属 <i>Bufo</i>	ブレーンズヒキガエル (<i>B. cognatus</i>)	ヒキガエル属の全種 ただし次のものを除く。 ・ブレーンズヒキガエル ・テキサスミドリヒキガエル(<i>B. debilis</i>) ・ミヤコヒキガエル(<i>B. gargarizans miyakonis</i>) ・キンイロヒキガエル ・ニホンヒキガエル(<i>B. japonicus</i>) ・オオヒキガエル ・ヘリグロヒキガエル ・ロココヒキガエル(<i>B. paracnemis</i>) ・アカボシヒキガエル ・オークヒキガエル ・テキサスヒキガエル ・ナンブヒキガエル(<i>B. terrestris</i>) ・ナガラヒキガエル(<i>B. torrenticola</i>) ・コノハヒキガエル ・ガルフコーストヒキガエル(<i>B. valliceps</i>) ・ヨーロッパミドリヒキガエル(<i>B. viridis</i>)	ヒキガエル属の全種(ただし、幼生についてはカエル目全種)
				キンイロヒキガエル (<i>B. guttatus</i>)		
				オオヒキガエル (<i>B. marinus</i>)		
				ヘリグロヒキガエル (<i>B. melanostictus</i>)		
				アカボシヒキガエル (<i>B. punctatus</i>)		
				オークヒキガエル (<i>B. quercicus</i>)		
				テキサスヒキガエル (<i>B. speciosus</i>)		
				コノハヒキガエル (<i>B. typhonius</i>)		

両生綱 Amphibia	(カエル目) Anura	アマガエル科 Hylidae	ズツキガエル属 <i>Osteopilus</i>	キューバスツキガエル (キューバアマガエル) (<i>O. septentrionalis</i>)	ズツキガエル属の全種 ただし、次のものを除く。 ・キューバスツキガエル	ズツキガエル属の全種(ただし、幼生についてはカエル目全種)
		ユビナガガエル科 Leptodactylidae	コヤスガエル属 <i>Eleutherodactylus</i>	コキーコヤスガエル (<i>E. coqui</i>) ジョンストンコヤスガエル (<i>E. johnstonei</i>) オンシツガエル (<i>E. planirostris</i>)	なし	コヤスガエル属の全種(ただし、幼生についてはカエル目全種)
		ジムグリガエル科 Microhylidae	ジムグリガエル属 <i>Kaloula</i>	アジアジムグリガエル (<i>K. pulchra</i>)	なし	アジアジムグリガエル(ただし、幼生についてはカエル目全種)
		アカガエル科 Ranidae	アカガエル属 <i>Rana</i>	ウシガエル (<i>R. catesbeiana</i>)	・ブロンズガエル(<i>R. clamitans</i>) ・ブタゴエガエル(<i>R. grylio</i>) ・リバーフロッグ(<i>R. heckscheri</i>) ・フロリダボッグフロッグ(<i>R. okaloosae</i>) ・ミンクフロッグ(<i>R. septentrionalis</i>) ・カーペンターフロッグ(<i>R. virgatipes</i>)	ウシガエル、ブロンズガエル、ブタゴエガエル、リバーフロッグ、フロリダボッグガエル、ミンクフロッグ、カーペンターフロッグ(ただし、幼生についてはカエル目全種)
		アオガエル科 Rhacophoridae	シロアゴガエル属 <i>Polypedates</i>	シロアゴガエル (<i>P. leucomystax</i>)	シロアゴガエル属の全種 ただし、次のものを除く。 ・シロアゴガエル	シロアゴガエル属の全種(ただし、幼生についてはカエル目全種)
条鰭亜綱 (魚類) Osteichthyes	ガー目 Lepisosteiformes	ガー科 Lepisosteidae	ガー属 <i>Atractosteus</i> <i>Lepisosteus</i>	ガー科の全種 Lepisosteidae spp. ガー科に属する種間の交雑により生じた生物	なし	ガー科の全種及びガー科に属する種間の交雑により生じた生物
	コイ目 Cypriniformes	コイ科 Cyprinidae	タナゴ属 <i>Acheilognathus</i>	オオタナゴ (<i>A. macropterus</i>)	なし	タナゴ属の全種
	ナマズ目 Siluriformes	ギバチ科 Bagridae	ギバチ属 <i>Tachysurus</i>	コウライギギ (<i>T. fulvitraco</i>)	なし	ギバチ属の全種
		イクタルス科 Ictaluridae	アメイルス属 <i>Ameiurus</i>	ブラウンブルヘッド (<i>A. nebulosus</i>)	アメイルス属の全種 ただし、次のものを除く。 ・ブラウンブルヘッド	アメイルス属及びイクタルス属の全種
			イクタルス属 <i>Ictalurus</i>	チャネルキャットフィッシュ (<i>I. punctatus</i>)	イクタルス属の全種 ただし、次のものを除く。 ・チャネルキャットフィッシュ	
			ピロディクティス属 <i>Pylodictis</i>	フラットヘッドキャットフィッシュ (<i>P. olivaris</i>)	なし	
		ナマズ科 Siluridae	ナマズ属 <i>Silurus</i>	ヨーロツバナマズ(ヨーロツバオオナマズ) (<i>S. glanis</i>)	なし	ナマズ属の全種
	カワカマス(バイク)目 Esociformes	カワカマス(バイク)科 Esocidae	カワカマス(バイク)属 <i>Esox</i>	カワカマス科の全種 Esocidae spp. カワカマス科に属する種間の交雑により生じた生物	なし	カワカマス科の全種及びカワカマス科に属する種間の交雑により生じた生物
	カダヤシ目 Cyprinodontiformes	カダヤシ科 Poeciliidae	カダヤシ属 <i>Gambusia</i>	カダヤシ (<i>G. affinis</i>) ガンブスィア・ホルブクロキ (<i>G. holbrooki</i>)	なし	カダヤシ及びガンブスィア・ホルブクロキ
	スズキ目 Perciformes (Percoidei)	サンフィッシュ科 Centrarchidae	ブルーギル属 <i>Lepomis</i>	ブルーギル (<i>L. macrochirus</i>)	サンフィッシュ科の全種 ただし、次のものを除く。 ・ブルーギル ・コクチバス ・オオクチバス	サンフィッシュ科の全種
			オオクチバス属 <i>Micropterus</i>	コクチバス (<i>M. dolomieu</i>) オオクチバス (<i>M. salmoides</i>)		
			サンフィッシュ科の他の全属 All other genera of Centrarchidae	なし		
			ハゼ科 Gobiidae	ネオゴビウス属 <i>Neogobius</i>		
		アカメ科 Centropomidae	アカメ属 <i>Lates</i>	ナイルバーチ (<i>L. niloticus</i>)	なし	アカメ科の全種
			アカメ科の他の全属 All genera of Centropomidae	なし	なし	
		モロネ科 (狭義) Moronidae	モロネ属 <i>Morone</i>	モロネ科の他の全属	なし	モロネ科の全種
				ホワイトバーチ (<i>M. americana</i>)	モロネ科の全種 ただし、次のものを除く。 ・ホワイトバーチ ・ホワイトバス ・ストライプトバス	
				ホワイトバス (<i>M. chrysops</i>)		
				ストライプトバス (<i>M. saxatilis</i>)		
				ホワイトバス × ストライプトバス (<i>M. chrysops</i> × <i>M. saxatilis</i>)	モロネ科に属する種間の交雑により生じた生物 ただし、次のものを除く。 ・ホワイトバス × ストライプトバス	モロネ科に属する種間の交雑により生じた生物
		ナンドス科 Nandidae	ナンドス科全属 All genera of Nandidae	なし	なし	ナンドス科の全種
		ペルクキティス科 (狭義) Percichthyidae	ガドプシス属 <i>Gadopsis</i>	なし	ガドプシス属の全種	ガドプシス属、マクルロケラ属、マククアリア属及びペルクキティス属の全種
			マクルロケラ属 <i>Maccullochella</i>	なし	マクルロケラ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・マーレーコツド(<i>M. peeli</i>)	
			マククアリア属 <i>Macquaria</i>	なし	マククアリア属の全種 ただし、次のものを除く。 ・ゴールデンバーチ(<i>M. ambigua</i>)	
	ペルクキティス属 <i>Percichthys</i>		なし	ペルクキティス属の全種		
	パーチ科 Percidae	ギムノケファルス属 <i>Gymnocephalus</i>	ラッフ (<i>G. cernuus</i>)	ギムノケファルス属の全種 ただし、次のものを除く。 ・ラッフ	ギムノケファルス属、ペルカ属、サンデル属及びズィンゲル属の全種	
		ペルカ属 <i>Perca</i>	ヨーロピアンバーチ (<i>P. fluviatilis</i>)	ペルカ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・ヨーロピアンバーチ		
サンデル属 <i>Sander</i> (<i>Stizostedion</i>)		バイクパーチ (<i>S. lucioperca</i>)	サンデル属全種 ただし、次のものを除く。 ・バイクパーチ			
ズィンゲル属 <i>Zingel</i>		なし	ズィンゲル属全種			
ケツギョ科 Sinipercaidae	ケツギョ属 <i>Siniperca</i>	ケツギョ (<i>S. chuatsi</i>) コウライケツギョ (<i>S. scherzeri</i>)	ケツギョ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・ケツギョ ・コウライケツギョ	ケツギョ属の全種		

昆虫綱 Insecta	チョウ目 Lepidoptera	タテハチョウ科 Nymphalidae	ゴマダラチョウ属 <i>Hestina</i>	アカボシゴマダラ(<i>H. assimilis</i>) ただし、次のものを除く。 ・アカボシゴマダラ奄美亜種 (<i>H. assimilis shirakii</i>)	なし	アカボシゴマダラ			
	コウチュウ目 Coleoptera	カミキリムシ科 Cerambycidae	ジャコウカミキリ属 <i>Aromia</i>	クビアカツヤカミキリ (<i>A. bungii</i>)	なし	クビアカツヤカミキリ			
		クワガタムシ科 Lucanidae	マルバネクワガタ属 <i>Neolucanus</i>	アングラートゥスマルバネクワガタ (<i>N. angulatus</i>)	なし	ムネアカセンシコガネ科、マンマルコガネ科、ホノ マグソクワガタ科、センシコガネ科、ヒゲトハナ ムグリ科、ニセコブスジコガネ科、アツバネコガネ 科、クワガタムシ科、アカマダラセンシコガネ科、 クロツヤムシ科、フユセンシコガネ科、コガネムシ 科、コブスジコガネ科の全種			
				バラデバマルバネクワガタ (<i>N. baladeva</i>)					
				ギガンテウスマルバネクワガタ (<i>N. giganteus</i>)					
				カツラマルバネクワガタ (<i>N. katsuraorum</i>)					
				マエダマルバネクワガタ (<i>N. maeda</i>)					
				マキシムスマルバネクワガタ (<i>N. maximus</i>)					
				ペラルマトゥスマルバネクワガタ (<i>N. perarmatus</i>)					
				サンダースマルバネクワガタ (<i>N. saundersii</i>)					
				タナカマルバネクワガタ (<i>N. tanakai</i>)					
				ウォーターハウスマルバネクワガタ (<i>N. waterhousei</i>)					
		コガネムシ科 Scarabaeidae	テナガコガネ属 <i>Cheironotus</i>	テナガコガネ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・ヤンバルテナガコガネ(<i>C. jambar</i>)	なし				
			クモテナガコガネ属 <i>Euchirus</i>	クモテナガコガネ属の全種	なし				
			ヒメテナガコガネ属 <i>Propomacrus</i>	ヒメテナガコガネ属の全種	なし				
	ハチ目 Hymenoptera	ミツバチ科 Apidae	マルハナバチ属 <i>Bombus</i>	セイヨウオオマルハナバチ (<i>B. terrestris</i>)	マルハナバチ属の全種 マルハナバチ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・コマルハナバチ(<i>B. ardens ardens</i>) ・エゾコマルハナバチ(<i>B. ardens sakagami</i>) ・ツシマコマルハナバチ(<i>B. ardens tsushimanus</i>) ・ヒメマルハナバチ(<i>B. beaticola beaticola</i>) ・アイヌヒメマルハナバチ (<i>B. beaticola moshkarareppus</i>) ・シコタンヒメマルハナバチ(<i>B. beaticola shikotanensis</i>) ・ナガマルハナバチ(<i>B. consobrinus wittenburgi</i>) ・ハイロマルハナバチ (<i>B. deuteronymus deuteronymus</i>) ・ホンシュウハイロマルハナバチ (<i>B. deuteronymus maruhanabachi</i>) ・トラマルハナバチ(<i>B. diversus diversus</i>) ・エゾトラマルハナバチ(<i>B. diversus tersatus</i>) ・ノザップマルハナバチ(<i>B. florilegus</i>) ・ミヤママルハナバチ(<i>B. honshuensis honshuensis</i>) ・エゾミヤママルハナバチ(<i>B. honshuensis tkalcui</i>) ・アカマルハナバチ(<i>B. hypnorum koropokkrus</i>) ・オオマルハナバチ(<i>B. hypocrita hupocrita</i>) ・エゾオオマルハナバチ(<i>B. hypocrita hupocrita</i>) ・クロマルハナバチ(<i>B. ignitus</i>) ・チシママルハナバチ(<i>B. oceanicus</i>) ・ニセハイロマルハナバチ(<i>B. pseudobaicalensis</i>) ・シュレンクマルハナバチ(<i>B. schrencki abidopleuralis</i>) ・ウルツシュレンクマルハナバチ (<i>B. schrencki konakovi</i>) ・クナシリシュレンクマルハナバチ (<i>B. schrencki kuwayamai</i>) ・セイヨウオオマルハナバチ(<i>B. terrestris</i>) ・ウスリーマルハナバチ(<i>B. ussuriensis</i>) ・エゾナガマルハナバチ(<i>B. yezoensis</i>)	マルハナバチ属の全種			
				トゲフシアリ属 <i>Lepisiota</i>			ハヤトゲフシアリ (<i>Lepisiota frauenfeldi</i>)	なし	ハヤトゲフシアリ
				アルゼンチンアリ属 <i>Linepithema</i>			アルゼンチンアリ (<i>L. humile</i>)	なし	アルゼンチンアリ
		アリ科 Formicidae	トフシアリ属 <i>Solenopsis</i>	ソレノプシス・ゲミナタ種群の全種	なし	トフシアリ属の全種			
				ソレノプシス・サエヴィシマ種群の全種	なし				
ソレノプシス・トゥリデンス種群の全種				なし					
ソレノプシス・ヴィルレンス種群の全種				なし					
上記4種群に属する種間の交雑により生じた生物				なし					
ワンスマニア属 <i>Wasmannia</i>				コカミアリ (<i>W. auropunctata</i>)	なし		コカミアリ		
スズメバチ科 Vespidae			ベスバ属 <i>Vespa</i>	ツマアカスズメバチ (<i>V. velutina</i>)	なし	スズメバチ属の全種			
甲殻類 Crustacea	ヨコエビ目 Amphipoda	ヨコエビ科 Gammaridae	ディケログアンマルス属 <i>Dikerogammarus</i>	ディケログアンマルス・ヴィルロス (<i>Dikerogammarus villosus</i>)	ディケログアンマルス属の全種 ただし、次のものを除く ・ディケログアンマルス・ヴィルロス (<i>Dikerogammarus villosus</i>)	ディケログアンマルス属の全種			
	エビ目 Decapoda	ザリガニ科 Astacidae	ザリガニ科の全属 All genera of Astacidae	ザリガニ科の全種	なし	ザリガニ科の全種			
		アメリカザリガニ科 Cambaridae	アメリカザリガニ科の全属 All genera of Cambaridae	アメリカザリガニ科の全種 ただし、次のものを除く ・アメリカザリガニ (<i>Procambarus clarkii</i>)	なし	アメリカザリガニ科の全種			
		アジアザリガニ科 Cambaroididae	アジアザリガニ科の全属 All genera of Cambaroididae	アジアザリガニ科の全種 ただし、次のものを除く。 ・ニホンザリガニ (<i>Cambaroides japonicus</i>)	なし	アジアザリガニ科の全種			
		ミナミザリガニ科 Parastacidae	ミナミザリガニ科の全属 All genera of Parastacidae	ミナミザリガニ科の全種	なし	ミナミザリガニ科の全種			

			モクスガニ科 Varunidae	モクスガニ属 <i>Eriocheir</i>	モクスガニ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・モクスガニ (<i>Eriocheir japonica</i>) ・オガサワラモクスガニ (<i>Eriocheir ogasawaraensis</i>)	なし	モクスガニ属の全種	
クモ綱 Arachnid	サソリ目 Scorpiones	キョクトウサソリ科 Buthidae	キョクトウサソリ科の全属 All genera of Buthidae	キョクトウサソリ科の全種	なし	なし	サソリ目に含まれる全科全属全種	
	クモ目 Araneae	ジョウゴモ科 Hexathelidae	アトラクス属 <i>Atrax</i>	アトラクス属の全種	なし	なし	アトラクス属及びハドロニユケ属の全種	
		イトグモ科 Loxoscelidae	ハドロニユケ属 <i>Hadronyche</i>	ハドロニユケ属の全種	なし	なし	イトグモ属の全種	
			イトグモ属 <i>Loxosceles</i>	ロクススケレス・ガウコ (<i>L. gaucho</i>)	なし	なし		イトグモ属の全種
			ロクススケレス・ラエタ (<i>L. laeta</i>)					
ヒメグモ科 Theridiidae	ゴケグモ属 <i>Latrodectus</i>	ゴケグモ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・アカオビゴケグモ(<i>L. elegans</i>)	なし	なし	ゴケグモ属の全種			
軟体動物門 Mollusca	イガイ目 Mytiloidea	イガイ科 Mytilidae	カワヒバリガイ属 <i>Limnoperna</i>	カワヒバリガイ属の全種	なし	なし	カワヒバリガイ属の全種	
	マルスダレガイ目 Veneroidea	カワホトギス科 Dreissenidae	ドレイセナ属 <i>Dreissena</i>	クワツガガイ (<i>D. bugensis</i>)	なし	クワツガガイ		
				カワホトギスガイ (<i>D. polymorpha</i>)		カワホトギスガイ		
	マイマイ目 Stylommatophora	ハプロトレマティダエ科 Haplotrematidae	アノコトレマ属 <i>Ancotrema</i> ハプロトレマ属 <i>Haplotrema</i>	なし	なし	ハプロトレマティダエ科の全種	ハプロトレマティダエ科、オレアキニダエ科、スリツヤマイマイ科、スピラクスィダエ科、ネジレガイ科、オカチヨウジガイ科の全種	
		オレアキニダエ科 Oleacinidae	オレアキニダエ科の全属	なし	なし	オレアキニダエ科の全種		
		スリツヤマイマイ科 Rhytididae	スリツヤマイマイ科全属	なし	なし	スリツヤマイマイ科の全種		
		スピラクスィダエ科 Spiraxidae	エウグランディナ属 <i>Euglandina</i>	ヤマヒタチオビ (オカヒタチオビ) (<i>E. rosea</i>)	なし	スピラクスィダエ科の全種 ただし、次のものを除く。 ・ヤマヒタチオビ		
			スピラクスィダエ科の他の全属	なし				
		ネジレガイ(タワラガイ)科 Streptaxidae	ネジレガイ(タワラガイ)科全属	なし	なし	ネジレガイ科の全種 ただし、次のものを除く。 ・ソメツケダワラガイ(<i>Indoennea bicolor</i>) ・コメツブダワラガイ(<i>Sinoennea densecostata</i>) ・ツヤダワラガイ(<i>Sinoennea insularis</i>) ・タワラガイ(<i>Sinoennea iwakawa</i>) ・ミヤコダワラガイ(<i>Sinoennea miyakojimana</i>) ・ヨナクニダワラガイ(<i>Sinoennea yonakunijimana</i>)		
		オカチヨウジガイ(オカチキレガイ)科 Subulinidae	オカチヨウジガイ(オカチキレガイ)科の全属	なし	なし	オカチヨウジガイ科の全属 ただし、次のものを除く。 ・マルオカチヨウジガイ(<i>Allopeas brevispirum</i>) ・オカチヨウジガイ (<i>A. clavulinum kyotoense</i>) ・オオオカチヨウジガイ(<i>A. gracilis</i>) ・ユウドウオカチヨウジガイ(<i>A. heudei</i>) ・トクサオカチヨウジガイ(<i>A. javanicum</i>) ・シリプトオカチヨウジガイ (<i>A. mauritianum obesispira</i>) ・ホソオカチヨウジガイ(<i>A. pyrgula</i>) ・サツマオカチヨウジガイ(<i>A. satsumense</i>) ・オオクビキレガイ(<i>Rumina decollata</i>) ・オカチキレガイ(<i>Subulina octona</i>)		
扁形動物門 Platyhelminthes	三岐腸 Tricladida	ヤリガタリクウズムシ科 Rhynchodemidae	プラテュデムス属 <i>Platydemus</i>	ニューギニアヤリガタリクウズムシ (<i>P. manokwari</i>)	なし	なし	ニューギニアヤリガタリクウズムシ	

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき規制される生物のリスト【植物】

2005/6/1指定	2014/6/11指定
2006/2/1指定	2014/8/1指定
2006/9/1指定	2015/3/1指定
2007/9/1指定	2015/10/1指定
2008/1/1指定	2016/10/1指定
2010/2/1指定	2018/1/15指定
2011/7/1指定	2018/4/1指定
2013/9/1指定	2020/11/2指定

分類群	科	属	特定外来生物	未判定外来生物	別名証明書の提出が必要な生物
維管束植物 Tracheophyte	ヒユ科 Amaranthaceae	ツルノゲイトウ属 <i>Alternanthera</i>	ナガエツルノゲイトウ (<i>A. philoxeroides</i>) (茎・根を含む)	なし	ツルノゲイトウ属の全種
	セリ科 Apiaceae	チドメグサ属 <i>Hydrocotyle</i>	ブラジルチドメグサ (<i>H. ranunculoides</i>) (茎・根を含む)	ヒュドロコティレ・ボナリエンスイス (<i>H. bonariensis</i>) ヒュドロコティレ・ウンベルラタ (<i>H. umbellata</i>)	チドメグサ属の全種
	サトイモ科 Araceae	ボタンウキクサ属 <i>Pistia</i>	ボタンウキクサ (<i>P. stratiotes</i>) (茎・根を含む)	なし	ボタンウキクサ
	アカウキクサ科 Azollaceae	アカウキクサ属 <i>Azolla</i>	アゾラ・クリスタタ (<i>A. cristata</i>) (茎を含む)	なし	アカウキクサ属の全種
	キク科 Compositae	ハルシャギク属 <i>Coreopsis</i>	オオキンケイギク (<i>C. lanceolata</i>) (根を含む)	なし	ハルシャギク属の全種
		ミズヒマワリ属 <i>Gymnocoronis</i>	ミズヒマワリ (<i>G. spilanthis</i>) (茎・根を含む)	なし	ミズヒマワリ属の全種
		ツルギク属 <i>Mikania</i>	ツルヒヨドリ (<i>M. micrantha</i>) (根を含む)	なし	ツルギク属の全種
		オオハンゴンソウ属 <i>Rudbeckia</i>	オオハンゴンソウ (<i>R. laciniata</i>) (根を含む)	なし	オオハンゴンソウ属の全種
		キオン(サワギク)属 <i>Senecio</i>	ナルトサワギク (<i>S. madagascariensis</i>) (茎・根を含む)	なし	キオン属の全種
	ウリ科 Cucurbitaceae	アレチウリ属 <i>Sicyos</i>	アレチウリ (<i>S. angulatus</i>)	なし	アレチウリ属の全種
	モウセンゴケ科 Droseraceae	モウセンゴケ <i>Drosera</i>	ナガエモウセンゴケ (<i>D. intermedia</i>) (茎・根を含む)	なし	モウセンゴケ属の全種
	アリノトウグサ科 Haloragaceae	フサモ属 <i>Myriophyllum</i>	オオフサモ (<i>M. aquaticum</i>) (茎・根を含む)	なし	フサモ属の全種
	タスキモ科 Lentibulariaceae	タスキモ属 <i>Utricularia</i>	エフクレタスキモ (<i>Utricularia cf. platensis</i>)	なし	タスキモ属の全種
			ウトウリクラリア・インフラタ (<i>Utricularia inflata</i>)		
			ウトウリクラリア・プラテンシス (<i>Utricularia platensis</i>)		
	アカバナ科 Onagraceae	チョウジタデ属 <i>Ludwigia</i>	ルドウィギア・グランディフロラ(※オオバナミズキンバイ等) (<i>L. grandiflora</i>) (茎・根を含む)	なし	チョウジタデ属の全種
	イネ科 Poaceae	オオハマガヤ属 <i>Amnophila</i>	ビーチグラス (<i>A. arenaria</i>) (根を含む)	なし	オオハマガヤ属の全種
		スバルティナ属 <i>Spartina</i>	スバルティナ属全種 (茎・根を含む)	なし	スバルティナ属の全種
	ゴマノハグサ科 Scrophulariaceae	クワガタソウ属 <i>Veronica</i>	オオカワヂシャ※ (<i>V. anagallis-aquatica</i>) (根を含む)	なし	クワガタソウ属の全種

Largemouth bass
オオクチバス

Signal crayfish
ウチダザリガニ

Bullfrog
ウシガエル

Raccoon
アライグマ

Small Indian
mongoose
フイリマンゲース

Large earth
bumblebee
セイヨウオオマルハナバチ

Redback spider
セアカゴケグモ

Cutleaf coneflower
オオハongoソウ

Argentine ant
アルゼンチンアリ

Green anole
グリーンアノール

外来種被害防止行動計画

生物多様性条約・愛知目標の達成に向けて

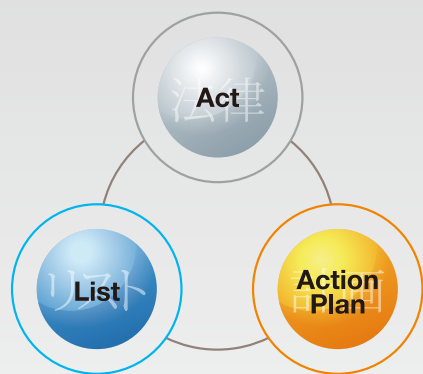


策定までの経緯



第1部 第1章 第1節
外来種対策をめぐる主な動向

- ・1992年 生物多様性条約採択（第8条に外来種対策について明記）
- ・2002年 生物多様性条約第6回締約国会議（COP6）で外来種に関する「指針原則」が採択
- ・2005年 「特定外来生物による生態系等に及ぼす被害の防止に関する法律（外来生物法）」施行
- ・2010年 生物多様性条約COP10で採択された愛知目標の個別目標9で侵略的外来種について明記
- ・2012年 「生物多様性国家戦略2012-2020」において、「外来種被害防止行動計画」と「生態系被害防止外来種リスト」を愛知目標の達成に向け策定・作成することを明記
- ・2015年 「外来種被害防止行動計画」と「生態系被害防止外来種リスト」を公表



環境省



農林水産省



国土交通省

外来種を知る

本資料は、「外来種被害防止行動計画」の重要なポイントをまとめたものです。
各項目には、行動計画に対応する項目と項目名を付しておりますので、
詳細については行動計画本体をご参照ください。

外来種とは？

第1部 第1章 第2節
外来種問題の基本認識

今、日本各地で、本来の生息、生育地以外の地域から人為で運ばれた生物（外来種）が引き起こす問題が発生しています。被害が出ている地域では、侵略的外来種による被害を防止するための防除活動が行われており、一刻も早く被害を抑えることが求められています。

しかし、日本に存在する外来種すべてが問題を引き起こしているわけではありません。日本ではイネに代表されるように、昔から数多くの外来種が利用されてきました。家畜、園芸、食用、飼料など、用途もさまざま、私たちの社会・文明の発展に貢献し、現在の社会生活に欠かせないものも少なくありません。

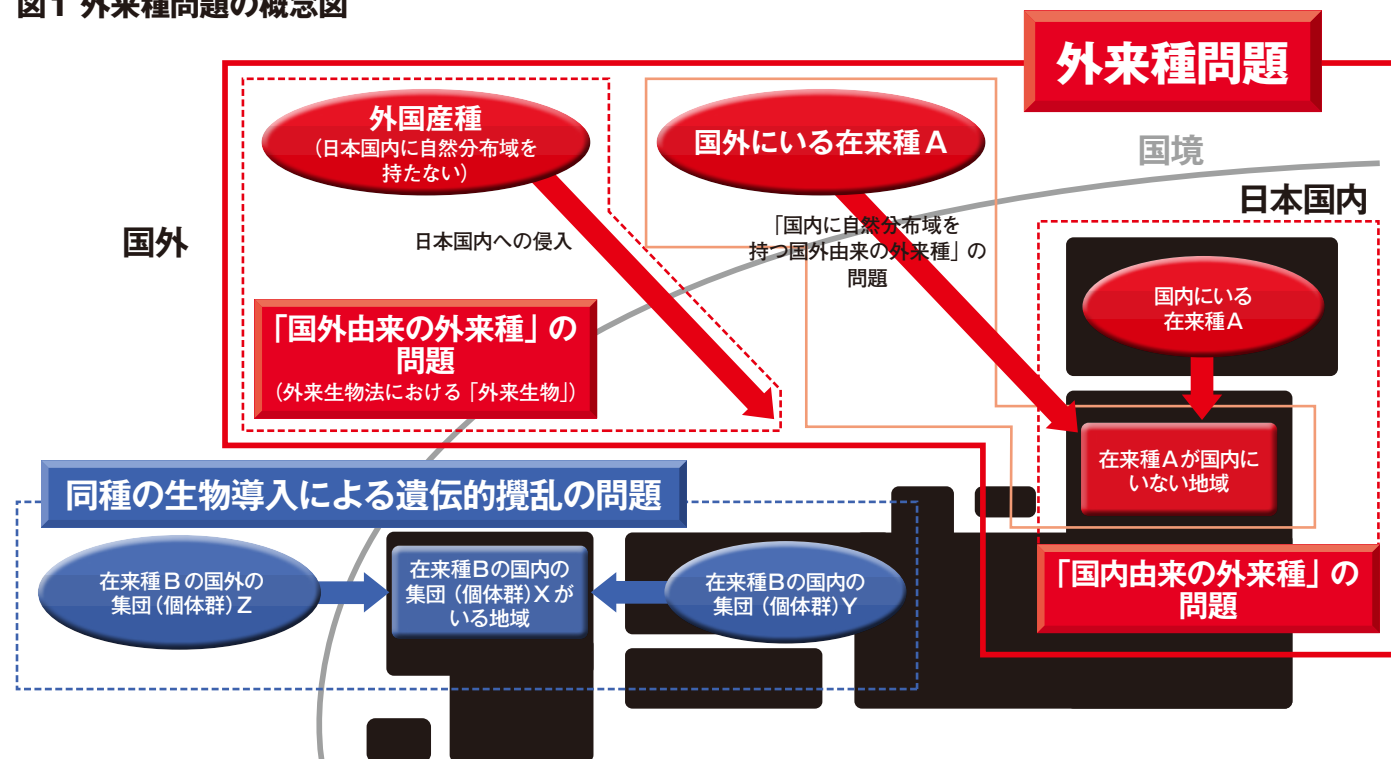
これらのようにすべての外来種が問題を発生させているわけではなく、私たちの生活に有用な外来種もありますが、それらの中には侵略性を持ち、生態系などに被害を及ぼすものもあることは事実です。生物は、本来の生息・生育地では、その地域の生態系の一員として重要な役割を果たしていますが、私たち人間が人為的に持ち込むと、侵略性が発生する可能性があること（そのような外来種を侵略的外来種と言います。）を十分認識する必要があります。外来種問題は、私たち人間が引き起こした問題をであることを理解することが必要です。

外来種の用語の定義

第1部 第1章
外来種に関する認識と目標

外来種に関連する問題については、外来種被害防止行動計画では、次のとおり整理しています。

図1 外来種問題の概念図



※図中の矢印は、「導入（意図的・非意図的を問わず人為的に移動させること）」を示す。

海外で問題を起こしている日本の生きもの

日本から世界各地に導入されて繁茂しているクズや、アメリカで深刻な農業害虫となったマメコガネなど、日本で外来種が問題となっているように、逆に日本から世界各地に導入されることで問題を起こしている生きものもいます。

マメコガネ



クズ



外来種対策を推進するための3本の柱

第1部 第1章 第3節 行動計画の目的と役割

日本の外来種対策は、外来生物法による輸入等の規制や、これまでの防除により一定の成果が出ている地域があるものの、依然として侵略的外来種による被害は深刻です。世界的にも、侵略的外来種による問題は深刻であるため、生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標の中にも、侵略的外来種への対策の必要性が盛り込まれました。

行動計画は、外来種による被害を防止するため、日本の外来種対策を推進することで、愛知目標の達成、さらに、生物多様性の保全、農林水産業の健全な発展を目的に策定しました。行動計画では、日本で起きている外来種問題について、これまで整理していなかった国内由来の外来種の問題も扱うなど、外来種に関する定義も含め総合的に整理しています。

さらに、各主体に外来種問題が認識され、それぞれの事業や

政策に外来種対策の観点が盛り込まれ実施されるようになる「外来種対策の主流化」を目指すとともに、国として実施すべき行動計画を整理しました。

今後は、これまで外来種対策をけん引してきた外来生物法、さらに、今回、併せて作成する生態系被害防止外来種リストとともに、日本の外来種対策の推進を目指します。



外来生物法

生態系等への被害を及ぼすおそれのある生物を特定外来生物として指定し、飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制されます。

また、既に日本に侵入もしくは定着している特定外来生物に

ついては、国や地方自治体、民間団体などによる防除を実施することとしています。地方自治体や民間団体が防除を行う場合には、効率的な防除の実施のため、国による防除の確認・認定という手続きを受けることを規定しています。

図2 外来生物法で規制される事項 これらの規制に違反をすると、最高で懲役3年、罰金300万円（個人）又は1億円（法人）が科される場合があります。



我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト

生態系被害防止外来種リスト	
101種類	定着を予防する外来種（定着予防外来種） 国内に未定着のもの。定着した場合に生態系等への被害のおそれがあるため、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要な外来種。
	侵入予防外来種 国内に未侵入の種。特に導入の予防、水際での監視、バラスト水対策等で国内への侵入を未然に防ぐ必要がある。
	その他の定着予防外来種 侵入の情報はあがるが、定着は確認されていない種。
310種類	総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種） 国内に定着が確認されているもの。生態系等への被害を及ぼしている又はそのおそれがあるため、国、地方公共団体、国民など各主体がそれぞれの役割において、防除、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な外来種。
	緊急対策外来種 対策の緊急性が高く、特に、各主体がそれぞれの役割において、積極的に防除を行う必要がある。
	重点対策外来種 甚大な被害が予想されるため、特に、各主体のそれぞれの役割における対策の必要性が高い。
	その他の総合対策外来種
18種類	適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種） 産業又は公益的役割において重要で、代替性がなく、その利用にあたっては適切な管理を行うことが必要な外来種。種ごとに利用上の留意事項を示し、適切な管理をよびかける。

愛知目標達成のため、環境省及び農林水産省では「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」を作成しました。このリストは、日本の生物多様性を保全するため、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるものを選定したリストです。日本では初めて国内由来の外来種についても掲載しています。また、最新の定着状況や侵入経路、我が国における対策の方向性、利用上の留意点等についての情報を掲載種ごとに整理しています。

リストでは、規制のある特定外来生物、未判定外来生物以外の外来種についても広く対象としています。



外来種被害問題を知る

外来種問題とは？

第1部 第1章 第2節 2
外来種問題の現状

人為的に持ち込むことを「導入」と言いますが、導入された外来種の侵略性により、生態系などで被害が発生することを、外来種問題と言います。

現在、世界各地で、外来種がさまざまな問題を引き起こしています。日本でも外来種の問題はとても深刻です。それではどのような問題が起きているのでしょうか？

外来種による被害は大きく3つに分けられます。一つ目は、

生態系への被害です。在来種（もともとその地域にいる生きもの）が追いやられるなど自然のバランスがくずれてしまうことがあります。二つ目は、人の健康への被害です。毒を持っていたり、かまれたりすることにより、私たちの健康に危険がおよぶことがあります。三つ目は、農林水産業への被害です。野菜や果物、漁業の対象となる生きもの（魚など）を食べたりして、私たちの生活に影響をあたえることがあります。

図3 侵略的外来種による被害



生物多様性と外来種

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生物（種）が生まれました。これらの生物（種）にはそれぞれ個性があり、直接もしくは間接的に支えあ

い生きています。また、生物多様性には、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルがあるとされています。外来種は、日本の生物多様性に損失をもたらしている4つある大きな要因の一つと言われています。



蝶類の種の多様性。環境に応じて多様な模様を持つ。

外来種被害を防止するための目標を知る

日本の目標（2020年目標）

第1部 第1章 第4節
行動計画の対象及び目標

行動計画では、愛知目標9（外来種に関する目標）を達成を目的に、社会の中で外来種対策の主流化を目指し、推進するため、第1部第2章に対策を実施する上での基本的な考え方を示します。第2部第1章では、第1部第2章で示した基本的な考え方及び各主体の役割と行動指針を踏まえ、国として2020年（平成32年）を目標に実施すべき個別の行動目標を以下のとおり、設定しています。

愛知目標

2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

① 外来種対策における普及啓発・教育の推進と人材の育成

現状	目標
数値は2013年度（平成25年度）の調査の結果	
外来種（外来生物）という言葉の意味を知っている人の割合：60.1%	外来種（外来生物）という言葉の意味を知っている人の割合：80%
外来生物法の内容を知っている人の割合：9.1%	外来生物法の内容を知っている人の割合：30%

② 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの作成と優先度を踏まえた外来種対策の推進

現状	目標
生物多様性地域戦略の策定自治体数：23都道府県（参考：11政令指定都市、18市区町）	生物多様性地域戦略の策定自治体数：47都道府県
外来種に関する条例の策定自治体数：20都道府県	外来種に関する条例：47都道府県
侵略的外来種のリストの策定自治体数：14道府県	侵略的外来種のリストの策定自治体数：47都道府県

③ 侵略的外来種の導入の防止（予防）

●意図的に導入される外来種の適正管理

現状	目標
外来種が適切に管理されておらず、生態系へ悪影響を与えるおそれのある事例がある。	我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストに基づき適切な対応が行われるよう当該リストの認知度を高めます。我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの内容を知っている人の割合：50%

●非意図的な導入に対する予防

現状	目標
非意図的な導入の実態が把握されておらず、有効な対策がとれているか評価することができていない。	どのような種が、どのような経路で非意図的に導入されているのか実態が把握され、特定外来生物の定着経路を管理するための対策が優先度の高いものから実施されている。

④ 効果的、効率的な防除の推進

現状	目標
各地で外来種対策を実施し一定の効果は確認されているものの、国レベルで根絶や封じ込めに成功した特定外来生物はいない。	「第2部第1章第4節2（2）及び（3）」にかける種ごと、地域ごとの目標を達成する。

⑤ 国内由来の外来種への対応

現状	目標
地方自治体による国内由来の外来種への対策を含む条例の作成数：13都道府県	地方自治体による国内由来の外来種への対策を含む条例の作成数：47都道府県
地方自治体による国内由来の外来種を含む侵略的外来種のリストの作成数：13都道府県	地方自治体による国内由来の外来種を含む侵略的外来種のリストの作成数：47都道府県

⑥ 同種の生物の導入による遺伝的攪乱に関する対応

現状	目標
具体的な影響や保全を要する種や地域に関する科学的知見の集積が進んでおらず、対策を講じる範囲について評価することができていない。	同種の生物の導入による遺伝的攪乱の具体的な影響や保全を要する種や地域に関する科学的知見の集積が進んでいる。

⑦ 情報基盤の構築及び調査研究の推進

現状	目標
侵略的外来種に関する分布情報は限定的である。	主要な侵略的外来種についてリアルタイムな分布情報を把握し、ウェブ上で公開する。
侵略的外来種に関する効果的な防除手法が不足している。	主要な侵略的外来種に関する効果的な防除手法を確立する。

社会において外来種対策を主流化するための基本的な考え方を知る その1

1. 普及啓発・教育の推進と人材の育成

第1部 第2章 第1節 1
外来種対策における普及啓発・教育の推進と人材の育成

●普及啓発と教育の推進

外来種問題については、学校教育の中で取り扱われるようになってきたことなどにより、徐々に認知され始めていますが、まだ広く浸透しているとはいえません。外来種問題の認知が薄かったために、マングースやアライグマなどにより生じた被害事例を今後作らないようにしていかなければいけません。

外来種対策の普及啓発では、「認識・理解・行動」の三つの段階に区分し、段階ごとに普及啓発をしていくことが必要と考えられています。まず外来種の実在や外来種が与える影響を適切に伝え、認知を深める取組が重要です。その上で、外来種被害予防三原則を含めて、外来種問題やその対策の必要性についての理解を深め、さらには自主的に外来種対策に取り組むなど、外来種対策について行動意識を持つ人々を増やすための普及啓発が必要です。

●人材の育成

外来種対策に関するノウハウをもつ人材は限られていますので、外来種に関する調査研究又は対策に携わる人材の育成・確保が課題と考えられています。特に、防除



マングース対策における探索犬とハンドラー（希少種の混獲防止など専門的な知識が必要）

が進むと、外来種が低密度化し捕獲・駆除等は困難となります。低密度化すればするほど、より深い管理知識と捕獲技術、組織的な捕獲体制が必要となります。

これらの取組を進めるためには、外来種外来種対策を社会に主流化させ、外来種対策に係る雇用体制や社会的な受け皿を整えていくことが求められます。

図4 普及啓発・教育の推進と人材の育成



2. 優先度を踏まえた外来種対策

第1部 第2章 第1節 2
優先度を踏まえた外来種対策の推進

侵略的外来種の被害を防止するための資金や体制は十分ではないことから、効果的、効率的に対策を推進することが求められます。優先度を踏まえた対策の実施に向けては、被害の現状や定着段階（定着初期、分布拡大、まん延等）を踏まえ、対象種や対象地域の特性、費用対効果を考慮し、対策の優先度を評価をした上で、対策の目標（根絶、拡大防止、低密度化等の最終目標及び段階的な目標）設定をすることが重要です。その目標を達成するため、資金と体制を集中させた、計画的、効率的、効果的な対策を推進していくことが求められています。また、地域ごとに、生物多様性戦略や侵略的外来種のリストを作成することで、戦略的な対策の推進には非常に効果的です。

優先度を考える上では、以下の二つの段階があり、それぞれの段階ごとに評価を行っていきます。

【第一段階】対策の必要性の評価

（何を守りたいか、防ぎたいのか）

■潜在的なものを含む被害の深刻度（質）

保全対象（保護地域等・絶滅危惧種）の重要性

対象種の侵略性

緊急性（定着段階、拡散の速度等）

■潜在的なものを含む被害の規模（拡がり・量）

生態系・人体・農林水産業等への影響の大小分布の拡がり

※これらの評価は、将来的な（潜在的な）被害を含めます。

【第二段階】対策の内容・手法（実行可能性・実効性・効率性）に関する評価（効果的、効率的に実施できるか）

■効率性の評価

対策の目標と対策規模・スケジュールの設定

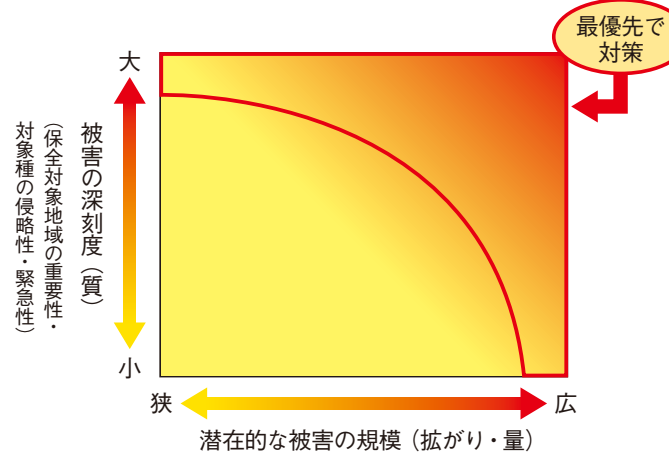
保全対象の維持回復の可否など

■実行可能性・実効性の評価

目標を達成できる可能性

対策を実施したことによる効果の大小

図5 外来種による被害の大きさ（質と量の評価）



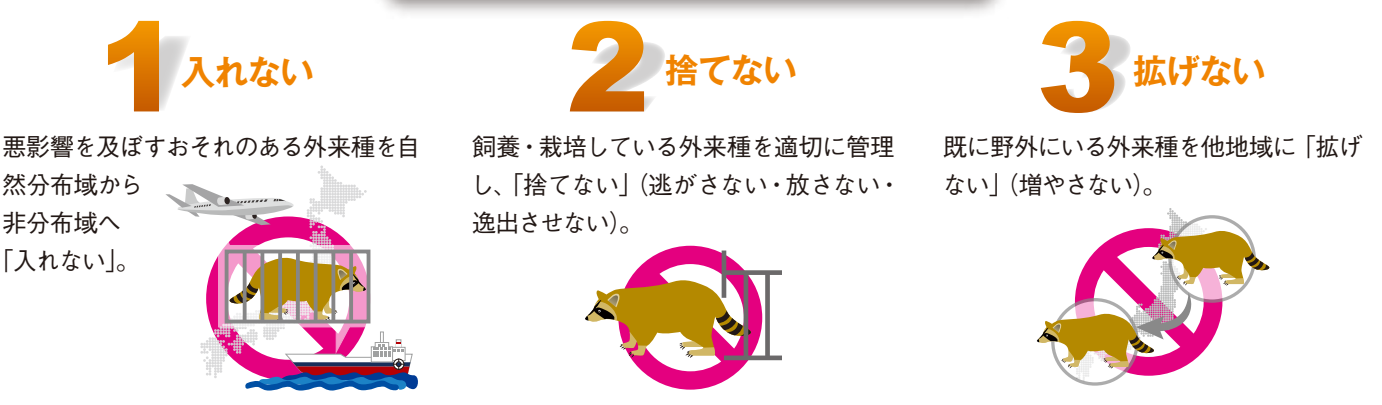
3. 侵略的外来種の導入の防止

第1部 第2章 第1節 3
侵略的外来種の導入の防止（予防）

外来種には、人間がさまざまな目的のもとに意図的に導入（輸入や移動）しているものと、人間の意図していないところで物資や人に付着・混入し、非意図的に導入してしまうものがあります。いずれも外来種被害予防三原則（以下、「三原則」とします。）に基づいた対応が求められます。

外来種被害予防三原則については、外来生物法施行当時から外来種問題を予防するために、呼びかける用語として用いてきました。行動計画では、三原則に含まれるさまざまな考え方を整理し、改めて次のとおり定義しました。

外来種被害予防三原則



●意図的導入への対応

外来種の利用目的は観賞、学術研究、レジャー、食料などがあり、現在も、多くの外来種が意図的に日本に持ち込まれています。このように意図的に導入される外来種を適正に管理するためには、三原則を守り、特に生物多様性保全上重要な地域への侵入を防止することが必要です。

産業として利用されており、すぐに利用を控えることが困難な場合は、生態系等への影響が従来より小さく、産業において同等程度の社会経済的効果が得られるような代替種の検討や開発を進めることが重要です。こうした代替種がない等によりやむをえず利用する場合は、利用者は適切な管理を実施するとともに、それに要する費用が発生する場合は、それらについて負担する必要があることを認識した上で、利用する必要があります。

●非意図的導入への対応

日本にはさまざまな物資を輸入しているため、輸入される物資に付着・混入して生きた動植物が非意図的に日本に持ち込まれ、野外に逸出して外来種となる例が多くあります。

国内においては、土砂や植木の運搬等に伴う外来種の移動についての実態把握などはなされていませんが、国立公園などの保護地域では、靴底に付着した生物の侵入を防止するための消毒マットを入口に置くなど、侵入を防止するための対策が行われています。

日本にいつの間にか導入され、分布が拡大してしまう非意図的に導入される外来種は、意図的導入に比べてはるかに対処しにくい課題と考えられています。海外からの外来種の非意図的な導入に対する予防については、三原則を遵守するため、経路を特定した上での輸入品の生産、移動段階における対策、水際対策、モニタリング及び確認された場合の早期防除が求められています。

図6 米国からのカメ目の輸入量の推移

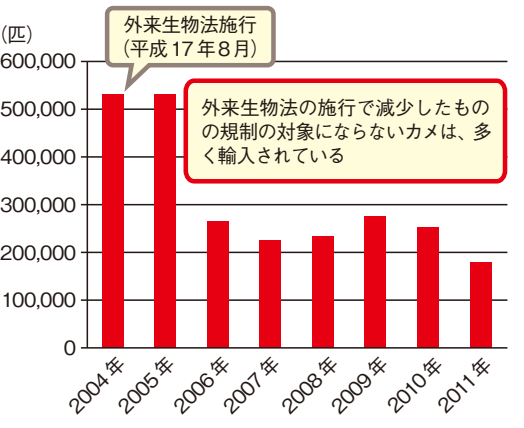


図7 輸入貨物などの生物混入事例

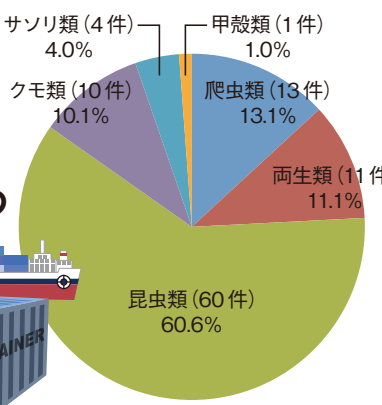
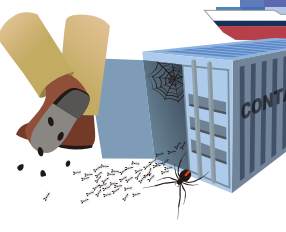


図8 非意図的導入のイメージ



社会において外来種対策を主流化するための基本的な考え方を知る その2

4. 効果的、効率的な防除の推進

第1部 第2章 第1節 4
効果的、効率的な防除の推進

外来種防除にあたっては、限られた予算や人材を有効に活用し、効果的、効率的な防除を実施することが必要です。そのためには、関係主体が連携をとりながら、対策の優先度や科学的知見に基づいた戦略的・順応的な防除を行うことも必要です。特に、早期発見・早期防除は、最も低いコストで高い効果を得ることが期待できますが、分布が拡大している場合でも、それぞれの地域で定着段階に応じた戦略を立て、長期的な視野で対策を実行することが重要です。

■定着段階を考慮した対策

外来種対策では、対象種の定着段階によって効果のある対策が異なるため、定着段階を考慮し計画的に実施することが必要です。(図9を参照)。

外来種の定着を防ぐには、未定着の段階においても定着まで複数の段階を経ることから、それぞれの段階に合わせた対策が必要になります。まずは、輸入の際の法的な規制や監視体制の充実とともに、侵入の危険性の高い場所において、新たに侵入してくる外来種を早期に発見するためのモニタリングを集中的に実施していくことが必要です。また、アメリカザリガニのように、日本全国にまん延しているようにみえる種でも、地域的には未侵入の場所が残されています。そのため、それぞれの地域の実態を把握し、未定着の外来種については発見時の速やかな対応が求められます。

侵略的外来種が侵入・定着してしまった場合には、定着初期段階における早期発見・早期防除が非常に重要です。被害が顕在化してから対応するのに比べ、被害が顕在化する前に迅速に対応する方が、根絶ははるかに容易であり、生態系等に

与える影響も少なくすみます。また、防除コストや殺処分等を行う個体数も最小限に抑えることができます。

分布拡大期になると、根絶への困難度が増しますが、このような場合には、広域的な地域連携に基づく封じ込め(拡散の防止)や低密度管理(被害の低減)を行う必要があります。特に、分布拡大地域における早期防除を徹底する必要があります。まん延期においては、生物多様性保全上重要な地域等において地域的な根絶や低密度管理を行う必要があります。また、地域的な根絶を目指す場合には、特に再侵入リスクの小さい地域から排除していくことが有効です。奄美大島や小笠原諸島などの島嶼部では、外来種の防除による在来種の回復等の効果が確認されている事例もみられています。

■防除段階ごとの考え方

既にまん延した外来種を根絶する場合において、防除を開始した初期段階から根絶に至るまでには、段階ごとにそれぞれ留意点があると言われています。防除を開始した初期段階では、効果的な防除手法を採用すれば、生息数を減らしていくことが相対的に容易ですが、低密度になるにつれ同じ手法を継続するだけでは、さらなる生息数の低減が難しくなるケースもあります。そのため、状況によっては、低密度状態になってからは防除の開始当時とは異なる手法を取り入れる必要があります。例えば奄美大島ややんばる地域におけるマングース対策で低密度状態の段階で探索犬を導入したように、低密度状態から根絶を目指すには、段階に応じた適した手法の開発・導入が必要になります。

また、防除開始当初の高密度状態の時と防除の進展により低

図9 侵略的外来種の定着段階と防除の困難度



密度状態になった時とでコストを比較した場合、防除単価(1個体当たり、又は一定量の防除にかかる費用)は低密度状態の方が相対的に高くなりますが、1個体(又は一定量)当たりの根絶に向けた貢献度はより高いものとなります。さらに、根絶と再侵入防止が可能な場合は、低密度管理を続けるよりも、根絶させ再侵入を防止する方が、長期的にみた場合、コストを抑えることができ、また殺処分等を行う個体数も少なくすみます。

■防除を実施していくにあたってのその他の留意点

●各主体が連携して防除する

防除を実施していくにあたっては、様々な主体が関わっていることが多くあります。それぞれが異なる考え方で防除を実施しては、効果的、効率的な防除は実施できないことが多いので、防除対象や、防除対象が同一の場合は、国、関係する地方自治体、事業者、NGO・NPO、土地所有者、国民など様々な主体が密な情報交換と、各主体の特色を活かし連携して防除を推進していくことが必要です。

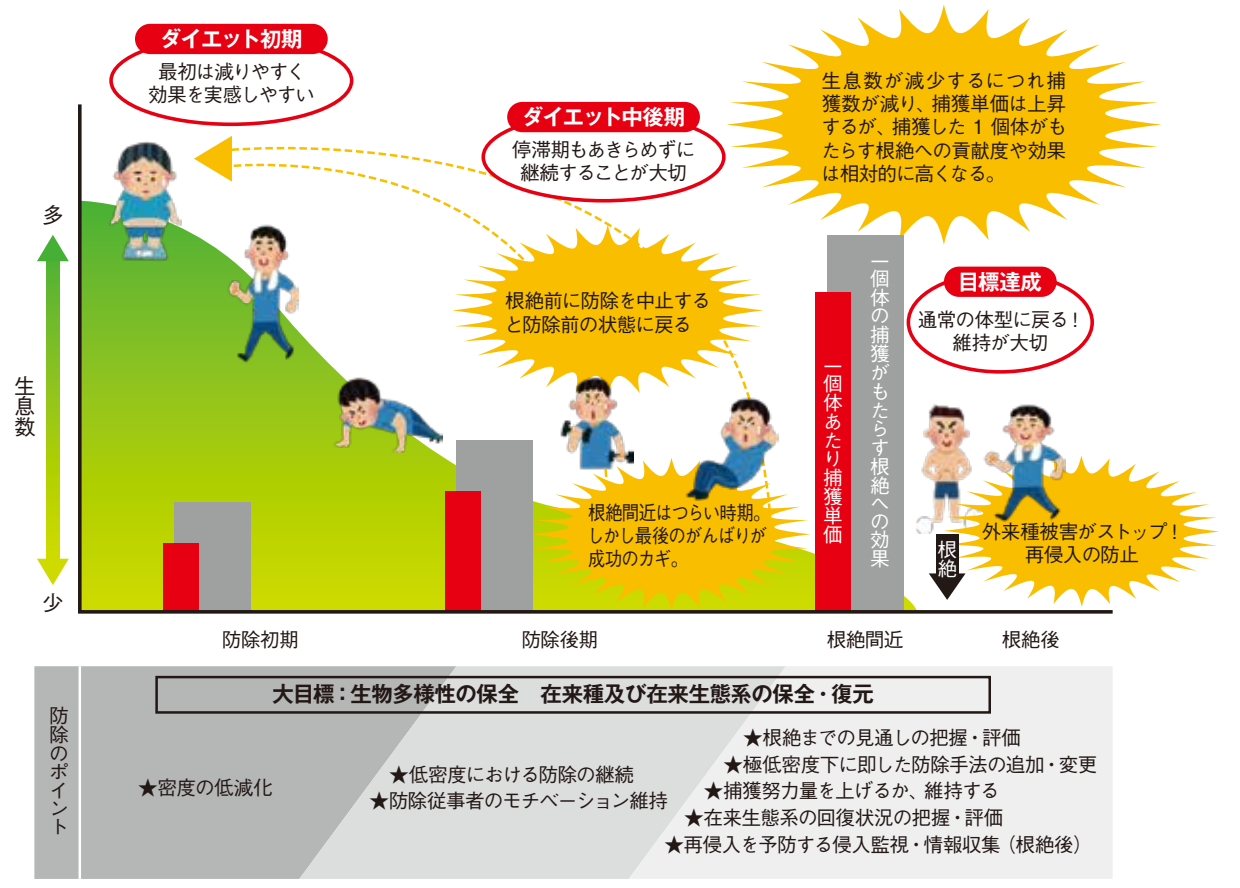
●生活史を考慮して防除する

外来種ごとにその生物の生態を踏まえて、生活史を考慮した防除を展開する必要があります。例えば、オオキンケイギクなどの防除にあたっては、種子を付けてから防除を行うことで、逆に種子を拡散させ、被害が拡大する可能性もあります。

●生物間相互作用を考慮して防除する

地域によっては、複数の外来種が生息・生育している場合もあり、そのような場所で、ある種の防除を進めると、別の外来種が急激に増加し、結果として異なる被害が発生することがあります。例えば、湖沼などでは、オオクチバスやアメリカザリガニなどの複数の侵略的外来種が生息していることがあり、オオクチバスの防除を進めるとアメリカザリガニが増加してきている傾向が見られるという報告もあります。防除の効果をより高めるためには、生物間相互作用を考慮した生態系管理の考え方も重要です。

図10 定着した侵略的外来種を根絶させるまでの防除段階ごとの防除の留意点



琵琶湖のオオバナミズキンバイ ～早期防除と関係主体の連携が大事！～

特定外来生物オオバナミズキンバイは、琵琶湖では2009年に初確認された後、年々生育範囲を拡大させ南湖一円に拡がり、固有魚種等の生息地であるヨシ原を減少させる等の生態系被害や船舶の航行や漁業活動にも支障をきたしています。生育面積は、発見当初のわずか142㎡が4年後の2013

年度には、約18,000㎡を駆除したにも関わらず、同年度末には約450倍の64,880㎡にまで増加しました。関係各主体が連携して対応するため、「琵琶湖外来水生植物対策協議会」が設置され、駆除手法の効率化を図り、2014年度末の生育面積を前年度から減少させることに成功しました。



社会において外来種対策を主流化するための基本的な考え方 その3

5. 国内由来の外来種への対応

外来種の問題は、自然分布域外に導入されることにより発生する可能性を含んでいます。

日本では、特に小面積の島嶼等で深刻な状況がみられます。例えば、上位捕食者のいない伊豆諸島や琉球列島において導入されたニホンイタチが在来種の激減をもたらした例や、琉球列島から小笠原諸島に持ち込まれたアカギは在来植物を駆逐するなどの被害を出しています。さらに、高山地域の事例として、白山国立公園では、低地性のオオバコが、登山者の靴の裏に付着し高山地域まで運ばれ、高山植物であるハクサンオオバコとの間で交雑が確認されています。

国内由来の外来種は、こういった他地域と隔たりがある地域の生態系への被害が想定され、生物多様性を保全する上で特に重要な地域については対策を検討する必要があります。

さらに、環境省及び農林水産省が作成した「生態系被害防止外来種リスト」に加えて、地方自治体による地域ごとの外来

第1部 第2章 第1節 5
国内由来の外来種への対応

種のリストの作成がさらに進められることで、効果的に対策を実施することができると考えられます。また、高山、島嶼などの脆弱な生態系を有する地域では、そこへ持ち込まれないような対策が求められます。種子落としマットの設置は、近年は複数の地域で行われています。



靴の裏に付着した種を除去する
マットを登山道上に設置
(白山国立公園)



国内由来の外来種：
伊豆諸島などのニホンイタチ

6. 同種の生物導入による遺伝的攪乱への対応

遺伝的攪乱はあらゆる生物（特に移動能力の低いもの）の移動・導入で起きる可能性があります。しかし、種内の遺伝的な変異は外見上判らず、DNA 分析などの分子生物学的な手法による解析によって初めて明らかになる場合が多くあります。従って、実態解明のためにはこのような解析を実施できる調査研究機関による調査・データ収集が欠かせません。



北日本集団と南日本集団が別種であることが判明したメダカ

第1部 第2章 第1節 6
同種の生物導入による
遺伝的攪乱への対応

日本での事例としては、さまざまな地域で行われてきたゲンジボタルを復活させるための活動の際に、遺伝的な多様性への配慮を怠ったため、東日本と西日本の異なる形質を持つゲンジボタルが混じってしまったことなどが挙げられます。

また、メダカについては、これまで1種と考えられていたため、環境保全活動の一環として各地で再放流が行われてきましたが、最近になり北日本集団と南日本集団が別種であることが判明しました。

このように、種の実態が十分に把握されていないこともあるため、まずは具体的な影響の把握、保全を要する保全単位の範囲の検討等を事例収集して、科学的知見を集積し、共有していくことが求められています。

また、絶滅危惧種等の保全を目的とした野生復帰や国内移植等を行う場合にも、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略（環境省 2014）」で示した基本的考え方に基づき、地域の遺伝的な特性に配慮し、実施する場所の個体群に悪影響を与えないようにする必要があります。

7. 情報基盤の構築及び調査研究の推進

【情報基盤の構築】

外来種対策を進める上で、外来種に係る情報（生態学的情報、侵入・定着・被害状況等）の収集、整理を行うことは不可欠です。外来種対策を実施する主体がこれらの情報にリアルタイムでアクセスできる情報基盤を構築し、情報を提供していくことで、より地域における外来種対策の推進に資すると考えられます。

このほか、他地域の防除事例の共有など、各地でより効果的な取組を推進するための情報の共有が重要です。

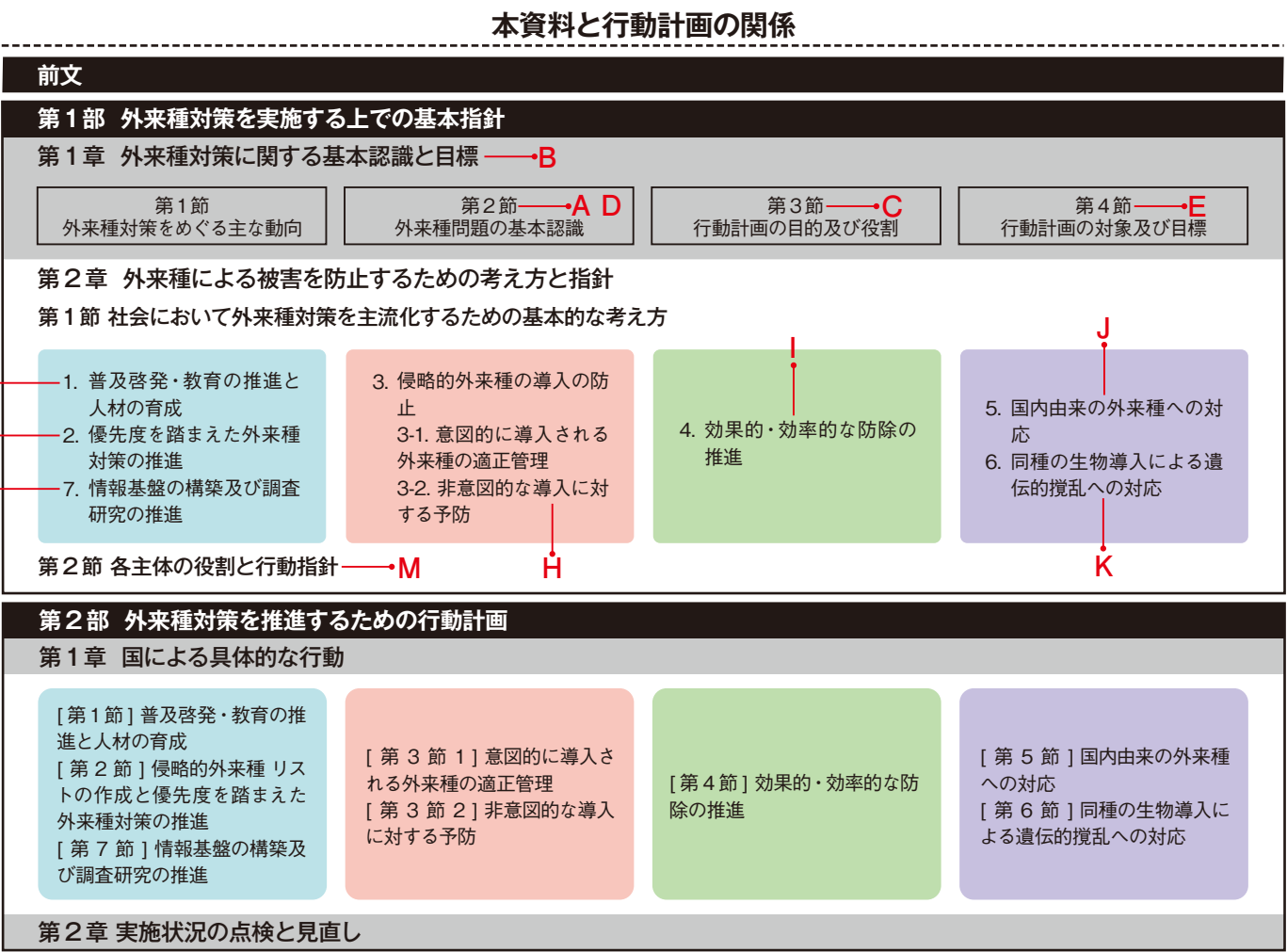
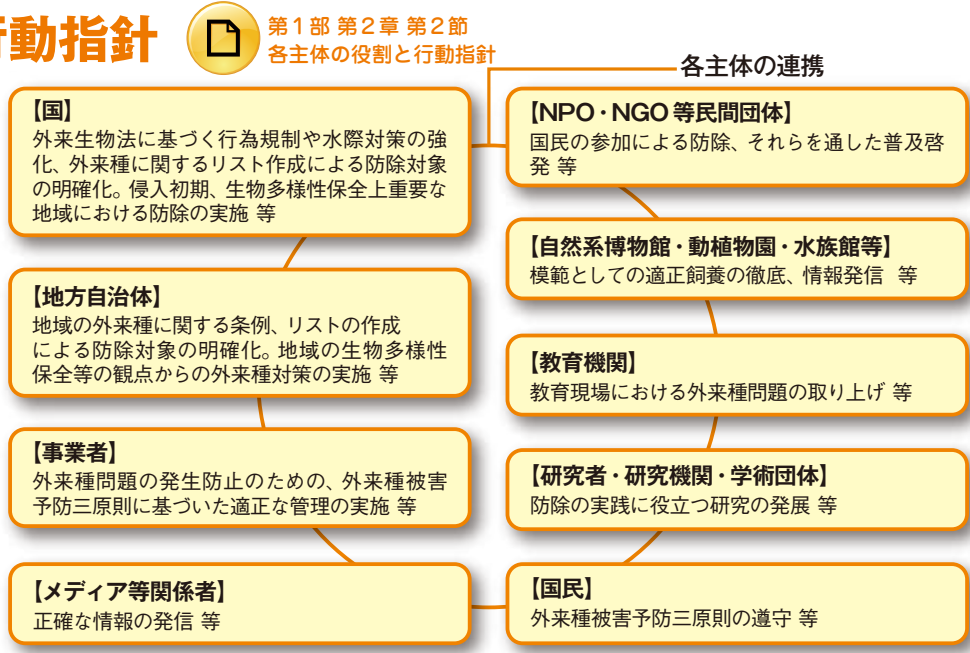
第1部 第2章 第1節 9
情報基盤の構築及び調査研究の推進

【調査研究の推進】

侵略的外来種の多くは対策手法が確立されていないことも多く、やみくもに防除に手をつけてコストをかけるのではなく、防除や管理手法の開発に主眼をおいた調査研究を行い、科学的な知見を蓄積することが求められています。これまで、外来種の侵入による生態系への影響に関する生態学的な観点からの研究が多かったのに対し、本行動計画では、効果的・効率的な防除手法に関する研究の推進についても重要事項として位置付けています。

各主体の役割と行動指針

外来種対策には、さまざまな主体が関係します。行動計画では、各主体の役割と行動指針を整理しています。各主体が自らの役割を認識し、外来種対策にあたることが求められます。また、外来種対策を行う際には、利害関係者との合意形成や、それぞれが連携して取り組むこと等が求められます。



- A:P 1「外来種とは？」
C:P 2「外来種対策を推進するための3本の柱」
E:P 4「日本の目標」
G:P 5「2. 優先度を踏まえた外来種対策」
I:P 7-8「4. 効果的、効率的な防除の推進」
K:P 9「6. 同種の生物導入による遺伝的攪乱への対応」
M:P 10「各主体の役割と行動指針」

B:P 1「外来種の用語の定義」
D:P 3「外来種問題とは？」
F:P 5「1. 普及啓発・教育の推進と人材の育成」
H:P 6「3. 侵略的外来種の導入の防止（予防）」
J:P 9「5. 国内由来の外来種への対応」
L:P 9「7. 情報基盤の構築及び調査研究の推進」

外来種被害防止行動計画の進捗状況の確認と目標の見直しについて
(進捗状況の確認結果)

2020 年 7 月 30 日
環境省自然環境局
野生生物課外来生物対策室
農林水産省大臣官房政策課環境政策室
国土交通省総合政策局環境政策課

1. 経緯

2010 年の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において採択された生物多様性に関する世界目標である「愛知目標」と、2012 年に閣議決定された生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画「生物多様性国家戦略 2012-2020」を踏まえて、多様な主体が連携した外来種対策を総合的かつ効果的に推進し、我が国の生物多様性を保全することを目的として「外来種被害防止行動計画（以下、行動計画という）」が 2015 年 3 月に環境省、農林水産省及び国土交通省により策定された。

本計画は、各主体がさまざまな社会活動（各種政策や事業、行動等）に外来種対策の観点を含め、計画的に実施するようにしていく（主流化する）ための基本的な考え方、国、地方自治体、民間団体、企業、研究者、国民等の多様な主体が独自もしくは連携して外来種問題に取り組むための行動指針、それらを踏まえた国の行動計画を示すことにより、我が国の外来種対策を総合的かつ効果的に推進し、我が国の豊かな生物多様性を保全し、持続的に利用することを目的としている。

国による具体的な行動および目標については第 2 部第 1 章の各節に記載されており、第 2 部第 2 章において、「2017 年度を目途に目標の進捗状況を把握し、各省庁の取組状況を確認し、2019 年を目途に目標の実施状況の点検と見直しを実施する」こととしている。

今般の作業は、これに基づき、行動計画に記載された各目標の 2017 年度までの進捗状況の把握、各省庁の取組状況の確認を行ったものである。

2. 作業方針とスケジュール

(1) 目標の進捗状況の把握、各省庁の取組状況の確認（今回作業）

- ・ 2018 年 3 月末までの期間を対象として行う。
- ・ 構成は行動計画に掲げられた国による具体的な行動の各節に対応した 8 部構成とし、行動計画に示された行動目標の進捗状況を把握し、行動計画に記載された各省庁の取組について状況を確認する。

(2) 目標の実施状況の点検と目標の見直し（今後の作業予定）

- ・ 2020 年 3 月末までの期間を対象として目標の達成状況の確認を行う。
- ・ 次期生物多様性国家戦略の検討において、これらの結果を活用する。（2021 年度）

3. 結果

- ・ 目標の進捗状況の把握、各省庁の取組状況の確認

2018 年 3 月末までの期間を対象として、行動計画に掲げられた国による具体的な行動について、項目ごとに行動目標の進捗状況を把握するとともに、各省庁の取組について状況を確認したところ、その概要は以下のとおりであった（詳細は参考資料 3 及び参考

資料3別紙参照)。

【行動目標の進捗状況】(参考資料3別紙参照)

- ① 外来種対策に関する普及啓発・教育の推進と人材の育成
 - ・ 外来種(外来生物)という言葉の意味を知っている人の割合
80%を目標としている。2014年度末(当初値)は60.1%、2017年3月は56.4%となっている。
 - ・ 外来生物法の内容を知っている人の割合
30%を目標としている。2014年度末(当初値)は9.0%、2017年3月は20.1%となっている。
- ② 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの作成と優先度を踏まえた外来種対策の推進
 - ・ 生物多様性地域戦略の策定自治体数
47都道府県を目標としている。2014年度末(当初値)は33都道府県、2018年3月は43都道府県となっている。
 - ・ 外来種に関する条例の策定自治体数
47都道府県を目標としている。2014年度末(当初値)は20都道府県、2018年3月は23都道府県となっている。
 - ・ 侵略的外来種のリストの策定自治体数
47都道府県を目標としている。2014年度末(当初値)は14都道府県、2018年3月は22都道府県となっている。
- ③ 侵略的外来種の導入の防止(予防)
 - ・ 生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの内容を知っている人の割合
50%を目標としている。2014年度末(当初値)は不明、2017年3月は6.3%となっている。
 - ・ 非意図的な導入の経路の把握・管理
どのような種が、どのような経路で非意図的に導入されているのか実態を把握し、特定外来生物の定着経路を管理するための対策を優先度の高いものから実施することを目標としている。
2014年度末(当初値)、2017年度末とも、非意図的な導入の実態が把握されておらず、有効な対策がとれているか評価することができていない。
- ④ 効果的、効率的な防除の推進
 - ・ 生物多様性保全上重要な地域における外来種対策
 - ✓ 奄美大島・やんばる地域のマングース
関係機関との協力の下、2020年までに複数の小区画で地域根絶を達成し、2022年度までに奄美大島及びやんばる地域において、根絶が達成されることを目標にしている。
2017年度末において、関係機関と連携して取組を実施している。各島においてマングース防除に係る防除実施計画を策定しており、奄美大島においては2022年の根絶、やんばる地域においては2026年度までの完全排除を目指して継続的に事業を実施している。

✓ 小笠原諸島の外来種

目標設定はなし。2013年からグリーンアノール対策に係るワーキンググループを開催し効果的な対策と完全排除に向けた取組を検討するなど、国や東京都、小笠原村、NPO、関係団体、住民等の連携により、各種外来種対策を実施している。

✓ 琵琶湖、伊豆沼・内沼、藺牟田池等のオオクチバス等

2020年までに、事業対象地において、根絶もしくは低密度管理のための地域の体制が構築されることを目標にしている。2017年度末において、琵琶湖は県が中心となり、研究機関ボランティア団体等と防除を実施しており、地域の体制が構築された。伊豆沼・内沼は密度低下に向けた防除の取組を地元の環境保全財団、ボランティア団体、環境省の3者が実施した。藺牟田池では、九州地方環境事務所が実施していた外来魚防除が薩摩川内市等の団体に引継がれた。

✓ 琵琶湖のオオバナミズキンバイ等

効果的、効率的な防除手法を開発し、2020年までには分布拡大が抑えられていることを目標にしている。2017年度末において、関係機関が連携し防除に係る取組を進めており、分布面積は狭まっているものの、一部地域では面積の拡大が確認されており、引き続き管理可能な状態に置くための取組を進めていく必要がある。

✓ 釧路湿原、奥日光の湿原のオオハンゴンソウ

2020年の時点で、釧路湿原では保全上重要な地域でオオハンゴンソウの新たな侵入（分布の拡大）が防止され、奥日光の湿原においては戦場ヶ原等の重要地域にオオハンゴンソウが存在していないことを目標にしている。2017年度末において、釧路湿原は保全上重要な地域へ侵入しないようモニタリングを実施した。奥日光は毎年戦場ヶ原周辺部において、湯元集団施設地区の所管地で請負業務として、また関係機関の参加のもとオオハンゴンソウ等外来植物除去作戦として、外来植物の除去活動を実施した。パークボランティア活動としても、戦場ヶ原及びその周辺部でオオハンゴンソウを含む外来植物を除去しており、予防策を継続して実施した。

・ 広域に分布する外来種への対策

✓ アライグマ

2020年までに全国の分布域等の情報を整備し、広く提供する体制が整っていること、分布拡大の最前線の地方自治体が外来生物法の防除の確認手続きを取っているなど、拡大防止のための連携体制が構築されることを目標としている。2017年度末において、全国における分布地域の情報については、2018年8月*に生物多様性センターがとりまとめ公表している。引き続き、情報整備等に向けた検討を行っていく必要がある。また、各地域における防除を支援するため、2017年にアライグマ等防除ハンドブックを作成・公表しているが、分布拡大の抑止には至っておらず、さらに取組を推進する必要がある。

*作業時点における最新情報として、参考記載

✓ オオクチバス等

2020年までに効果的な防除・モニタリング手法を開発し、分布域等の情報を整備し、広く提供する体制が整っており、全国で防除が進展することを目標としている。2017年度末において、防除の手引きや駆除マニュアルの作成がなされているほか、電気ショッカーや産卵床の設置等、効果的な防除に係る事例はあるが、抜本的な防除手法やモニタリング手法の開発には至っておらず、引き続き情報収集を進めるとともに、各地域における防除等を推進していく必要がある。

✓ ノートリア

2020 年までに分布域等の情報を整備し、広く提供する体制が整っていること、分布が見られる地方自治体に隣接した地方自治体が外来生物法の防除の確認手続を取っている等、拡大防止のための連携体制が構築されることを目標としている。2017 年度末において、全国における分布地域の情報については、2018 年 8 月*に生物多様性センターがとりまとめ、発表をしている。引き続き、情報整備等に向けた検討を行っていく必要がある。また、分布拡大の抑止には至っておらず、各地域における取組を推進する必要がある。

*作業時点における最新情報として、参考記載

⑤ 国内由来の外来種への対応

- ・ 地方自治体による国内由来の外来種への対策を含む条例の作成数

47 都道府県を目標としている。2014 年度末（当初値）は 13 都道府県、2017 年度末は不明である。

- ・ 地方自治体による国内由来の外来種を含む侵略的外来種のリストの作成数

47 都道府県を目標としている。2014 年度末（当初値）は 13 都道府県、2017 年度末は不明である。

⑥ 同種の生物導入による遺伝的攪乱への対応

同種の生物の導入による遺伝的攪乱の具体的な影響や保全を要する種や地域に関する科学的知見の集積が進んでいることを目標としている。2014 年度末（当初値）、2017 年度末において、具体的な影響や保全を要する種や地域に関する科学的知見の集積が進んでおらず、対策を講じる範囲について評価することができていない。

⑦ 情報基盤の構築及び調査研究の推進

- ・ 侵略的外来種についてリアルタイムな分布情報を把握し、ウェブサイト上で公開する

主要な侵略的外来種についてリアルタイムな分布情報を把握し、ウェブサイト上で公開することを目標としている。2014 年度末（当初値）、2017 年度末において、侵略的外来種に関する分布情報は限定的である。

- ・ 主要な侵略的外来種に関する効果的な防除手法を確立する

主要な侵略的外来種に関する効果的な防除手法を確立することを目標としている。2014 年度末（当初値）においては、侵略的外来種に関する効果的な防除手法が不足している。2017 年度末において、一部の侵略的外来種について効果的な防除手法を確立しつつある。

⑧ その他の対策

- ・ 外来種被害防止行動計画

我が国における愛知目標の個別目標 9 を達成するまでの取組の成果を締約国会議等の国際会議で公表することを目標としている。2017 年度末において、策定済みである。

【各省庁の取り組み状況】（参考資料 3）

① 外来種対策に関する普及啓発・教育の推進と人材の育成

22 項目中、18 項目が実施済、4 項目が進捗中であった。20 項目は今後も継続を予定し、2 項目は内容の見直しを検討している

② 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの作成と優先度を踏まえた外来種対策の推進

10 項目中、5 項目が実施済、5 項目が進捗中であつた。全ての項目について今後も継続を予定している。

③ 侵略的外来種の導入の防止（予防）

34 項目中、28 項目が実施済、5 項目が進捗中、1 項目がその他*1であつた。2 項目は目標を達成し（見込み含む）終了する。31 項目は今後も継続を予定し、1 項目は内容の見直しを検討している。

*1：また、特定外来生物への新規指定により、生態系等の影響のおそれがある代替種の流通が懸念される場合、その侵略性等を踏まえ、輸入規制等について検討します。（環境省）

→ 該当する種がないため未実施

④ 効果的、効率的な防除の推進

31 項目中、22 項目が実施済、9 項目が進捗中であつた。全ての項目について今後も継続を予定している。

⑤ 国内由来の外来種への対応

10 項目中、全ての項目が実施済であつた。1 項目は目標を達成し終了する。9 項目は今後も継続を予定している。

⑥ 同種の生物導入による遺伝的攪乱への対応

10 項目中、9 項目が実施済、1 項目が進捗中であつた。全ての項目について今後も継続を予定している。

⑦ 情報基盤の構築及び調査研究の推進

15 項目中、13 項目が実施済、1 項目が進捗中、1 項目がその他*2であつた。2 項目は目標を達成し終了する。13 項目は今後も継続を予定している。

*2：農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業により、研究課題「新規侵入害虫チュウゴクナシギラミの拡散防止と被害軽減技術の開発」を実施しているところであり、引き続き、侵略的外来種の防除と管理に係る調査研究等を推進します。（農林水産省）

→ チュウゴクナシギラミの分布範囲、生活環を明らかにし、有効な薬剤を選択する等の成果を得て、平成 26 年度に研究課題を終了した。

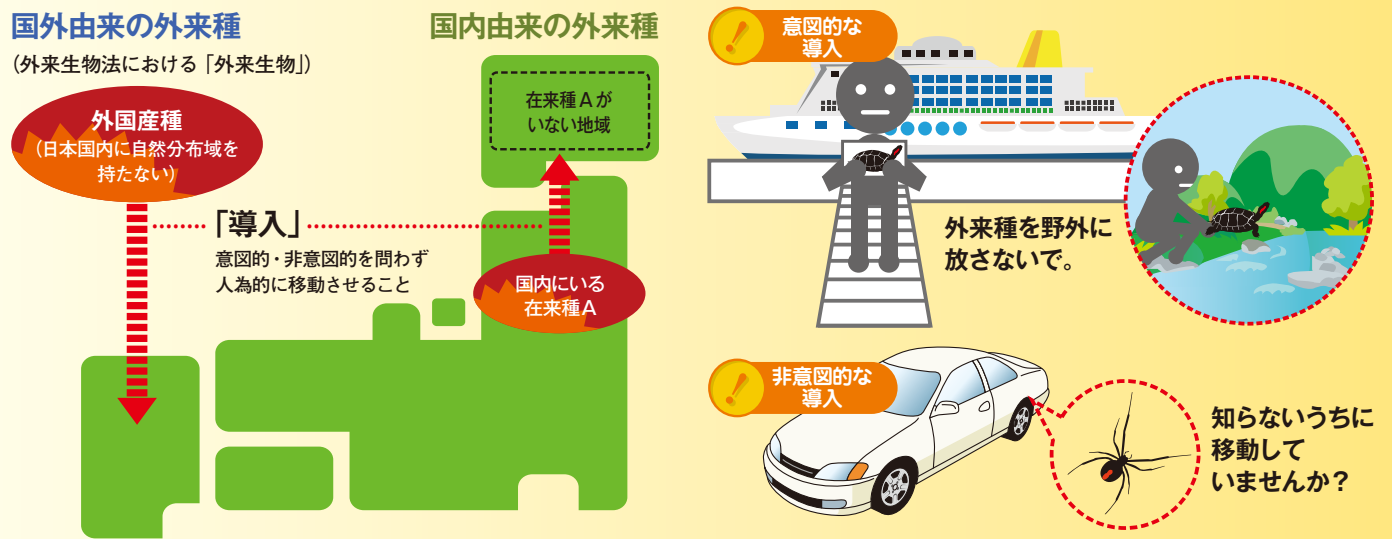
⑧ その他の対策

4 項目中、1 項目が実施済、3 項目が進捗中であつた。全ての項目について今後も継続を予定している。

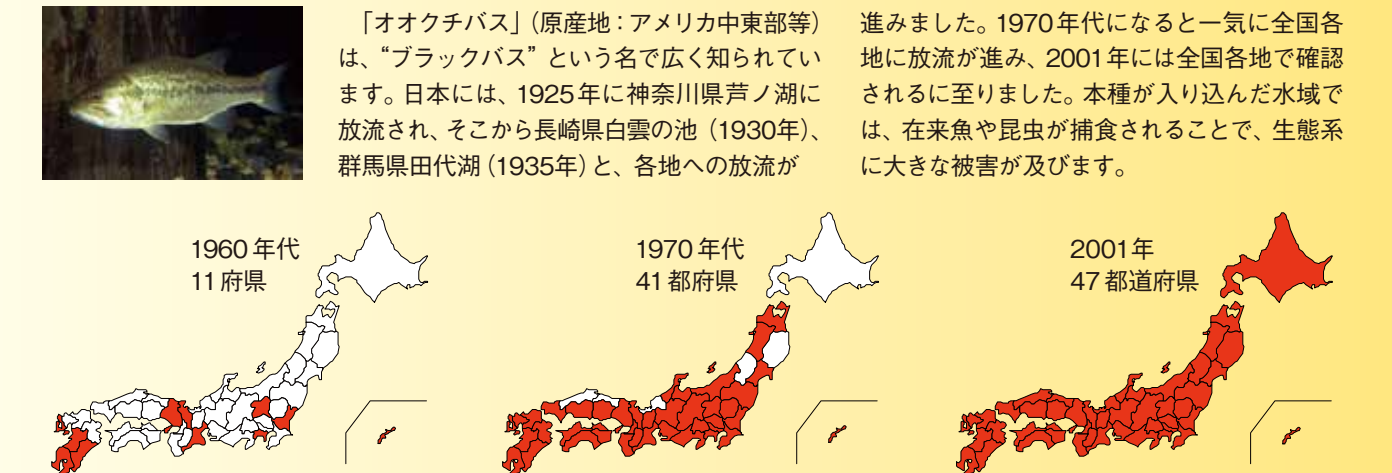
生物を移動させる＝外来種問題のおそれ!?

“外来種”とは、「人の活動によって本来の分布域の外の国や地域に導入（移動）された生物種」のことを言います。対して、本来の分布域に生息・生育する生物を“在来種”といいます。外来種とは、海外から日本に持ち込まれた生物（**国外由来の外来種**）のことを表すと思われがちですが、日本の在来種であっても、本来の分布域が日本の一部であ

る場合、国内の分布していない地域に導入（移動）されれば、“外来種”となります。このような外来種のことを「**国内由来の外来種**」と呼んでいます。また、外来種の中でも、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすもののことを「**侵略的外来種**」といいます。



急激に分布を拡げたオオクチバス



外来生物法

生態系等への被害を及ぼすおそれのある生物を**特定外来生物**として指定し、飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制されます。同じく同法に基づき指定される**未判定外来生物**は、輸入時に事前届出が必要です。



一人一人の行動が大切です。 リストを知って、 次の3つを守りましょう!!

外来種被害予防三原則

1 悪影響を及ぼすおそれのある外来種を“入れない”

外来種問題を引き起こさないために、一番大切なことです。外来種を入れなければ問題は起きません。

2 飼育・栽培している外来種を“捨てない”

入れた外来種は、適切に管理（捨てない、逃がさない、放さない）しなければなりません。ペットや観葉植物は、最後まで管理する責任があります。

3 すでに野外にいる外来種を他地域に“拡げない”

すでに野外に定着してしまっている外来種は、まだ定着していない地域に拡げないことが大事です。これ以上問題を拡げてはいけません。

生態系被害防止 外来種リスト

正式名称：我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト

本リストの作成に伴い「要注意外来生物」という区分は廃止されました。

ここがポイント！「生態系被害防止外来種リスト」

- Q1. 何に関するリストですか？**
A 外来種について、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化したものです。「総合対策外来種」、「産業管理外来種」、「定着予防外来種」のカテゴリに分類されています。
- Q2. 生態系被害防止外来種リストを作成した目的は何ですか？**
A 多くいる外来種の中から、特に注意が必要な外来種を明確にすることはとても重要です。リスト掲載種について、適切な行動を呼びかけることで、生態系等への被害を防止することを目的としています。
- Q3. 掲載種は輸入や飼育等が規制されているのですか？**
A 外来生物法に基づいて輸入や飼育・栽培、運搬等が規制される特定外来生物も全て含まれています。それら以外の掲載種については外来生物法の規制はありませんが、生態系等への被害を及ぼすおそれがあるため、「入れない、捨てない、拡げない」の遵守など、取扱いは注意が必要です。

カテゴリ区分

合計 **429** 種類

総合対策外来種（総合的に対策が必要な外来種）

国内に定着が確認されているもの。生態系等への被害を及ぼしている又はそのおそれがあるため、防除、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要。

310 種類

緊急対策外来種

対策の緊急性が高く、積極的に防除を行う必要がある。

重点対策外来種

甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い。

その他の総合対策外来種

産業管理外来種（適切な管理が必要な産業上重要な外来種）

産業又は公益性において重要で、代替性がなく、その利用にあたっては適切な管理が必要。

10 種類

定着予防外来種（定着を予防する外来種）

国内に未定着のもの。定着した場合に生態系等への被害のおそれがあるため、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要。

101 種類

侵入予防外来種

国内に導入されていない種。導入の防止、水際での監視等により侵入を未然に防ぐ必要がある。

その他の定着予防外来種

国内に導入されているが、自然環境における定着は確認されていない種。

生態系被害防止外来種リスト作成以降の特定外来生物指定種一覧

時期	種類数	分類群	種 名	リスト掲載の有無
公布：H27. 8. 26 施行：H27. 10. 1	1 属	無脊椎動物 (1 属)	ゴケグモ属全種	緊急対策 外来種・ 定着予防 外来種 (※1)
公布：H28. 8. 18 施行：H28. 10. 1	1 科 19 種 4 交雑種 (24 種類)	爬虫類 (2 種、 3 交雑種)	ハナガメ	定着予防 外来種
			スウィンホーキノボリトカゲ	総合対策 外来種
			ハナガメ×ニホンイシガメ	定着予防 外来種 (※2)
			ハナガメ×ミナミイシガメ	定着予防 外来種 (※2)
			ハナガメ×クサガメ	定着予防 外来種 (※2)
		両生類 (4 種)	ヘリグロヒキガエル	定着予防 外来種
			ジョンストンコヤスガエル	侵入予防 外来種
			オンシツガエル	侵入予防 外来種
			アジアジムグリガエル	定着予防 外来種
		魚類 (1 科 10 種 1 交雑種)	オオタナゴ	総合対策 外来種
			コウライギギ	総合対策 外来種
			ブラウンブルヘッド	侵入予防 外来種
			フラットヘッドキャットフィッシュ	侵入予防 外来種
			ヨーロッパナマズ	定着予防 外来種
			カワカマス科全種	定着予防 外来種
			ガンブスィア・ホルブロオキ	定着予防

				外来種
			ラウンドゴビー	侵入予防 外来種
			ナイルパーチ	定着予防 外来種
			ホワイトパーチ	侵入予防 外来種
			ラッフ	侵入予防 外来種
			カワカマス科に属する種間の交雑により生じた生物	定着予防 外来種 (※2)
		植物 (3種)	ツルヒヨドリ	緊急対策 外来種
			ナガエモウセンゴケ	重点対策 外来種
			ビーチグラス	侵入予防 外来種
公布：H29.11.27 施行：H30.1.15	14種	鳥類 (2種))	シリアカヒヨドリ	定着予防 外来種
			ヒゲガビチョウ	総合対策 外来種
		昆虫類 (12種)	クビアカツヤカミキリ	総合対策 外来種
			アカボシゴマダラのうちアカボシゴマダラ 奄美亜種以外のもの	重点対策 外来種
			アングラートゥスマルバネクワガタ	定着予防 外来種 (※3)
			バラデバマルバネクワガタ	定着予防 外来種 (※3)
			ギガンテウスマルバネクワガタ	定着予防 外来種 (※3)
			カツラマルバネクワガタ	定着予防 外来種 (※3)
			マエダマルバネクワガタ	定着予防 外来種 (※3)
			マキシムスマルバネクワガタ	定着予防 外来種 (※3)

			ペラルマトゥスマルバネクワガタ	定着予防 外来種 (※3)
			サンダースマルバネクワガタ	定着予防 外来種 (※3)
			タナカマルバネクワガタ	定着予防 外来種 (※3)
			ウォーターハウスマルバネクワガタ	定着予防 外来種 (※3)
公布：H29.11.27 施行：H30.4.1	1科 1交雑種	魚類 (1科1 交雑種)	ガー科全種、ガー科に属する種間の交雑により生じた生物	定着予防 外来種
次回指定種	1種4種 群	昆虫類 (1種4 種群)	ハヤトゲフシアリ	
			ソレノプシス・ゲミナタ種群	
			ソレノプシス・サエヴィシマ種群	侵入予防 外来種 (一部掲 載)
			ソレノプシス・トゥリデンス種群	
			ソレノプシス・ヴィルロスス種群	
			上記ソレノプシス属4種群に含まれる種間の交雑種	
	1種4科	無脊椎動物(1種4科)	ディクロガンマルス・ヴィルロスス	侵入予防 外来種
			ザリガニ科の全種	緊急対策 外来種・ 定着予防 外来種 (一部掲 載)
			アメリカザリガニ科の全種 ※アメリカザリガニを除く	緊急対策 外来種・ 定着予防 外来種 (一部掲 載)
			アジアザリガニ科の全種	

			ミナミザリガニ科の全種	定着予防 外来種 (一部掲載)
	3種	植物(3種)	エフクレタヌキモ	重点対策 外来種 (※4)
			ウトゥリクラリア・インフラタ	重点対策 外来種 (※4)
			ウトゥリクラリア・プラテンシス	

(※1) リスト掲載種はハイイロゴケグモ、セアカゴケグモ、クロゴケグモ及び
ジュウサンボシゴケグモ等の国内未侵入のゴケグモ属

(※2) 交雑種については、親のどちらか一方でもリストに掲載されている場合は当該カテゴリを記載した。

(※3) 外国産クワガタムシとしてリストに掲載

(※4) エフクレタヌキモとウトゥリクラリア・インフラタはリストにおいては同種として掲載

植物防疫とは

- 国内外を問わず、病害虫のまん延により深刻な農業被害をもたらし、国民生命に重大な影響を及ぼした事例が多数存在。
- 植物防疫とは、病害虫のまん延による農作物への被害を防ぐための総合的かつ組織的な施策。

海外における病害虫の被害例

1845年、アイルランドにアメリカからジャガイモ疫病が侵入・まん延



アイルランドの農地の40%が
ジャガイモ農場



ヨーロッパ最後の大飢饉が発生

〔 100万人以上が死亡
150万人が国外移住 〕

国内における病害虫の被害例

1732年（江戸時代）に水稻害虫である
ウンカが大発生



ウンカを防除する技術なし

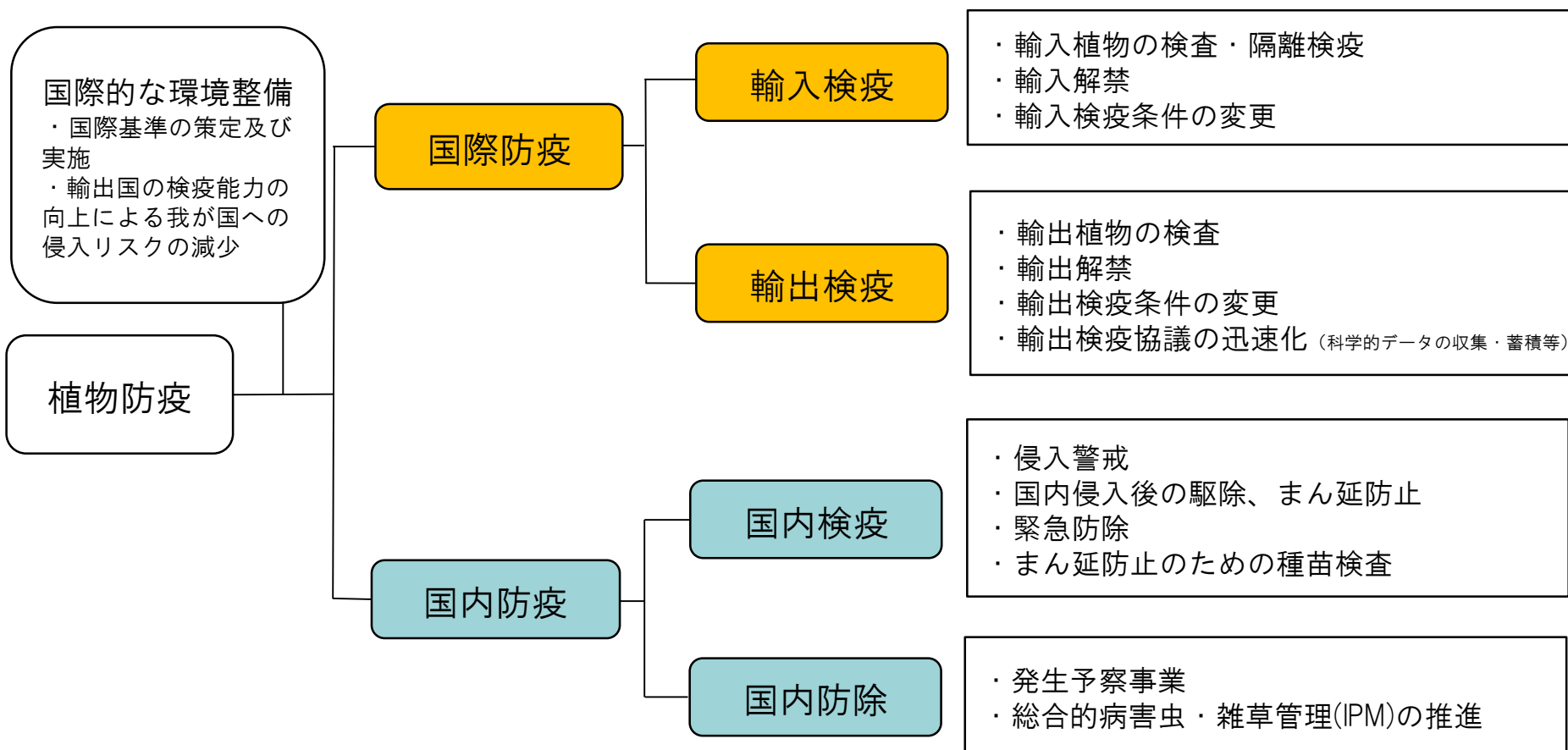


水稻に大きな被害が発生

享保の飢饉
〔 265万人が飢え、1万2千人が餓死 〕

植物防疫の取組

- 国内に存在しない、もしくは国内の一部にしか存在しない有害動植物の侵入・まん延防止し、農業生産の安全及び助長を図るため、輸入検疫、国内検疫、緊急防除等を実施するとともに、国内防除に関する措置を行う。
- 輸出される植物についても、輸出先国・地域が指定する病虫害の付着がないか、輸出先国・地域の要求に即した消毒がなされているかの検査を実施。



国際植物検疫の概要

- まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある「検疫有害動植物」が外国から侵入することを防ぐため、貨物、携帯品、郵便物などにより輸入される全ての植物やその容器包装について輸入植物検疫を実施。
- 植物の輸出に際しては、その植物が輸入先国の要求する条件に適合しているかどうかについて検査する輸出植物検疫を実施。

輸入植物検疫

海外から検疫有害動植物（※）が我が国に侵入し、これらがまん延して農作物に深刻な被害を及ぼすことを防ぐために以下の措置を実施

- ・ 輸入の禁止
- ・ 輸入農産物等の検査
- ・ 検査結果に基づく消毒・廃棄
- ・ 栽培地（相手国内）での検査



※検疫有害動植物

まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動物又は有害植物であって、次のいずれかに該当するもの

- ・ 国内に存在しないもの
- ・ 既に国内の一部に存在しており、かつ、国により緊急防除等に関し必要な措置がとられているもの

輸出植物検疫

輸出相手国が検査証明を要求する品目について、相手国の要求する検査を実施

- 栽培地検査が要求されている場合は、併せて実施
- 検査に合格した旨を示す証明書がないものは輸出できない
（輸出相手国が検査を要求していない品目については、検査・検査証明は不要）



植物検疫に関する国際ルール

- 衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定：Sanitary and Phytosanitary Measures）
WTO協定の一部として制定され、1995年1月に発効。
- 国際植物防疫条約（IPPC：International Plant Protection Convention）
1952年4月に発効し、我が国は発効時から加盟。2020年5月現在184の国と地域が加盟。
SPS協定上の国際基準である「植物検疫措置に関する国際基準」の策定及びその実施、途上国に対する技術協力等の活動を行う。

衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）

1 目的

検疫・衛生措置が、加盟国間の不当な差別、国際貿易に対する偽装された制限となることを防ぎ、関連の国際機関等が作成する国際基準等に基づき各国の検疫・衛生措置の調和を促進する

2 加盟国の主な義務

- ① 検疫措置は、必要な限度においてのみ適用すること
- ② 検疫措置は、科学的な原則に基づいてとること
- ③ 加盟国間及び国内外で不当な差別をしないこと
- ④ 関連の国際基準等がある場合は、それに基づき措置を適用すること
- ⑤ リスク評価に基づいた検疫措置を適用すること

国際植物防疫条約（IPPC）

1 目的

病虫害のまん延及び侵入を防止し、病虫害の防除措置を促進するため、共通の有効な行動に確実を期す

2 責任

条約に基づく義務を自国内において遂行する責任を負う

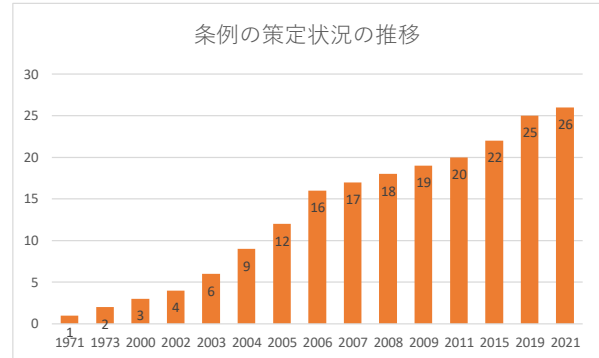
3 主な活動

植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）の策定及びその実施、途上国に対する技術協力加盟国間の情報共有及び紛争の解決 等

都道府県における外来種に関する条例及びリストの策定状況一覧

2021.1.28現在

	都道府県	条例		リスト	
		作成	作成年・月	作成	作成年・月
1	北海道	○	H16年3月	○	H22年6月
2	青森県	×		○	H20年6月
3	岩手県	×		×	
4	宮城県	×		×	
5	秋田県	×		×	
6	山形県	×		×	
7	福島県	○	H17年4月	×	
8	茨城県	×		○	H31年3月
9	栃木県	×		×	
10	群馬県	○	H27年4月	×	
11	埼玉県	×		○	H24年3月
12	千葉県	×		○	R2年3月
13	東京都	○	H12年12月	×	
14	神奈川県	×		○	H27年1月
15	山梨県	×		×	
16	新潟県	×		×	
17	静岡県	○	H23年4月	○	H31年1月
18	石川県	○	H16年3月	○	H29年12月
19	福井県	×		×	
20	岐阜県	×		×	
21	愛知県	○	S48年4月	○	H24年3月
22	三重県	○	H15年3月	×	
23	富山県	○	H27年4月	×	
24	長野県	○	H15年3月	○	H31年3月
25	滋賀県	○	H18年3月	○	H19年2月
26	京都府	○	H19年10月	○	H17年
27	大阪府	×		○	
28	兵庫県	×		○	H22年3月
29	奈良県	○	H22年4月	○	H28年3月
30	和歌山県	○	H31年4月	○	H30年3月
31	鳥取県	×		○	H19年
32	島根県	×		×	
33	岡山県	○	S46年12月	×	
34	広島県	×		×	
35	山口県	×		○	H30年3月
36	徳島県	○	H18年3月	×	
37	香川県	○	H17年7月	×	R3年3月予定
38	愛媛県	○	H20年10月	○	H21年4月
39	高知県	○	H17年10月	○	R2年7月
40	福岡県	○	R3年5月	○	H30年4月
41	佐賀県	○	H14年10月	○	H18年4月
42	長崎県	×		○	令和元年7月
43	熊本県	○	H16年3月	○	平成27年12月
44	大分県	○	H18年9月	○	H29年3月
45	宮崎県	○	H18年4月	○	日付不明
46	鹿児島県	○	H31年4月	○	H28年3月
47	沖縄県	○	R1年11月	○	H30年8月



環境省の 担当部署		都道府県	名称	条約	国内由来の外來種の 有無	当初施行日	名称	アドレス	策定日	最終更新日	国内由来の外來種の 有無	都道府県下全域を対象とした、個別的 外來種を調査したリスト	備考	
1	北海道	北海道	北海道動物の保護及び管理に関する条例 (第1-2条)			平成16年3月31日	北海道ブルーリスト	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hy/okuni/alien/hybridist/hybrid_top.htm	平成22年6月		○	○		
			北海道生物の多様性の保全等に関する条例			平成25年3月29日								
			北海道生物の多様性の保全等に関する条例 に基づき「指定外来種」を指定			平成28年6月19日								
2	東北	青森県					青森県外来種対策学術調査報告書－青森 県外来種リスト	https://www.pref.aomori.lg.jp/nature/shizuka/pairai-shu-reit.html	平成20年6月		○	○		
宮城県												現在とりまとめ中		
岩手県														
4		秋田県												
5		山形県												
6		福島県	福島県野生動物植物の保護に関する条例		平成17年4月1日									
8		茨城県					茨城県市内の特定外来生物	https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukan/wsj/shizen/tawazuke/alien-species/alien-species_of_ibaraki-alien-species_of_ibarakihlml	平成31年3月				特定外来生物のみ掲載	
9		熊本県												
10	関東	群馬県	群馬県希少野生動物植物の種の保護に関する 条例（第6章 外来種に関する施策）			平成27年4月1日								
11		埼玉県					埼玉県レッドデータブック2011 植物編 （5 希少植物を脅かす外来植物）	http://www.pref.saitama.lg.jp/0508/red-bookdatabase0201-plants.html	平成24年3月			○	植物のみ掲載	
12		千葉県					千葉県の外来生物リスト	http://www.pref.chiba.lg.jp/gaimi/2020/gaimi_2020.pdf	平成25年3月	令和2年3月	○	○		
13		東京都	東京における自然の保護と回復に関する条 例（第45条）	○	平成12年12月22日									
14		神奈川県					丹次大の外来生物一覧	http://www.pref.kanagawa.lg.jp/cst/048/a37488.html	平成27年1月		○		県内一部地域のみ掲載	
15		山梨県												
16		静岡県												
17			静岡県	静岡県希少野生動物植物保護条例（第5章 外 来種に関する施策）			平成23年4月1日	我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれ のある外来種リストのうち、静岡県内に 生息している<動物><植物>	http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/fal-070/vldid/documents/chushutsu_list280107.pdf	平成31年1月		○	○	
18	中部	石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例（第 156-157条）			平成16年3月23日	石川県内の外来種問題の事例と対応	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/shizen/ja/ajisaku/00414.html					県内の代表的な外来種をHP に掲載	
19		福井県												
20		岐阜県												
21		愛知県	自然環境の保全及び緑化の促進に関する条 例（第5章第55-56条）		昭和48年4月12日	あいちの外来種移入種対策ハンドブック 付属資料－ブルーデータブックあいち 2012ー	https://www.pref.aichi.jp/kankyo/shizen/ku/shizen/gaifu/	平成24年3月				○	○	
22		三重県	三重県自然環境保全条例（第26条）			平成15年3月28日	愛知県で対策が必要な外来種30	https://www.pref.aichi.jp/kankyo/shizen/ku/shizen/gaifu/measure30/						
23	信越	富山県	富山県希少野生動物植物保護条例（第31条）			平成27年4月1日					○			
24		長野県	長野県希少野生動物植物保護条例（第35条）			平成15年3月24日	特定外来生物の拡大を防ぐために	https://www.pref.nagano.lg.jp/shizenhaiku/surashi/shizen/hoga/pairai/docume-nts/pairaipanhi.pdf	平成30年3月		○		特定外来生物のみ掲載	
25		新潟県	ふるさと直野の野生動物植物との共生に関す る条例（第4章27-38条）			平成18年3月30日	ふるさと直野の野生動物植物との共生に関 する条例第27条第1項の規定による指定受 養種の指定	http://www.pref.niigata.lg.jp/se/ei/inorent/asaki-list/reki_honbu/sd018rG000010410.html#C0000010	平成19年2月	令和2年3月			条例による指定種の一覧	
26		京都府	京都府勧奨のおそれある野生生物の保全 に関する条例（第47条）			平成19年10月16日	京都府外来生物リスト	http://www.pref.kyoto.lg.jp/gaia/list/Ondeu.html	平成17年	令和2年3月	○	○		
27	近畿	大阪府					大阪府の外来生物	http://www.kansensuiken-pasaka.or.jp/zukan/zukan_database/gpn-ota/name_list.html					県内の代表的な外来種をHP に掲載	
28		兵庫県					兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外 来生物リスト（ブラックリスト） （2010）	https://www.pref.hyogo.lg.jp/gn/gn/androment/247704240F74E756B9A995F55c4459458f5c47b9e9f5c380a1a7bda44c4596f5c2927b450f7b943b9ef7b5ga4/	平成22年3月	令和元年10月		○		
29		奈良県	奈良県希少野生動物植物の保護に関する条例			平成22年4月1日	奈良県外来種リスト-奈良県内で注意すべ き動物種・概要	https://www.pref.nara.lg.jp/item/1578593.html	平成28年3月			○		
30	中国四国 (西国)	和歌山県	和歌山県外来生物による生態系に係る被害 の防止に関する条例			平成31年4月1日	和歌山県外来種リスト	https://www.pref.wakayama.lg.jp/forefa/030000/030000/gaifu/list.html	平成31年3月		○	○		
31		鳥取県					鳥取県外来植物性のリスト（2007）	https://www.pref.tottori.lg.jp/051932.html	平成19年		○	○		
32		島根県												
33		岡山県	岡山県自然保護条例（第12条）	○	昭和46年12月21日									
34	中国四国 (西国)	広島県												
35		山口県					山口県外来種リスト	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsda/ta/c/r/7/cd24509559971+9504cd24411a8203.pdf	平成30年3月		○	○		
36		徳島県	徳島県希少野生生物の保護及び継承に関す る条例（第30-33条）			平成18年3月30日								
37		香川県	香川県希少野生生物の保護に関する条例 （第32-33条）	○		平成17年7月15日	徳島の外来種リスト	今後公表	令和3年3月予定			○		
38		愛媛県	愛媛県野生動物植物の多様性の保全に関する 条例（第30-33条）	○		平成20年10月1日	徳島の外来生物リスト一覧	https://www.pref.ehime.jp/h15800/gaifa/gaibuhi/documents/list.pdf	平成21年4月			○		
39		高知県	高知県希少野生動物植物保護条例（第30条）			平成17年10月21日	高知県で注意すべき外来種リスト	https://www.pref.ehime.jp/h15800/gaifa/gaibuhi/documents/list.pdf	令和2年7月			○		
40		福岡県	福岡県希少野生動物植物種の保護に関する条 例（第39-41条）	○	令和3年5月1日		外来種について～外来生物法と個体的外 来種リスト～	http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/senryaku/gaifu.html	平成30年3月			○		
41		九州	佐賀県	佐賀県環境の保全と創造に関する条例（第 65-67条）	○		平成14年10月7日	佐賀県環境の保全と創造に関する条例第 65条の規定による移入規制種の指定	https://www.pref.saga.lg.jp/k000314405/3index.html	平成18年4月				条例による指定種の一覧
42	長崎県						長崎県外来種リスト	https://www.pref.nagasaki.jp/shared/zi/zi/zi/2001/10/156883007.pdf	令和元年7月		○	○		
43	熊本県		熊本県野生動物植物の多様性の保全に関する 条例（第1章第7条）			平成16年3月8日	県内で確認された特定外来生物等一覧	https://www.pref.kumamoto.lg.jp/soshiki/52/50817.html	平成27年12月					県内の代表的な外来種をHP に掲載
44		大分県	大分県希少野生動物植物の保護に関する条例 （第5章第27-28条）			平成18年9月29日	大分県の生態系等に被害を及ぼすおそれ のある外来種リストについて	https://www.pref.oita.jp/loadeded/06a1067761_1450780_mise.pdf	平成29年3月			○		
45		宮崎県	北崎県野生動物植物の保護に関する条例（第 1章第30条）			平成18年4月1日	宮崎県内で確認されている主な特定外來 生物	https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shizen/surashi/shizen/mise-02.html	平成18年4月				県内の代表的な外来種をHP に掲載	
46		鹿児島県	鹿児島県希少野生動物植物による鹿児島県 の生態系に係る被害の防止に関する条例			平成31年4月1日	鹿児島県外来種カレン	https://www.pref.kagoshima.lg.jp/g004/gaigayuka/ta.html	平成29年3月	平成30年3月				
47	沖縄電気	沖縄県	沖縄県希少野生動物植物保護条例	○		令和元年11月1日	沖縄県対策外来種リスト	https://www.pref.okinawa.lg.jp/shizen/surashi/shizen/hoga/documents/pairai/gaifu/20190724.pdf	平成30年6月		○	○		

哺乳類

科	属	特定外来生物	未侵入	未定着	定着	侵入・定着状況
クスクス科 Phalangeridae	フクロギツネ属 <i>Trichosurus</i>	フクロギツネ <i>T. vulpecula</i>	●			展示動物やペットとして許可を得た個体が飼育されているが、野外への侵入記録はない。
ハリネズミ科 Erinaceidae	ハリネズミ属 <i>Erinaceus</i>	ハリネズミ属の全種			●	アムールハリネズミ <i>E. amurensis</i> が、静岡県伊東市、神奈川県小田原市に定着している。岩手県、長野県、富山県、栃木県での捕獲例もある。
オナガザル科 Cercopithecidae	マカカ属 <i>Macaca</i>	タイワンザル <i>M. cyclopis</i>			● (一部の地域では根絶)	動物園の飼育個体の逃亡や遺棄により、伊豆大島などに定着している。かつては、青森県下北半島や和歌山県に分布していたが、捕獲により根絶した。
		カニクイザル <i>M. fascicularis</i>		●		実験動物や飼育動物が逃げ出した例はあるが、定着はしていない。
		アカゲザル <i>M. mulatta</i>			●	千葉県房総半島南部に定着している。
		タイワンザル × ニホンザル <i>M. cyclopis</i> × <i>M. fuscata</i>			根絶	下北半島と紀伊半島(和歌山県北部)に定着していたが、下北半島のタイワンザルとその交雑個体は2004年に、紀伊半島のタイワンザルとその交雑個体のは2017年に根絶が発表された。
		アカゲザル × ニホンザル <i>M. mulatta</i> × <i>M. fuscata</i>			●	房総半島で交雑が生じ、かなりの世代を重ねていると考えられている。交雑個体の数や分布範囲は、和歌山県北部のタイワンザルとニホンザルの交雑の事例以上となっている。
ヌートリア科 Myocastoridae	ヌートリア属 <i>Myocastor</i>	ヌートリア <i>M. coypus</i>			●	東海から西日本を中心に生息している。
リス科 Sciuridae	ハイガシラリス属 <i>Callosciurus</i>	クリハラリス(タイワンリス) <i>C. erythraeus</i>			●	伊豆大島、神奈川県、静岡県、岐阜県、大阪府、和歌山県、長崎県、大分県、熊本県などに定着している。
		フィンレイソンリス <i>C. finlaysonii</i>			●	静岡県浜松市周辺に定着したクリハラリス個体群に本種との交雑個体が混ざっていることが確認されている。
	プテロミウス属 <i>Pteromys</i>	タイリクモモンガ <i>P. volans</i> ただし、次のものを除く。 ・エゾモモンガ <i>P. volans orii</i>	●			ペットとして飼育されていたが、野外への侵入記録は無い。
	リス属 <i>Sciurus</i>	トウブハイロリス <i>S. carolinensis</i>	●			動物園などで許可を得た個体が飼育されているが、野外への侵入記録は無い。
		キタリス <i>S. vulgaris</i> ただし、次のものを除く。 ・エゾリス <i>S. vulgaris orientis</i>			●	埼玉県の狭山丘陵ではペットに由来すると考えられる個体が定着している。
ネズミ科 Muridae	マスカラット属 <i>Ondratra</i>	マスカラット <i>O. zibethicus</i>			●	東京都葛飾区水元公園、千葉県市川市行徳鳥獣保護区、埼玉県東部に生息している。
アライグマ科 Procyonidae	アライグマ属 <i>Procyon</i>	カニクイアライグマ <i>P. cancrivorus</i>	●			アライグマに混入してペットとして持ち込まれた可能性はあるが、野外への侵入記録は無い。
		アライグマ <i>P. lotor</i>			●	全都道府県で発見記録がある。沖縄などごく一部の都道府県以外では、個体群の定着が確認されている。
イタチ科 Mustelidae	イタチ属 <i>Mustela</i>	アメリカミンク <i>M. vison</i>			●	北海道に定着している。長野県、宮城県、群馬県、福島県などでも生息が確認されている。
マンゲース科 Herpestidae	エジプトマンゲース属 <i>Herpestes</i>	フイリマンゲース <i>H. auropunctatus</i>			●	沖縄島、奄美大島に定着している。鹿児島県の本土でもまれに生息が確認されている。
		ジャワマンゲース <i>H. javanicus</i>	●			国内への侵入は確認されていない。
	シママンゲース属 <i>Mungos</i>	シママンゲース <i>M. mungo</i>	●			動物園などで飼育されているが、野外への逸出記録は無い。

シカ科 Cervidae	アキシスジカ属 <i>Axis</i>	アキシスジカ属の全種	●			動物園などで飼育されているが、野外への逸出記録は無い。
	シカ属 <i>Cervus</i>	シカ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・ホンシュウジカ <i>C. nippon centralis</i> ・ケラマジカ <i>C. nippon keramae</i> ・マゲシカ <i>C. nippon mageshimae</i> ・キュウシュウジカ <i>C. nippon nippon</i> ・ツシマジカ <i>C. nippon pulchellus</i> ・ヤクシカ <i>C. nippon yakushimae</i> ・エゾシカ <i>C. nippon yesoensis</i>			●	和歌山市の友ヶ島ではタイワンジカもしくはアカシカやサンバーの交雑個体が野生化した報告がある。 在来ニホンジカとのタイワンジカとの交雑個体が友ヶ島から近い本州部の大阪府泉南郡岬町でも確認されている。
	ダマシカ属 <i>Dama</i>	ダマシカ属の全種	●			動物園などで飼育されているが、野外への逸出記録は無い。
	シフゾウ属 <i>Elaphurus</i>	シフゾウ <i>E. davidianus</i>	●			動物園などで飼育されているが、野外への逸出記録は無い。
	ホエジカ属 <i>Muntiacus</i>	キョン <i>M. reevesi</i>			●	千葉県房総半島や伊豆大島に定着している。

鳥類

科	属	特定外来生物	未侵入	未定着	定着	侵入・定着状況
カモ科 Anatidae	ブランタ属 <i>Branta</i>	カナダガン <i>B. canadensis</i>			根絶	かつて、静岡県富士宮市、神奈川県相模原市、田貫湖、河口湖、山中湖、丹沢湖、茨城県牛久沼、長野県軽井沢町、徳島県徳島市などに定着していたが、2015年12月に全個体の駆除が完了した。
ヒヨドリ科 Pyronotidae	シロガシラ属 <i>Pycnonotus</i>	シリアカヒヨドリ <i>P. cafer</i>		●		神奈川県で観察例があるが、定着記録は無い。
チメドリ科 Timaliidae	ガビチョウ属 <i>Garrulax</i>	ガビチョウ <i>G. canorus</i>			●	宮城県、福島県、関東地方（千葉県を除く）、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、高知県、九州地方（鹿児島県を除く）、で確認されている。
		ヒゲガビチョウ <i>G. cineraceus</i>			●	愛媛県、高知県で確認されている。2005年に愛媛県で巣立ち雛が確認され、野外個体群が定着し始めていると考えられる。
		カオグロガビチョウ <i>G. perspicillatus</i>			●	東京都と神奈川県では繁殖が確認されたほか、埼玉県、群馬県、岩手県でも確認されている。
		カオジロガビチョウ <i>G. sannio</i>			●	赤城山（群馬県）で多数が繁殖している。最近、栃木県、茨城県、千葉県の平野部でも確認されるようになった。
	ソウシチョウ属 <i>Leiothrix</i>	ソウシチョウ <i>L. lutea</i>			●	九州、四国、近畿、中部、東海、関東など23都府県で定着している。

爬虫類

科	属	特定外来生物	未侵入	未定着	定着	侵入・定着状況
カミツキガメ科 Chelydridae	カミツキガメ属 <i>Chelydra</i>	カミツキガメ <i>C. serpentina</i>			●	千葉県印旛沼とその周辺水系で定着している。東京都練馬区の光が丘公園など都内のいくつかの池でも定着の可能性が高い。静岡県、神奈川県、大阪府などでも野外繁殖に由来するとみられる幼体が見つかっている。
イシガメ科 Geoemydidae	イシガメ属 <i>Mauremys</i>	ハナガメ(タイワンハナガメ) <i>M. sinensis</i>		●		遺棄された個体が野外でしばしば見つかっているが、定着は確認されていない。
		ハナガメ × ニホンイシガメ <i>M. sinensis</i> × <i>M. japonica</i>		●		名古屋市内のため池で採集された事例がある。この個体が国内の野外で交配によって生じたのか、飼育下で作出されて遺棄されたものかは不明。
		ハナガメ × ミナミイシガメ <i>M. sinensis</i> × <i>M. mutica</i>	●			国内に存在する(した)という情報は得られていない。
		ハナガメ × クサガメ <i>M. sinensis</i> × <i>M. reevesii</i>		●		名古屋市内のため池で採集された事例がある。この個体が国内の野外で交配によって生じたのか、飼育下で作出されて遺棄されたものかは不明。
アガマ科 Agamidae	キノボリトカゲ属 <i>Japalura</i>	スウィンホーキノボリトカゲ <i>J. swinhonis</i>			●	静岡県磐田市、宮崎県日向市、神奈川県厚木市で定着が確認されている。日向市の一部では高密度になっている。

タテガミトカゲ(イグアナ)科 Iguanidae (Polychrotidae)	アノール属 <i>Anolis</i>	アノリス・アルログス <i>A. allogus</i>	●			輸入の届出がなされたことがある。野外への侵入記録は無い。
		アノリス・アルタケウス <i>A. alutaceus</i>	●			輸入の届出がなされたことがある。野外への侵入記録は無い。
		アノリス・アングスティケプス <i>A. angusticeps</i>	●			輸入の届出がなされたことがある。野外への侵入記録は無い。
		グリーンアノール <i>A. carolinensis</i>			●	小笠原諸島の父島と母島のほぼ全域、兄島南部、沖縄島南部、座間味島の一部に定着している。
		ナイトアノール <i>A. equestris</i>	●			指定前にはペットとしての流通があった。指定後に輸入の届出がなされたことがある。野外への侵入記録は無い。
		ガーマンアノール <i>A. garmanni</i>	●			指定前にはペットとしての流通があった。指定後に輸入の届出がなされたことがある。野外への侵入記録は無い。
		アノリス・ホモレキス <i>A. homolechis</i>	●			輸入の届出がなされたことがある。野外への侵入記録は無い。
		ブラウンアノール <i>A. sagrei</i>	●			指定前にはペットとしての流通はあったが、野外への侵入記録は無い。
ナミヘビ科 Colubridae	オオガシラ属 <i>Boiga</i>	ミドリオオガシラ <i>B. cyanea</i>			●	ペット用や展示用としてわずかに輸入されていた。貨物への混入に由来すると思われる個体が沖縄島で捕獲されたことがあるが、定着はしていない。
		イヌバオオガシラ <i>B. cynodon</i>	●			輸入の届出がなされたことがある。野外への侵入記録は無い。
		マングローブヘビ <i>B. dendrophila</i>	●			ペットや展示用として輸入されていた。輸入の届出がなされたことがある。野外への侵入記録は無い。
		ミナミオオガシラ <i>B. irregularis</i>	●			輸入の届出がなされたことがある。野外への侵入記録は無い。
		ボウシオオガシラ <i>B. nigriceps</i>	●			輸入の届出がなされたことがある。野外への侵入記録は無い。
	ナメラ属 <i>Elaphe</i>	タイワンスジオ <i>E. taeniura friesi</i>			●	沖縄島中部のうるま市、沖縄市、北中城村、北谷町、嘉手納町、読谷町、恩納村、金武町及び本部半島に定着しており、分布域を広げている。
クサリヘビ科 Viperidae	ハブ属 <i>Protobothrops</i>	タイワンハブ <i>P. mucrosquamatus</i>			●	沖縄県名護市を中心として、今帰仁村、本部町、恩納村でも捕獲されており、近年、分布域が急速に拡がりつつある。

両生類

科	属	特定外来生物	未侵入	未定着	定着	侵入・定着状況
ヒキガエル科 Bufonidae	ヒキガエル属 <i>Bufo</i>	ブレーンズヒキガエル <i>B. cognatus</i>	●			輸入の届出がなされたことがある。野外への侵入記録は無い。
		キンイロヒキガエル <i>B. guttatus</i>	●			輸入の届出がなされたことがある。野外への侵入記録は無い。
		オオヒキガエル <i>B. marinus</i>			● (一部の地域では根絶)	小笠原諸島(父島、母島)、大東諸島(南大東島、北大東島)、八重山諸島(石垣島)に定着。西表島では繁殖は未確認であるが10例以上の確認記録がある。鳩間島にも定着していたが、45年程前に根絶を達成した根絶されたと考えられている。
		ヘリグロヒキガエル <i>B. melanostictus</i>	●			観葉植物などの輸入コンテナ内から生体がしばしば見つかるが、野外への侵入記録は無い。
		アカボシヒキガエル <i>B. punctatus</i>	●			輸入の届出がなされたことがある。野外への侵入記録は無い。
		オークヒキガエル <i>B. quercicus</i>	●			輸入の届出がなされたことがある。野外への侵入記録は無い。
		テキサスヒキガエル <i>B. speciosus</i>	●			輸入の届出がなされたことがある。野外への侵入記録は無い。
		コノハヒキガエル <i>B. typhonius</i>	●			輸入の届出がなされたことがある。野外への侵入記録は無い。
アマガエル科 Hylidae	ズツキガエル属 <i>Osteopilus</i>	キューバズツキガエル (キューバアマガエル) <i>O. septentrionalis</i>	●			かつてペットとして流通していたことがあるが、野外への侵入記録は無い。
ユビナガガエル科 Leptodactylidae	コヤスガエル属 <i>Eleutherodactylus</i>	コキーコヤスガエル <i>E. coqui</i>	●			国内への侵入記録は無い。
		ジョンストンコヤスガエル <i>E. johnstonei</i>	●			国内への侵入記録は無い。
		オンシツガエル <i>E. planirostris</i>	●			国内への侵入記録は無い。
ジムグリガエル科 Microhylidae	ジムグリガエル属 <i>Kaloula</i>	アジアジムグリガエル <i>K. pulchra</i>	●			特定外来生物に指定される前(2016年10月)までは、しばしばペットとして輸入されていたが、野外への侵入記録は無い。
アカガエル科 Ranidae	アカガエル属 <i>Rana</i>	ウシガエル <i>R. catesbeiana</i>			●	北海道南部から沖縄県に広く定着している。
アオガエル科 Rhacophoridae	シロアゴガエル属 <i>Polypedates</i>	シロアゴガエル <i>P. leucomystax</i>			●	沖縄島、宮古島のほぼ全域とその周辺島嶼、石垣島に定着している。西表島でも定着が確認されたが、2019年までに根絶された。

魚類

科	属	特定外来生物	未侵入	未定着	定着	侵入・定着状況
ガー科 Lepisosteidae	ガー科の全属 <i>Atractosteus</i> <i>Lepisosteus</i>	ガー科の全種 <i>Lepisosteidae</i> spp.		●		茨城県から鹿児島県までの15水系以上で生息が確認されている。野外での確実な繁殖例は知られていない。
		ガー科に属する種間の交雑により生じた生物	●			野外への侵入記録は無い。
コイ科 Cyprinidae	タナゴ属 <i>Acheilognathus</i>	オオタナゴ <i>A. macropterus</i>			●	霞ヶ浦全域とその周辺に定着し、利根川水系内で分布を拡大している。
ギギ科 Bagridae	ギバチ属 <i>Tachysurus</i>	コウライギギ <i>T. fulvidraco</i>			●	利根川水系の城沼、渡良瀬遊水地、手賀沼、印旛沼、菅生沼などで相次いで生息が確認され、一部で定着している。
イクトルルス科 Ictaluridae	アメイルス属 <i>Ameiurus</i>	ブラウンブルヘッド <i>A. nebulosus</i>	●			1963年以降、国内に数回持ち込まれたが、野外への侵入記録は無い。
	イクトルルス属 <i>Ictalurus</i>	チャネルキャットフィッシュ <i>I. punctatus</i>			●	霞ヶ浦では優占種の1つとなっている。阿武隈川水系、那珂川水系、利根川水系、矢作川水系、宮川水系、淀川水系などに定着し、分布が拡大しつつある。鳥根県でも確認されている。
	ピロディクティス属 <i>Pylodictis</i>	フラットヘッドキャットフィッシュ <i>P. olivaris</i>	●			国内では観賞魚として稀に流通していたが、野外への侵入記録は無い。
ナマズ科 Siluridae	ナマズ属 <i>Silurus</i>	ヨーロッパナマズ (ヨーロッパオオナマズ) <i>S. glanis</i>		●		国内ではかつて観賞魚として利用され、2005年に滋賀県の公園の池で全長70cmのアルビノ個体の生息が確認されたことがある。
カワカマス(バイク)科 Esocidae	カワカマス(バイク)属 <i>Esox</i>	カワカマス科の全種 <i>Esocidae</i> spp.	●			ノーザンバイク、マスキーバイクなどかつて観賞魚として流通していたが、野外への侵入記録は無い。
		カワカマス科に属する種間の交雑により生じた生物	●			国内への侵入記録は無い。
カダヤシ科 Poeciliidae	カダヤシ属 <i>Gambusia</i>	カダヤシ <i>G. affinis</i>			●	ボウフラ退治のために放流されて、福島県から沖縄県の各地に定着している。
		ガンブスシア・ホルブロオキ <i>G. holbrooki</i>	●			国内では観賞魚として稀に流通していたが、野外への侵入記録は無い。
サンフィッシュ科 Centrarchidae	ブルーギル属 <i>Lepomis</i>	ブルーギル <i>L. macrochirus</i>			●	全都道府県に定着している。
	オオクチバス属 <i>Micropterus</i>	コクチバス <i>M. dolomieu</i>			●	北海道から九州で分布記録があり、東北から近畿地方に定着している。
		オオクチバス <i>M. salmoides</i>			●	2001年には全都道府県に定着した。2007年に、北海道では根絶された。
ハゼ科 Gobiidae	ネオゴビウス属 <i>Neogobius</i>	ラウンドゴビー <i>N. melanostomus</i>	●			野外への侵入記録は無い。
アカメ科 Centropomidae	アカメ属 <i>Lates</i>	ナイルパーチ <i>L. niloticus</i>	●			観賞魚として流通していたが、野外への導入記録はない。
モロネ科 (狭義) Moronidae	モロネ属 <i>Morone</i>	ホワイトパーチ <i>M. americana</i>	●			野外への侵入記録は無い。
		ホワイトバス <i>M. chrysops</i>	●			野外への侵入記録は無い。
		ストライプトバス <i>M. saxatilis</i>	●			日本へは1927～73年に数回持ち込まれたが、野外への侵入記録は無い。
		ホワイトバス × ストライプトバス <i>M. chrysops</i> × <i>M. saxatilis</i>		●		管理釣り場で利用されたことがあり、霞ヶ浦と東京湾での採集記録があるが、定着は確認されていない。
パーチ科 Percidae	ギムノケファルス属 <i>Gymnocephalus</i>	ラッフ <i>G. cernuus</i>	●			観賞魚として稀に流通していたが、野外への導入記録はない。
	ベルカ属 <i>Perca</i>	ヨーロッパアンパーチ <i>P. fluviatilis</i>	●			観賞魚として利用されていたが、野外への導入記録はない。
	サンデル属 <i>Sander</i> (<i>Stizostedion</i>)	バイクパーチ <i>S. lucioperca</i>	●			観賞魚として利用されていたが、野外への導入記録はない。
ケツギョ科 Sinipercidae	ケツギョ属 <i>Siniperca</i>	ケツギョ <i>S. chuatsi</i>	●			観賞魚として流通していたが、野外への導入記録はない。
		コウライケツギョ <i>S. scherzeri</i>	●			観賞魚として流通していたが、野外への導入記録はない。

昆虫類

科	属	特定外来生物	未侵入	未定着	定着	侵入・定着状況
タテハチョウ科 Nymphalidae	ゴマダラチョウ属 <i>Hestina</i>	アカボシゴマダラ <i>H. assimillis</i> ただし、次のものを除く。 ・アカボシゴマダラ奄美亜種 <i>H. assimillis shirakii</i>			●	1995年に埼玉県さいたま市、戸田市、朝霞市で数例が確認されていたが、1年限りで消滅した。1998年に神奈川県藤沢市で確認されて以来、分布を拡大し、現在南関東を中心に定着している。
カミキリムシ科 Cerambycidae	ジャコウカミキリ属 <i>Aromia</i>	クビアカツヤカミキリ <i>A. bungii</i>			●	愛知県、埼玉県、群馬県、東京都、大阪府、徳島県、栃木県、和歌山県、奈良県、三重県、茨城県で確認されている。
クワガタムシ科 Lucanidae	マルバネクワガタ属 <i>Neolucanus</i>	アングラートゥスマルバネクワガタ <i>N. angulatus</i>	●			野外への侵入は確認されていない。
		バラデバマルバネクワガタ <i>N. baladeva</i>	●			野外への侵入は確認されていない。
		ギガンテウスマルバネクワガタ <i>N. giganteus</i>	●			野外への侵入は確認されていない。
		カツラマルバネクワガタ <i>N. katsuraorum</i>	●			野外への侵入は確認されていない。
		マエダマルバネクワガタ <i>N. maedai</i>	●			野外への侵入は確認されていない。
		マキシムスマルバネクワガタ <i>N. maximus</i>	●			野外への侵入は確認されていない。
		ペラルマトゥスマルバネクワガタ <i>N. perarmatus</i>	●			野外への侵入は確認されていない。
		サンダースマルバネクワガタ <i>N. saundersii</i>	●			野外への侵入は確認されていない。
		タナカマルバネクワガタ <i>N. tanakai</i>	●			野外への侵入は確認されていない。
		ウォーターハウスマルバネクワガタ <i>N. waterhousei</i>	●			野外への侵入は確認されていない。
コガネムシ科 Scarabaeidae	テナガコガネ属 <i>Cheironotus</i>	テナガコガネ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・ヤンバルテナガコガネ <i>C. jambar</i>	●			全10種のうち、1990年代後半から販売業者・愛好家により、バリーテナガコガネ、ヤンソンテナガコガネ、マレーテナガコガネ、バターレルテナガコガネなどが持ち込まれ販売・飼育されていたが、野外への侵入記録は無い。
	クモテナガコガネ属 <i>Euchirus</i>	クモテナガコガネ属の全種	●			1990年代後半から販売業者・愛好者により輸入され、販売・飼育されてきたが、野外への侵入記録は無い。
	ヒメテナガコガネ属 <i>Propomacrus</i>	ヒメテナガコガネ属の全種	●			1990年代後半から販売業者・愛好者により輸入され、販売・飼育されてきたが、野外への侵入記録は無い。
ミツバチ科 Apidae	マルハナバチ属 <i>Bombus</i>	セイヨウオオマルハナバチ <i>B. terrestris</i>			●	2018年までに28都道府県で目撃情報がある。北海道ではほぼ全域に定着し、大雪山、納沙布岬、利尻島でも成虫が確認されている。
アリ科 Formicidae	トゲフシアリ属 <i>Lepisiota</i>	ハヤトゲフシアリ <i>L. frauenfeldi</i>			●	名古屋港、東京港、大阪港、博多港、志布志港、那覇港で確認されている。
	アルゼンチンアリ属 <i>Linepithema</i>	アルゼンチンアリ <i>L. humile</i>			●	2018年までに、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、岐阜県、京都府、大阪府、徳島県、兵庫県、岡山県、広島県、山口県で定着が確認されている。
	トフシアリ属 <i>Solenopsis</i>	ソレノプシス・ゲミナタ種群の全種			●	アカカミアリについては、硫黄島で定着している。沖縄島、伊江島、南島島で記録がある。2017年以来、東京都、兵庫県等、全国の港湾で確認されている。
		ソレノプシス・サエヴィス種群の全種		●		ヒアリについては、2017年兵庫県での発見以来、愛知県、大阪府、東京都、神奈川県、福岡県、大分県、岡山県、埼玉県、広島県、静岡県、京都府、千葉県、北海道、三重県、茨城県の16都道府県で計64の確認事例がある。
		ソレノプシス・トウリデンス種群の全種	●			国内への侵入記録は無い。
		ソレノプシス・ヴィルレンス種群の全種	●			国内への侵入記録は無い。
		上記4種群に属する種間の交雑により生じた生物	●			国内への侵入記録は無い。
		ワンスマニア属 <i>Wasmannia</i>	●			国内への侵入記録は無い。
	ツマアカスズメバチ	ツマアカスズメバチ <i>V. velutina</i>			●	2012年に長崎県対馬で初めて確認され、福岡県、宮崎県、香取(長崎県)、大分県、山口県でも侵入が確認されている。対馬では定着している。

甲殻類

科	属	特定外来生物	未侵入	未定着	定着	侵入・定着状況
ヨコエビ科 Gammaridae	ディケログアンマルス属 <i>Dikergammarus</i>	ディケログアンマルス・ヴィルロスス <i>Dikergammarus villosus</i>	●			国内への侵入記録は無い。
ザリガニ科 Astacidae	ザリガニ科の全属	ザリガニ科の全種			●	ウチダザリガニについては、北海道、福島、長野県、福井県、滋賀県に分布するほか、宮城県、新潟県、栃木県、千葉県でも確認されている。 その他一部の種については、ペットとして流通していたが、野外への侵入記録は無い。
アメリカザリガニ科 Cambaridae	アメリカザリガニ科の全属	アメリカザリガニ科の全種 ただし、次のものを除く。 ・アメリカザリガニ <i>Procambarus clarkii</i>		●		ミステリークレイフィッシュについては、北海道と愛媛県で個体が確認されているが、定着は確認されていない。 その他一部の種については、ペットとして流通していたが、野外への侵入記録は無い。
アジアザリガニ科 Cambaroididae	アジアザリガニ科の全属	アジアザリガニ科の全種 ただし、次のものを除く。 ・ニホンザリガニ <i>Cambaroides japonicus</i>	●			一部の種については、ペットとして流通していたが、野外への侵入記録は無い。
ミナミザリガニ科 Parastacidae	ミナミザリガニ科の全属	ミナミザリガニ科の全種	●			一部の種については、ペットとして流通していたが、野外への侵入記録はない。
モクズガニ科 Varunidae	モクズガニ属 <i>Eriocheir</i>	モクズガニ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・モクズガニ <i>E. japonica</i> ・オガサワラモクズガニ <i>E. ogasawaraensis</i>		●		2004年に東京湾で生きた成体の雌と死んだ成体の雌が捕獲されたが、国内での定着は確認されていない。

クモ類

科	属	特定外来生物	未侵入	未定着	定着	侵入・定着状況
キョクトウサソリ科 Buthidae	キョクトウサソリ科の全属	キョクトウサソリ科の全種		●		一部の種がペットとして輸入されたり、食材として生きたまま輸入されていたこともあるが、野外への侵入記録は無い。
ジョウゴグモ科 Hexathelidae	アトラクス属 <i>Atrax</i>	アトラクス属の全種	●			国内への侵入記録は無い。
	ハドロニユケ属 <i>Hadronyche</i>	ハドロニユケ属の全種	●			国内への侵入記録は無い。
イトグモ科 Loxoscelidae	イトグモ属 <i>Loxosceles</i>	ロクソスケレス・ガウコ <i>L. gaucho</i>	●			国内への侵入記録は無い。
		ロクソスケレス・ラエタ <i>L. laeta</i>	●			国内への侵入記録は無い。
		ロクソスケレス・レクルサ <i>L. reclusa</i>	●			国内への侵入記録は無い。
ヒメグモ科 Theridiidae	ゴケグモ属 <i>Latrodectus</i>	ゴケグモ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・アカオビゴケグモ <i>L. elegans</i>			●	セアカゴケグモは、北海道から沖縄にかけて45都道府県で確認記録があり、西日本に定着してる地域が多い。
					●	ハイイロゴケグモは東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、山口県、福岡県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県において、主に港湾周辺などで発見されている。
					●	クロゴケグモは滋賀県と山口県で記録がある。山口県では1997年に岩国地の米軍海兵隊基地内で発見されて以降、基地内からほぼ継続して確認され、2006年以降は基地外の周辺地域での確認例もある。
				●		ツヤクロゴケグモは、1996年に群馬県高崎市で1個体の確認事例がある。
			●			その他のゴケグモ属については、国内への侵入記録はない。

軟体動物

科	属	特定外来生物	未侵入	未定着	定着	侵入・定着状況
イガイ科 Mytilidae	カワヒバリガイ属 <i>Limnoperna</i>	カワヒバリガイ属の全種			●	木曽三川、琵琶湖と淀川水系、愛知県、静岡県、群馬県、茨城県などに定着している。
カワホトギス科 Dreissenidae	ドレイセナ属 <i>Dreissena</i>	クワツガガイ <i>D. bugensis</i>	●			国内への侵入記録は無い。
		カワホトギスガイ <i>D. polymorpha</i>	●			国内への侵入記録は無い。
スピラクスイダエ科 Spiraxidae	エウグランディナ属 <i>Euglandina</i>	ヤマヒタチオビ(オカヒタチオビ) <i>E. rosea</i>	●			1960年代にアフリカマイマイの駆除の目的で小笠原諸島に導入された。一時、父島の広域に定着したが、より強力な外来捕食者であるニューギニアヤリガタリクウズムシの影響により現在ではほとんど見られない。1958～61年に沖縄へ導入された記録もあるが、定着していない。

扁形動物

科	属	特定外来生物	未侵入	未定着	定着	侵入・定着状況
ヤリガタリクウズムシ科 Rhynchodemidae	プラテュデムス属 <i>Platydemus</i>	ニューギニアヤリガタリクウズムシ <i>P. manokwari</i>			●	小笠原諸島、硫黄島、琉球列島、奄美群島、大東諸島に定着している。

植物

科	属	特定外来生物	未侵入	未定着	定着	侵入・定着状況
ヒユ科 Amaranthaceae	ツルノゲイトウ属 <i>Alternanthera</i>	ナガエツルノゲイトウ <i>A. philoxeroides</i> (茎・根を含む)			●	本州(関東以西)～琉球に分布する。
セリ科 Apiaceae	チドメグサ属 <i>Hydrocotyle</i>	ブラジルチドメグサ <i>H. ranunculoides</i> (茎・根を含む)			●	九州の一部と岡山県に分布する。
サトイモ科 Araceae	ボタンウキクサ属 <i>Pistia</i>	ボタンウキクサ <i>P. stratiotes</i> (茎・根を含む)			●	本州(関東以西)～琉球、小笠原諸島に分布する。
アカウキクサ科 Azollaceae	アカウキクサ属 <i>Azolla</i>	アゾルラ・クリスタタ <i>A. cristata</i> (茎を含む)			●	外来アゾラ類(アゾルラ・クリスタタ(アメリカオアカウキクサ)、ニシノオアカウキクサ、アイオオアカウキクサ)は、本州、四国、九州に分布する。埼玉県ではアゾルラ・クリスタタが確認されているが、現在各地で広がっているものの大半は雑種のアイオオアカウキクサである。
キク科 Compositae	ハルシャギク属 <i>Coreopsis</i>	オオキンケイギク <i>C. lanceolata</i> (根を含む)			●	北海道～琉球、小笠原諸島に分布する。
	ミズヒマワリ属 <i>Gymnocoronis</i>	ミズヒマワリ <i>G. spilanthes</i> (茎・根を含む)			●	本州(関東以西)～四国、九州に分布する。
	ツルギク属 <i>Mikania</i>	ツルヒヨドリ <i>M. micrantha</i> (根を含む)			●	沖縄本島中部一帯で繁茂し、西表島や鹿児島県の奄美大島にも侵入している。
	オオハングンソウ属 <i>Rudbeckia</i>	オオハングンソウ <i>R. laciniata</i> (根を含む)			●	北海道～琉球に分布する。
	キオン(サワギク)属 <i>Senecio</i>	ナルトサワギク <i>S. madagascariensis</i> (茎・根を含む)			●	本州(中部地方以西)、四国、九州に分布する。
ウリ科 Cucurbitaceae	アレチウリ属 <i>Sicyos</i>	アレチウリ <i>S. angulatus</i>			●	北海道～九州に分布する。
モウセンゴケ科 Droseraceae	モウセンゴケ属 <i>Drosera</i>	ナガエモウセンゴケ <i>D. intermedia</i> (茎・根を含む)			●	岡山県と千葉県で確認されている。
アリノトウグサ科 Haloragaceae	フサモ属 <i>Myriophyllum</i>	オオフサモ <i>M. aquaticum</i> (茎・根を含む)			●	北海道～琉球に分布する。
タヌキモ科 Lentibulariaceae	タヌキモ属 <i>Utricularia</i>	エフクレタヌキモ <i>Utricularia</i> cf. <i>platensis</i>			●	静岡県、大阪府、兵庫県に分布する。
		ウトウリクラリア・インフラタ <i>Utricularia inflata</i>	●			国内への侵入記録は無い。
		ウトウリクラリア・プラテンシス <i>Utricularia platensis</i>	●			国内への侵入記録は無い。
アカバナ科 Onagraceae	チョウジタデ属 <i>Ludwigia</i>	ルドウィギア・グランディフロラ(オオバナミズキンバイ等) <i>L. grandiflora</i> (茎・根を含む)			●	2007年に兵庫県、2012年に滋賀県琵琶湖で確認後、急速に広がった。和歌山県、鹿児島県にも生育する。

イネ科 Poaceae	オオハマギヤ属 <i>Ammophila</i>	ビーチグラス <i>A. arenaria</i> (根を含む)	●			日本での利用や定着の情報は無い。
	スパルティナ属 <i>Spartina</i>	スパルティナ属の全種 (茎・根を含む)			●	ヒガタアシ <i>S. alterniflora</i> が愛知県で2008年、熊本県で2009年に確認された。愛知県では駆除により2017年に根絶されたが、2018年にコヒガタアシ <i>S. anglica</i> が再確認された。
ゴマノハグサ科 Scrophulariaceae	クワガタソウ属 <i>Veronica</i>	オオカワヂシャ <i>V. anagallis-aquatica</i> (根を含む)			●	本州、四国、九州に分布する。

※未侵入・未定着・定着の区分は、以下の状況別に判断した。

未侵入	一度も日本国内に入ってきたことがない。
	かつて国内に存在していたことがあるが、今は屋内・野外ともに存在していない。
	飼養されている等で国内に存在しているが、野外には侵入していない(野外で発見された記録がない)。
未定着	国内の野外で発見されたことがあるが、定着は確認されていない。
定着	国内に定着している地域がある。

非意図的な導入により水際(港湾・空港敷地内、コンテナ・貨物等)で記録された外来種

参考資料14

定点モニタリング開始年度

分類1	分類2	和名(生物名)	外来生物法の規制	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	備考
昆虫類 (アリ類)	フタフシアリ亜科	ヒアリ	特定外来生物									●	●	●	●	
	フタフシアリ亜科	アカカミアリ	特定外来生物	●		●	●	●				●	●	●	●	
	カタアリ亜科	アルゼンチンアリ	特定外来生物	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	ヤマアリ亜科	ハヤトゲフシアリ	特定外来生物									●	●	●	●	
	フタフシアリ亜科	ミナミオズアリ			●											
	フタフシアリ亜科	ツヤオズアリ					●	●	●	●	●					
	フタフシアリ亜科	シワアリ属の1種(在来・外来不明)											●			
	フタフシアリ亜科	ヒメアリ属の1種(外来種または在来・外来不明)							●					●		
	フタフシアリ亜科	トフシアリ属の1種(アヒアリ、アカミ以外)			●											
	フタフシアリ亜科	イエヒメアリ(輸出時に付着した外来種)			●											
	カタアリ亜科	アシジロヒラフシアリまたはその近縁種(外来種)				●										
	カタアリ亜科	カタアリ属の1種(Dolichoerus thoracicusに類似)		●												
	カタアリ亜科	ルリアリ(中国で混入)					●									
	カタアリ亜科	コヌカアリ属の1種					●								●	
	カタアリ亜科	カタアリ亜科の1種(アルゼンチンアリ属以外の外来種)				●										
	ヤマアリ亜科	ケアリ亜属の1種(在来・外来不明)											●			
	ヤマアリ亜科	アメイロオオアリ亜属の1種		●	●											
	ヤマアリ亜科	クロトゲアリ(台湾で混入)		●												
	ヤマアリ亜科	オオアリ属の1種(外来種)							●							
	ヤマアリ亜科	アメイロアリ属の1種(外来種)							●						●	
昆虫類 (アリ類以外)	トビムシ目	アヤトビムシ科の1種					●				●					
	コウチュウ目	キスミシ科の1種					●									
	コウチュウ目ミジ	ムクゲミジムシ					●									
	ハエ目	ショウジョウバエ科の1種					●									
サソリ類	キョクトウサソリ科	キョクトウサソリ科の1種	特定外来生物	●		●	●			●	●		●	●		
	コガネサソリ科	コガネサソリ科Heterometrus属の1種							●							
クモ類	ヒメグモ科	セアカコケグモ	特定外来生物	●												
	ヒメグモ科	ハイロコケグモ	特定外来生物				●	●								
	ヒメグモ科	コケグモ属の1種(セアカ、ハイロ、アカビ以外)	特定外来生物(2015.10.1~)					●								米軍基地内に運ばれたコンテナ内
	ユウレイグモ科	ユウレイグモ科の1種またはその可能性が		●		●	●			●		●				
	エンマグモ科	ミヤグモ属の1種				●	●									
	ヒメグモ科	ヨシダサヤヒメグモ(在来・外来不明)						●								
	ヒメグモ科	オオヒメグモ(外来種)またはオオヒメグモ属の1種(在来・外来不明)				●				●						
	ヒメグモ科	マダラヒメグモ								●						
	ヒメグモ科	ヒメグモ属の1種(在来・外来不明)							●							
	ヒメグモ科	ヒメグモ科の1種(外来・在来不明)				●	●	●	●							
	ヒメグモ科	シロホシヒメグモ					●									
	コツブグモ科	コツブグモ属の1種				●										
	サラタグモ科	セシジアカムネグモ				●										
	コガネグモ科	ナカムラオニグモ(在来・外来不明)					●									
	コガネグモ科	アシナガグモ属の1種				●										
爬虫類 (ヤモリ類)	フクログモ科	フクログモ科の1種(外来・在来不明)								●						
	ヒトエグモ科	ヒトエグモ属の1種		●												
	アシダカグモ科	アシダカグモ(アメリカで混入)またはアシダカグモ属の1種(在来・外来不明)		●					●							
	ヤモリ科	ホオグロヤモリ					●	●	●		●	●				
	ヤモリ科	ナキヤモリ属の1種					●					●				
	ヤモリ科	オガサワヤモリ(外来種:クローンB)				●										
	ヤモリ科	ニホンヤモリ(在来・外来不明)						●	●	●						
	ヤモリ科	ヤモリ科の1種(外来種)									●		●			
	アガマ科	イロカエカロテス(その可能性が高いものを含む)							●	●	●		●		●	
	アガマ科	カロテス属の1種(外来種)							●							
爬虫類 (トカゲ類)	イグアナ科	ハリトカゲ属の1種(ナミハリトカゲの可能性が高い)					●									
	アシナシトカゲ科	オカアリゲータートカゲまたはその類似種						●								
	オオトカゲ科	ニシベンガルオオトカゲ										●				
	トカゲ科	トカゲ科の1種(外来種:シナトカゲの幼体の可能性が高い)									●					
		イグアナ下目の1種									●					
		オオガシラ属の1種(特定外来生物ではない種、Boiga multomaculataの可能性が高い)					●									旅行先から帰国したキャリアバック内の洗濯物に付着
爬虫類 (ヘビ類)	ナミヘビ科	カーベットニシヘビ	未判定外来生物				●									
	ニシヘビ科	ネコヘビ属の1種									●					
	ナミヘビ科	ナミヘビ科の1種(外来種)								●						
両生類	ヒキガエル科	ヘリグロヒキガエル	特定外来生物(2016.10.1~)				●			●	●	●	●			
	ヒキガエル科	オオヒキガエル	特定外来生物					●				●				
	ヒキガエル科	チュウカヒキガエル	未判定外来生物		●											
	ヒキガエル科	ヨーロッパヒキガエル	未判定外来生物									●				
	ヒキガエル科	ヒキガエル属の1種(外来種)またはその可能性が高い	未判定外来生物				●		●	●	●					
	アオガエル科	タイワンシロアゴガエル	未判定外来生物					●					●			
	アオガエル科	シロアゴガエル属の1種(シロアゴガエルP. leucomystaxの可能性が高い)	特定外来生物または未判定外来生物											●		
	アオガエル科	シロアゴガエル属の1種	特定外来生物または未判定外来生物									●				
	ヒメアマガエル科	アミアジムグリガエル	特定外来生物(2016.10.1~)				●			●						
	アマガエル科	アマガエル属の1種(在来・外来不明)						●								
その他	ヌマガエル科	ヌマガエル属の1種(外来種)								●						
	アカガエル科	アカガエル科の1種(外来種)						●								
その他		ベンケイガニ科の1種(在来・外来不明)						●								

【出典】

外来生物問題調査検討業務調査報告書(H20~31)及び外来生物侵入状況調査報告書(H30)(主にASIST、定点モニタリングの調査結果より)
平成20年度ヒアリ等侵入実態調査及び防除作業業務報告書
クモ類の科名は、谷川明男(2019)日本産クモ類目録ver. 2019 R1 に準拠した。

斜体部分は、ASISTへの同定依頼を受け現地調査を行った際に確認されたもの。

ヒアリ対策について

○平成29年6月に国内で初確認されて以降、**64事例**が報告（令和2年1月28日現在）

※令和2年度は**16事例**

○確認できた個体はすべて駆除し、ヒアリの定着を示す状況は確認されていない

【令和元年10月 **東京港青海ふ頭で多数の女王アリ**を確認】

○10月21日、**ヒアリ対策関係閣僚会議**が開催。緊急対応の具体的な内容を申合せ

○以下の**緊急対応**を実施

- ・青海ふ頭：コンテナヤード全域での殺虫餌の面的散布
- ・青海ふ頭周辺：港湾施設、公園、学校、商業施設等における確認調査
- ・全国の港湾：定期調査の実施状況を確認の上、54港湾で追加調査
- ・関係事業者や周辺住民等への周知、港湾関係者向け講習会



**定着防止に
最大限の取組**

令和2年度も政府一丸となって対策を徹底（令和2年5月8日関係省庁会議確認）

ヒアリとは

・南米原産。体長は2.5～6.0mm。刺されるとやけどのような激しい痛み。毒性も強く、アレルギー反応により死に至ることもある。

・外来生物法に基づく特定外来生物に指定されており、**生態系、農林水産業、人体への被害**が懸念されている。

・開けた場所を好み、公園、緑地、水辺、畑地などに巣を作る。定着すると、お花見や花火大会など公園や河川敷などでの季節の楽しみを安心して行えなくなるおそれ。

・海外では、耕作者への直接的被害のほか、農作物をかじって品質や収量を低下させる、家畜を襲う等の被害がある。

主な対策内容

○水際対策の徹底

- ・東京港での徹底した防除・調査の継続
- ・ヒアリ確認地点での殺虫処理と確認調査
- ・全国65港湾、31空港での定期的な確認調査

○関係機関・関係者との連携

- ・自治体向けのマニュアルの更新・周知
- ・輸入事業者向けコンテナ等の点検の協力依頼
- ・HPやパンフレットの活用
- ・チャットボットを活用したヒアリ相談受付

○継続的な対策強化の検討

- ・新規技術の導入による港湾管理や調査手法の向上
- ・中国等との国際的な連携・協議を継続
- ・コンテナ清浄化等の技術の実用可能性を検討

全国のヒアリ確認状況

2017年

計26事例

番号	確認地点	発表日	確認状況	個体数	女王等の有無	出港地
1	兵庫県尼崎市	6/9	事業所敷地内：コンテナ内	500以上	女王2	中国・南沙港
2	兵庫県神戸市（ポートアイランド）	6/18	コンテナヤード：地面の舗装の割れ目	100以上	－	－
3	愛知県弥富市（名古屋港）	6/30	コンテナヤード：コンテナの外壁	7	－	中国・南沙港
4	大阪府大阪市（大阪南港）	7/3	コンテナヤード：地面の舗装の割れ目	50	女王1	－
5	東京都品川区（東京港）	7/6	空コンテナヤード：コンテナ内	200以上	幼虫、サナギ、卵	中国・三山港
6	愛知県飛島村（名古屋港）・愛知県春日井市	7/10	コンテナヤード：コンテナ内・事業者敷地内	約17	－	中国・南沙港
7	神奈川県横浜市（横浜港）	7/14	コンテナヤード：地面の舗装の割れ目	700以上	幼虫、サナギ	－
8	福岡県福岡市（博多港）	7/21	コンテナヤード：地面の舗装面の割れ目、コンテナ内	約300	－	中国・南沙港
9	大分県中津市	7/24	事業者敷地内：コンテナ内	約20	－	中国・高欄港
10	福岡県福岡市博多区	7/27	事業者敷地内：コンテナ内	約30	サナギ	中国・蛇口港
11	愛知県弥富市（名古屋港）	8/4	空コンテナヤード：コンテナ内	約100	－	中国・廈門港
12	岡山県倉敷市（水島港）	8/9	空コンテナヤード：地面の舗装面上	200以上	女王1	－
13	埼玉県狭山市	8/16	事業者敷地内：荷物	1	女王	中国・黄埔港
14	広島県広島市（広島港）	8/24	コンテナヤード：トラップ、その周辺の地面の舗装面上	131	－	－
15	静岡県静岡市（清水港）	8/27	コンテナヤード：トラップ、その周辺の地面の舗装の継ぎ目	600以上	女王2、幼虫、サナギ、卵	－
16	愛知県名古屋市（名古屋港）	9/1	事業者敷地内：コンテナ内	約1000	女王1	中国・天津港
17	神奈川県横浜市（横浜港）	9/5	空コンテナヤード：コンテナ内	約60	－	ジブチ共和国・ジブチ港（中国・寧波港経由）
18	福岡県北九州市（北九州港）	9/15	コンテナヤード：トラップ	7	幼虫、サナギ	－
19	岡山県笠岡市	9/18	事業者敷地内：荷物	1	女王1	中国・廈門港
20	愛知県弥富市（名古屋港）	10/2	コンテナヤード：緑地	2	－	－
21	神奈川県横浜市（横浜港）	10/5	コンテナヤード：トラップ	2	－	－
22	京都府向日市	10/14	事業者敷地内：コンテナ内	約2000	女王2、サナギ、卵	中国・海口港
23	静岡県浜松市・愛知県弥富市	11/6	事業者敷地内：積荷・バンブール：空コンテナ内	約200	－	中国・中山港
24	広島県広島市（広島港）・広島県呉市	11/9	事業者敷地内：積荷・コンテナターミナル：空コンテナ内	73	－	中国・中山港
25	広島県呉市	11/22	事業者敷地内：積荷	1	－	中国・中山港
26	広島県広島市（広島港）・広島県呉市	11/22	コンテナターミナル：空コンテナ内・事業者敷地内：積荷	7	－	中国・中山港

2018年

計12事例

番号	確認地点	発表日	確認状況	個体数	女王等の有無	出港地
27	大阪府八尾市	5/10	個人が購入した工業製品の梱包内	1	女王	中国・香港
28	大阪府大阪市（大阪南港）	6/15	コンテナヤード：コンテナ内	約30	—	中国・廈門港
29	大阪府岸和田市／大阪市（大阪南港）	6/16	事業者敷地内：コンテナ内及び積荷／コンテナヤード：コンテナ内	約100 ／2,000以上	女王、サナギ	中国・蛇口港
30	愛知県飛島村（名古屋港）	7/5	事業者敷地内：コンテナ内及び積荷周辺	約20	—	中国・廈門港
31	愛知県瀬戸市	7/20	事業者敷地内：コンテナ内	約350	女王、サナギ	中国・黄埔港
32	千葉県成田市（成田空港）	7/31	空港内貨物上屋：積荷	約160	—	アメリカ・ダラス空港
33	広島県広島市（広島港）	8/13	コンテナヤード：地面	約100	—	—
34	静岡県静岡市（清水港）	8/20	コンテナヤード：トラップ	2	—	—
35	愛知県小牧市／名古屋市（名古屋港鍋田ふ頭）	8/23	事業者敷地内：コンテナ内 ／コンテナヤード：コンテナ内及び周辺	約70	—	中国・南沙港
36	北海道苫小牧市（苫小牧港）	8/23	コンテナヤード：トラップ ※夏季港湾調査での確認	2	—	—
37	大阪府大阪市（大阪南港）	8/29	コンテナヤード：コンテナ外部上面	約20	—	中国・蛇口港
38	愛知県愛西市／飛島村（飛島ふ頭）	2/18	事業者敷地内：積荷周辺 ／コンテナヤード：コンテナ内	約30	—	フランス・フォス・シュル・メール港

2019年

計10事例

番号	確認地点	発表日	確認状況	個体数	女王等の有無	出港地
39	東京都江東区（東京港青海ふ頭）	6/18	コンテナヤード：地面	数十	—	—
40	大阪府泉佐野市	7/5	事業者敷地内：コンテナ内	数百	女王10、サナギ	イタリア・トリエステ港発（中国・蛇口港経由）
41	神奈川県横浜市（横浜港山下ふ頭）	7/18	事業者敷地内：コンテナ内	1200以上	サナギ、卵	中国・廈門港
42	東京都品川区（東京港品川ふ頭）	7/19	コンテナヤード外側：地面	100以上	幼虫	—
43	千葉県船橋市	9/10	事業者敷地内：コンテナ内	3	—	台湾・高雄港
	神奈川県横浜市（横浜港本牧ふ頭）	9/11	コンテナヤード：地面	約100	幼虫	—
44	東京都江東区（東京港青海ふ頭）	9/12	コンテナヤード：地面	約500	女王1、幼虫、サナギ、卵	—
45	東京都江東区（青海ふ頭）	10/10	コンテナヤード：地面	約300	女王20、幼虫	—
	東京都江東区（青海ふ頭）	10/21	コンテナヤード：地面	約450	女王35	—
46	三重県四日市（四日市港）	11/25	コンテナヤード：地面	約20	—	—
47	東京都江東区（青海ふ頭）	11/29	コンテナヤード：地面	500以上	幼虫、サナギ	—
48	東京都府中市	12/5	一般住宅：郵便物内	2	—	中国・深圳港口（香港港経由）

番号	確認地点	公表日	確認状況	個体数	女王等の有無	出港地
49	茨城県常総市	4/30	事業者敷地内：コンテナ内	約10	—	中国・廈門港
50	神奈川県横浜市（横浜港南本牧ふ頭）	6/11	空コンテナヤード：コンテナ内	約300	女王20	中国・黄埔港
	神奈川県横浜市（横浜港本牧ふ頭）		コンテナヤード：地面	多数	—	—
51	東京都江東区（東京港青海ふ頭）	6/19	コンテナヤード：地面	200以上	—	—
52	千葉県千葉市（千葉港千葉中央地区）	6/23	貨物船内	1000以上	女王1、幼虫、卵	中国・廈門港
53	神奈川県川崎市	6/24	事業者敷地内：コンテナ内	数百	女王20	中国・蛇口港
	神奈川県横浜市（横浜港南本牧ふ頭）	7/3	コンテナヤード：地面	約20	—	—
54	東京都品川区（東京港大井ふ頭）	7/14	コンテナヤード：地面	約1500	—	—
55	大阪府大阪市（大阪南港）	8/4	コンテナヤード：地面	約400	—	—
56	神奈川県横浜市（横浜港本牧ふ頭）	8/6	コンテナヤード：地面	約30	—	—
57	愛知県飛島村（名古屋港飛島ふ頭）	9/17	港湾内道路、事業者敷地：地面	700以上	—	—
	愛知県飛島村（名古屋港飛島ふ頭）	9/25	事業者敷地：地面	1000以上	女王数十以上	—
58	千葉県千葉市（千葉港千葉中央地区）	9/28	コンテナヤード：地面	1	—	—
59	神奈川県横浜市（横浜港本牧ふ頭）	9/28	コンテナヤード：地面	数百	—	—
60	東京都江東区（東京港青海ふ頭）	10/1	コンテナヤード：地面	500以上	—	—
61	東京都品川区（東京港大井ふ頭）	10/7	コンテナヤード：地面	約500	幼虫、サナギ	—
62	東京都江東区（東京港青海ふ頭）	10/7	コンテナヤード：地面	約200	—	—
63	愛知県飛島村（名古屋港飛島ふ頭）	10/20	コンテナヤード：地面	約70	—	—
64	神奈川県横浜市（横浜港南本牧ふ頭）	10/23	コンテナヤード：地面	1	—	—

- ・引き続き、中国由来の貨物での確認が多い
- ・コンテナヤードの地面での確認が増加傾向
- ・本年9月の名古屋港のように、多数の有翅女王が地面で確認されたのは、
59
昨年10月の東京港青海ふ頭以来、我が国で2例目

外来生物法に係る申請手続等処理件数（2005～2019 年度）

● 総計

総計	136,503
飼養等許可	81,682
飼養等の届出	53,646
防除の確認・認定	1,175

飼養等許可：

外来生物法第 5 条に基づく手続。

外来生物法では、特定外来生物を飼養等（飼養・栽培・保管・運搬）することは原則として禁止されているが、学術研究、展示、教育、生業の維持、特定外来生物の指定の際現に飼養等をしている特定外来生物に係る愛がん又は鑑賞等の目的で行う場合については、主務大臣の許可を得ることで飼養等を行うことができる。

※本資料においては、新規の許可のみならず、内容変更や更新申請等の許可も含めて集計した。

飼養等の届出：

外来生物法施行規則第 4 条や第 7 条等に基づく手続。

外来生物法の飼養等許可を受けた後、マイクロチップや許可証掲示等の識別措置をとった、飼養等に係る特定外来生物の数量に変更があった、住所変更を行ったなどの場合は、主務大臣への届出を行う必要がある。

防除の確認・認定：

外来生物法第 18 条に基づく手続。

国以外の者が特定外来生物の防除を行う場合、地方公共団体であれば主務大臣の確認を、国及び地方公共団体以外の者であれば主務大臣の認定を受けることができる。なお、確認・認定を受けるためには、防除の方法等について国が公示した事項に適合する必要がある。

● 飼養等許可

総計	81,682
セイヨウオオマルハナバチ	66,550
その他	15,1321

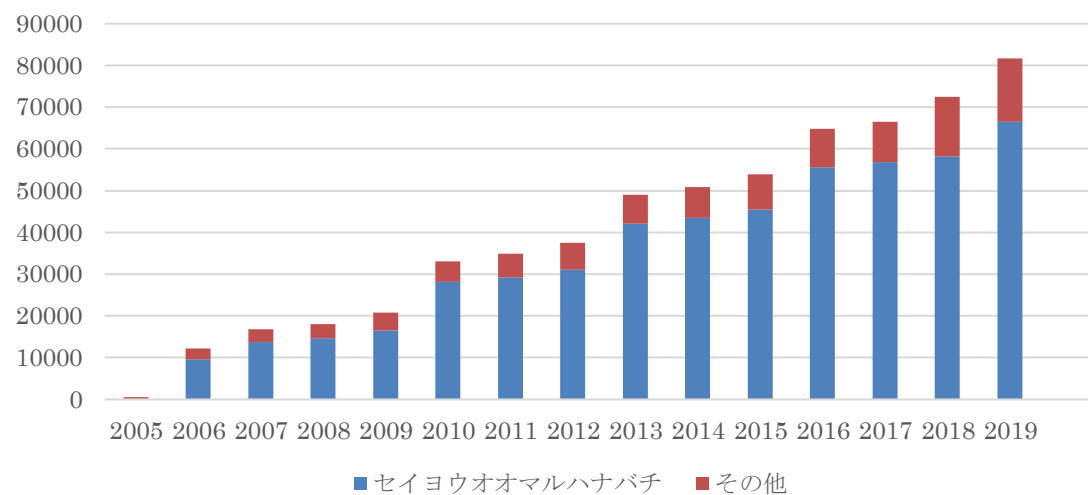
● 飼養等許可（地方環境事務所別）

北海道	6,060
東北	3,444
関東	21,865
中部	11,490
近畿	6,139
中四国	12,057
九州	20,627

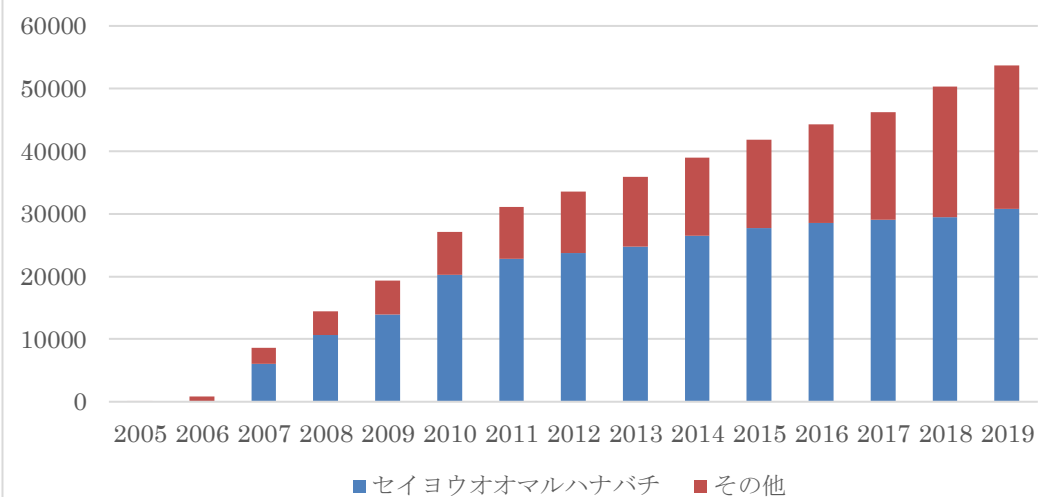
● 飼養等の届出

総計	53,646
セイヨウオオマルハナバチ	30,773
その他	22,873

許可件数（累計）



届出件数（累計）



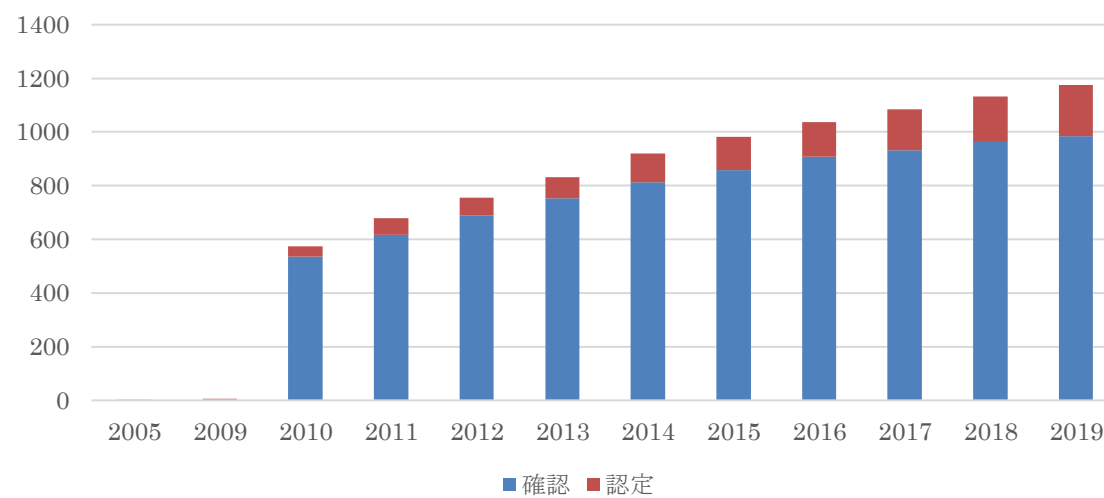
● 防除の確認・認定

総計	1,175
確認	985
認定	190

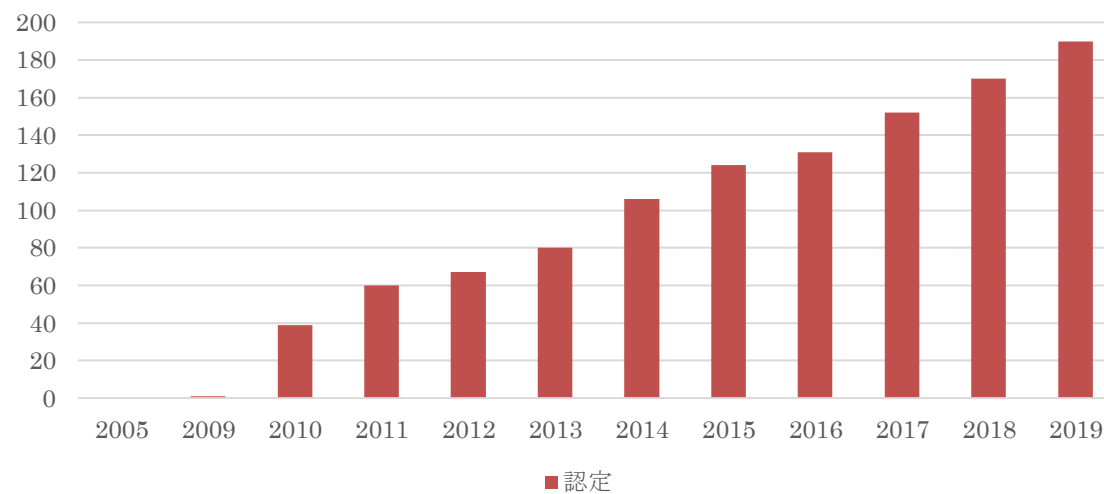
● 防除の確認・認定（地方環境事務所別）

北海道	383
東北	34
関東	126
中部	160
近畿	216
中四国	75
九州	181

確認・認定件数（累計）



認定件数（累計）



	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	総計
アカカミアリ					1											1
アカゲザル	41	57	19	19	15	48	42	21	19	16	42	34	17	17	13	420
アカボシゴマダラ													1	1	1	3
アカボシヒキガエル					1			1			1					3
アクシス属（アキシスジカ属）		5	1			1	5	2		1	3	5	3		1	27
アジアジムグリガエル												18	6		8	32
アスタクス属	1	1	1	1			1	1	1	2	1		2			12
アメリカミンク		1	1		1		2	1		1		1				8
アライグマ	41	186	25	10	14	26	105	16	13	13	20	48	10	7	12	546
アルゼンチンアリ	2	4	4	3	5	4	4	3	9	7	7	3	7	5	3	70
アレチウリ		7	1	2	14	3	7	5	3	14	4	2	10	3	2	77
ウシガエル	7	343	96	60	311	83	85	272	90	82	254	80	70	223	75	2,131
ウチダザリガニ		29	10	6	28	9	3	20	4	6	27	7	9	13	10	181
エリオケイル属（モクズガニ属）	11	330	31	12	125	20	16	102	15	11	92	14	13	85	13	890
エリナケウス属（ハリネズミ属）	1	7	1		1		2				2				7	21
オオカワヂシャ		2			2	2	1	1	2	3	1	2	3		1	20
オオキンケイギク		3	3	1	2	2	3	2	1	6	1	3	6	3	5	41
オオクチバス	76	234	24	37	130	26	37	112	31	42	103	24	41	98	28	1,043
オオタナゴ												4	2		2	8
オオバナミズキンバイ等										4	2	3	14	11	6	40
オオハンゴンソウ		3	2		3	2	3	2	1	6	1		6	1	1	31
オオヒキガエル	13	7	1	5	6	2	4	2	1	5	2	1	4	1	2	56
オオフサモ		10	2	3	8	3	4	5	6	5	5	7	10	1	7	76
ガー科に属する種間の交雑により生じた生物													2	102	11	115
ガー科全種													59	3,721	290	4,070
カオグロガビチョウ		1					1							1		3
カオジロガビチョウ		1					1							1		3
カダヤシ	3	41	14	14	26	19	13	29	18	16	36	20	14	34	23	320
カナダガン										13	6	1	2	2	10	34
カニクイアライグマ		1					2									3
カニクイザル	67	83	32	29	20	78	73	46	58	66	86	59	27	31	27	782
ガビチョウ		6		1		1	5				1	2	1			17
カミツキガメ	91	222	51	20	14	77	157	35	23	25	76	133	31	28	29	1,012
かわかます科全種												2	2			4
ギガンテウスマルバネクワガタ														2		2
キタリス		18	4	1	2		7	2		4		2			1	41
キューバズツキガエル	1	1		1	1											4
きょくとうさそり科	9	1	1	2											2	15
キョン	5	12	4	1	4	3	7	2		2	2	5			1	48
クビアカツヤカミキリ														10	8	18
グリーンアノール	6	5	1	2		2	4	2			5	4	3	3	1	38
クリハラリス	5	12	2	1		1	9	1	1	1	2	5	1	1	7	49
クロゴケグモ	1									1						2
ケイロトヌス属（テナガコガネ属）		4					1				1	2		1		9
ケツギョ		6	1		4	1	1	3	1	1	2			2		22
ケラクス属	4	56	16	3	20	2	2	10	3		9			2	7	137
ケルヴス属（シカ属）		12	5	8	4	7	9	5	5	4	4	8	4	2	4	81
コウライギギ												7	2		6	15
コウライケツギョ	2	5	1	1	2	1	1	1	1	1						16
コカミアリ							1		2							3
コクチバス	10	29	6	4	23	11	3	19	6	13	9	8	11	18	10	180
コノハヒキガエル				1												1
シフソウ		4	1	1			3					1	3			13
シママングース						3					3	1				7
ジャワマングース	3	3		3	1		2			1		1			1	15
シロアゴガエル		1		1	2		1	2		1	1	3	2			14
スウィンホーキノボリトカゲ												1	2		2	5
ストライプトバス		1	7		1	7		1	8	1		7		1	8	42
スバルティナ属全種		1			1					2	1	1	1	2	1	10
セアカゴケグモ	2	2		1	2	3	2	2	6	4	6	5	6	4	5	50
セイウオオマルハナバチ		9,610	4,153	928	1,814	11,650	1,057	1,823	11,110	1,345	2,060	10,092	1,168	1,331	8,409	66,550
ソウシチョウ	23	21	5	2		11	10	1	2		8	3	2	1		89
タイリクモモンガ	1	34	5	1	1		5					2				49
タイワンザル	2	16		2	1	2	7	2	1	1	2	8		1	1	46
タイワンスジオ	9	2		1	1	2	4	1			1	5	1	1		28
タイワンハブ	2	1					2				1	1				7
ダマ属（ダマシカ属）		11	3		1	2	8	4		1	1	5	5		1	42
チャネルキャットフィッシュ	28	62	3	12	28	4	40	36	8	21	28	9	17	29	7	332
ツルヒヨドリ													2	2	1	5
トウブハイイロリス	2	4				1	3				1	2	1			14
ナイルパーチ												29	4	3	12	48
ナガエツルノゲイトウ	2	2	1	2	1		2		2	2		2	11	5	5	37
ナガエモウセンゴケ												6			1	7
ナルトサウギク		3	1	2	3	2	2	2	1	2	1	1	2	3	2	27
ニューギニアヤリガタリクウズムシ			2										1			3
ヌートリア	2	11	3	1	1	2	5	1		2	2	2			1	33
ノーザンバイク	1	1	1		1	2		1			1		1	2	1	12
ハイロゴケグモ	1				1	1		1	5	1	3		1	3	2	22
ハナガメ												200	57	31	18	306
ハナガメがクサガメと交雑することにより生じた生物												4		2	1	7
ハナガメがニホンシシガメと交雑することにより生じた生物												2	2	3	2	9
ハナガメがミナミシシガメと交雑することにより生じた生物												1		1		2
バラデバマルバネクワガタ														2		2

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	総計
ヒアリ					1											1
フィリマングース									3			1		2		6
フィンレイソソリス									5	1			1	3	1	11
アクロギツネ	8	21	1			4	6					1	1			42
ブラウンノール	2	2			1		2			1		2	1			11
ブラジルチドメグサ	2	2	2	1	2		1		1	1		3	3	1	1	20
フラットヘッドキャットフィッシュ												7			2	9
ブルーギル	47	139	19	30	83	28	31	72	24	28	65	19	29	71	25	710
プロボマクス属 (ヒメテナガコガネ属)		1										2				3
ペラルマトゥスマルバネクワガタ														2		2
ヘリグロヒキガエル													1			1
ボタンウキクサ		13	5	6	12	7	4	5	4	4	5	5	6	5	6	87
マエダマルバネクワガタ														2		2
マキシムスマルバネクワガタ														2		2
マスクラット			1				1	1		1					1	5
マングローブヘビ				1												1
ミズヒマワリ	4	10	1	2	7		2	4	1	1	2		3	2	1	40
ミドリオオガシラ				1												1
ミナミオオガシラ	1	1				1	1									4
ヤマヒタチオビ					1											1
ヨーロッパナマズ												22	6	6	9	43
ヨーロッパアンバーチ													1	1	1	3
ラトロデクトゥス属 (ゴケグモ) 属												2		1		3
リムノペルナ属 (カワヒバリガイ属)		1	1	1	4	3	1	2	2	2	2	3	2	2	4	30
和名なし (学名: アゾルラ・クリスタタ)		5	1	3	3	1	2			1	1		1	1		19
和名なし (学名: アングスティケプス)			1		1		3	1	3			2				11
総計	539	11,730	4,577	1,250	2,762	12,170	1,828	2,685	11,500	1,795	3,005	10,980	1,738	5,961	9,162	81,682

届出件数（種別）

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	総計
アカカミアリ					1			1								2
アカゲザル	1	29	102	67	89	82	103	78	86	81	88	87	71	81	74	1,119
アカボシゴマダラ														13	13	26
アカボシヒキガエル					2	1		1								4
アクシス属（アキシスジカ属）		5	7	7	4	10	12	14	11	11	8	11	9	12	12	133
アジアジムグリガエル												7	10	5	9	31
アスタクス属			5		4	2	5	2	2	1	1		1			23
アメリカミンク			1	2	3		1	1		1	4			1	1	15
アライグマ	1	104	157	62	70	67	132	68	80	67	71	88	49	46	42	1,104
アルゼンチンアリ	1	1	6		4	1	1	3	3	19	28	41	32	19	21	180
アレチウリ			3	9	10	3	11	7	7	15	14	18	8	10	1	116
ウシガエル	2	87	302	313	414	339	317	393	345	364	426	322	346	359	291	4,620
ウチダザリガニ		5	19	26	27	16	9	36	15	11	29	22	22	34	19	290
エリオケイル属（モクズガニ属）		22	64	61	104	58	50	99	40	43	86	33	36	120	25	841
エリナケウス属（ハリネズミ属）	1	2	10	4	7	7	6	2	2	2	2		2	1	5	53
オオカワヂシャ			1	2	2	1	3	10		1	2	4	2	1	1	30
オオキンケイギク		1	2		1	1	3	4		4	2	9	2		1	30
オオクチバス	19	79	281	123	192	142	133	204	150	171	236	158	163	234	181	2,466
オオタナゴ												3	5	7	6	21
オオバナミズキンバイ等										2	7	11	20	21	11	72
オオハンゴンソウ			1	2	3	3	4	5		3	2	3	3	8	1	38
オオヒキガエル	5	8	12	3	2	4	5	3	3	3	4	3	10	1	2	68
オオフサモ		3	5	5	7	2	5	2	7	6	7	6	14	2	6	77
ガー科に属する種間の交雑により生じた生物														55	6	61
ガー科全種													8	2,013	626	2,647
カオグロガビチョウ						1	1									2
カオジロガビチョウ						1	1									2
カダヤシ	1	15	25	16	28	20	17	23	22	31	52	34	51	39	42	416
カナダガン										8	14	18	10	11	9	70
カニクイアライグマ					1											1
カニクイザル	5	31	146	147	130	156	144	118	120	171	137	136	115	114	99	1,769
ガビチョウ			6	4		2	5		2	2	1	2	1	1	1	27
カミツキガメ	33	96	143	63	93	72	106	68	70	46	62	87	54	54	65	1,112
かわかます科全種													4	2		6
ギガンテウスマルバネクワガタ														2		2
キタリス		7	10	4	3	5	14	12	3	2	4	4	1	1	2	72
キューバズツキガエル	1				1		1	1								4
きょくとうさそり科	3	4	5		2	3									2	19
キョン	1	18	51	21	31	24	25	21	17	26	12	11	16	7	5	286
クビアカツヤカミキリ														14	20	34
グリーンアノール	4	1	4	21	11	11	8	8	10	7	9	14	24	22	26	180
クリハラリス	5	4	9	2	2	4	16	6	11	6	9	9	4	6	16	109
クロゴケグモ											1					1
ケイロトヌス属（テナゴコガネ属）		1	1	1							3	9	1			16
ケツギョ		3	3	1	5	2	2	3	1	4	4	1		2	3	34
ケラクス属		21	37	12	28	20	5	9	13	1	5	5	6	2	2	166
ケルウス属（シカ属）		8	26	53	31	25	24	21	24	28	28	28	32	31	24	383
コウライギギ												4	1	3	8	16
コウライケツギョ	1	2	6	2	4	6	2	2	1	2	4					32
コカミアリ							5				1					6
コクチバス		9	13	19	24	14	6	15	7	5	21	14	13	14	17	191
コノハヒキガエル				1				2								3
シフゾウ		2	7	6	2	3	4	3	4	1	1	7	4	1	1	46
シママンゲース						2	1	4	3	4	6	3	6			29
ジャワマンゲース					1	7	4	2		5		1		3	7	30
シロアゴガエル					2	2		1	1	1	3	1	5			16
スウィンホーキノボリトカゲ													3	4	7	14
ストライプトバス			2	11	9	19	10	15	16	13	12	19	10	14	14	164
スバルティナ属全種					1					2		2	2		3	10
セアカゴケグモ		2				6	4	8	20	21	27	28	29	27	24	196
セイヨウオオマルハナバチ		32	5,992	4,579	3,320	6,307	2,568	936	1,052	1,683	1,227	866	499	393	1,319	30,773
ソウシチョウ	7	17	16	6	8	13	14	3	7	4	6	6	2	3	1	113
タイリクモモンガ	1	10	24	10	9	5	14	2	5			4	1	1	1	87
タイワンザル		6	11	5	4	4	13	7	8	10	10	10	6	6	5	105
タイワンスジオ	3		4			3	1		2	5	1	2	1	8	1	31
タイワンハブ	1					1	1			1		1				5
ダマ属（ダマシカ属）		6	23	17	18	30	24	16	25	26	15	16	16	18	12	262
チャネルキャットフィッシュ	4	14	72	30	66	46	65	62	42	45	55	40	52	46	32	671
トウブハイイロリス	1	6	4		2	9	9	13	1	1	2	2	7	2	1	60
ナイルバーチ												6	15	9	8	38
ナガエツルノゲイトウ			3	1	1	1			1	1			9	8	7	32
ナガエモウセンゴケ													4		2	6
ナルトサワギク			2		4		2	7	2		1	1	2	1		22
ニューギニアヤリガタリクウズムシ					3								6	12	13	34
ヌートリア		3	12	3	9	6	13	8	4	8	11	7	6	2	1	93
ノーザンバイク		1	1	1	2			1	1	1		1		1	2	12
ハイイロゴケグモ					1				4	2	3	6	4	1	3	24
ハナガメ												37	82	22	38	179
ハナガメがクサガメと交雑することにより生じた生物															1	1
ハナガメがニホンイシガメと交雑することにより生じた生物												1	1	1	5	8
バラデバマルバネクワガタ														2		2
ヒアリ					1			1								2
フィリマンゲース									2	9	11	5	2	3	3	35

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	総計
フィンレイソンリス									2	1		3	2	1		9
アクロギツネ	2	12	15	9	3	7	6	2	10	5	3	3	2	1		80
ブラウンアノール	2		2	3	5	10	5	6	4	3	2	3	3			48
ブラジルチドメグサ		1	3		1	1		1	3			1	4	1		16
フラットヘッドキャットフィッシュ												1	2		3	6
ブルーギル	12	55	75	57	115	67	50	81	50	54	102	56	59	87	66	986
ブロボマクス属（ヒメテナガコガネ属）				1								2				3
ペラルマトゥスマルバネクワガタ														2		2
ボタンウキクサ		5	13	5	10	4	7	5	6	4	5	4	7	2	6	83
マエダマルバネクワガタ														2		2
マキシムスマルバネクワガタ														2		2
マスカラット						1			1	1						3
マングロープヘビ					1				1							2
ミズヒマワリ	1	2	11	3	3	5	2	4	3	3	4	3	3	2	3	52
ミドリオオガシラ					1				1							2
ミナミオオガシラ			1			2	1	1								5
ヨーロッパナマズ												1	6	6	8	21
ヨーロッパアンバーチ															1	1
ラトロデクトゥス属（ゴケグモ）属												1	1		1	3
リムノベルナ属（カワヒバリガイ属）			3	1	3	8	9	11	4	6	6	7	8	11	15	92
和名なし（学名：アゾルラ・クリスタタ）		1	1	2	3	2	1		2	3	1		2	1		19
和名なし（学名：アノリス・アングスティケプス）				3	4	9	16	19	11	6	4	6	3	2		83
総計	118	741	7,760	5,806	4,952	7,685	4,026	2,461	2,350	3,073	2,902	2,365	2,022	4,076	3,309	53,646

防除の確認・認定件数（種別）

	件数
アカゲザル	2
アメリカミンク	158
アライグマ	655
アルゼンチンアリ	8
アレチウリ	61
ウシガエル	15
ウチダザリガニ	72
オオカワヂシャ	34
オオキンケイギク	71
オオクチバス	14
オオバナミズキンバイ等	11
オオハンゴンソウ	92
オオフサモ	37
カダヤシ	7
カニクイアライグマ	418
ガビチョウ	1
カミツキガメ	16
キョン	6
グリーンアノール	1
クリハラリス	32
コクチバス	5
シロアゴガエル	11
スパルティナ属全種	3
セイヨウオオマルハナバチ	2
ソウシチョウ	1
タイワンザル	1
タイワンスジオ	8
タイワンハブ	9
チャネルキャットフィッシュ	3
ツマアカスズメバチ	1
ツルヒヨドリ	9
ナガエツルノゲイトウ	31
ナルトサワギク	29
ヌートリア	206
フィリマンゲース	19
ブラジルチドメグサ	2
ブルーギル	14
ボタンウキクサ	14
マスカラット	2
ミズヒマワリ	17
リムノベルナ属（カワヒバリガイ属）	1
和名なし（学名：アゾラ・クリスタタ）	9

※一件で複数種の確認・認定を受けているケースがあるため、確認・認定件数の合計と合致しない。

様式第6号 外来生物法に基づく防除による捕獲特定外来生物数(平成30年度)

参考資料17

区分 都道府県名	捕獲数計	フクロギツネ(T. vulpecula)	ハリネズミ属の 全種	タイワンザル(M. cyclopis)	カニクイザル(M. fascicularis)	アカゲザル(M. mulatta)	タイワンザル× ニホンザル (M. cyclopis× M. fuscata)	アカゲザル×ニ ホンザル (M. mulatta×M. fuscata)
01 北海道	5,648							
02 青森	176							
03 岩手	-							
04 宮城	4							
05 秋田	-							
06 山形	-							
07 福島	142							
08 茨城	974							
09 栃木	20							
10 群馬	-							
11 埼玉	5,455							
12 千葉	10,643					262		
13 東京	4,298							
14 神奈川	9,167							
15 新潟	-							
16 富山	-							
17 石川	37							
18 福井	90							
19 山梨	178							
20 長野	-							
21 岐阜	344							
22 静岡	229							
23 愛知	55							
24 三重	1,036							
25 滋賀	835							
26 京都	970							
27 大阪	2,186							
28 兵庫	6,865							
29 奈良	1,370							
30 和歌山	2,241							
31 鳥取	669							
32 島根	484							
33 岡山	197							
34 広島	180							
35 山口	30							
36 徳島	-							
37 香川	631							
38 愛媛	-							
39 高知	-							
40 福岡	385							
41 佐賀	124							
42 長崎	17,391							
43 熊本	473							
44 大分	226							
45 宮崎	-							
46 鹿児島	2							
47 沖縄	1,074							
合計	74,829	-	-	-	-	262	-	-

注) 管内における特定外来生物法に基づくほ乳類・鳥類の都道府県毎の防除数を記入ください。

注1) ただし、次のものを除く。

・エゾモンガ (P. volans orii)

注2) ただし、次のものを除く。

・エゾリス (S. vulgaris orientis)

注3) ただし、次のものを除く。

・ホンシュウジカ (C. nippon centralis)

・ケラマジカ (C. nippon keramae)

・マゲシカ (C. nippon mageshimae)

・キュウシュウジカ (C. nippon nippon)

・ツシマジカ (C. nippon pulchellus)

・ヤクシカ (C. nippon yakushimae)

・エゾシカ (C. nippon yesoensis)

様式第6号

区分 都道府県名	ヌートリア (M. coypus)	クリハリス (タイワンリス) (C. erythraeus)	フィンレイソ リス (C. finlaysonii)	タイリクモモン ガ (P. volans) 注1)	トウブハイイロ リス (S. carolinensis)	キタリス (S. vulgaris) 注2)	マスカラット (O. zibethicus)	アライグマ (P. lotor)
01 北海道								5636
02 青森								176
03 岩手								
04 宮城								4
05 秋田								
06 山形								
07 福島								111
08 茨城								974
09 栃木								20
10 群馬								
11 埼玉								5455
12 千葉								6270
13 東京								185
14 神奈川		7292						1875
15 新潟								
16 富山								
17 石川								37
18 福井								90
19 山梨								178
20 長野								
21 岐阜	100							244
22 静岡		210						19
23 愛知	19							36
24 三重	10							1026
25 滋賀								835
26 京都	24							946
27 大阪	23							2163
28 兵庫	758							6107
29 奈良								1370
30 和歌山								2241
31 鳥取	646							23
32 島根	242							242
33 岡山	197							
34 広島	113							67
35 山口	30							
36 徳島								
37 香川	121							510
38 愛媛								
39 高知								
40 福岡								385
41 佐賀								124
42 長崎		17187						204
43 熊本		466						7
44 大分								226
45 宮崎								
46 鹿児島								2
47 沖縄								
合計	2,283	25,155	-	-	-	-	-	37,788

様式第6号

区分 都道府県名	カニクイアライ グマ (P. carnivorus)	アメリカミンク (M. vison)	フィリマンゲー ス (H. auropunctatus)	ジャワマンゲー ス (H. javanicus)	シママンゲース (M. mungos)	アキシスジカ属 の全種	シカ属の全種 注3)	ダマシカ属の全 種
01 北海道		12						
02 青 森								
03 岩 手								
04 宮 城								
05 秋 田								
06 山 形								
07 福 島		31						
08 茨 城								
09 栃 木								
10 群 馬								
11 埼 玉								
12 千 葉								
13 東 京								
14 神奈川								
15 新 潟								
16 富 山								
17 石 川								
18 福 井								
19 山 梨								
20 長 野								
21 岐 阜								
22 静 岡								
23 愛 知								
24 三 重								
25 滋 賀								
26 京 都								
27 大 阪								
28 兵 庫								
29 奈 良								
30 和歌山								
31 鳥 取								
32 島 根								
33 岡 山								
34 広 島								
35 山 口								
36 徳 島								
37 香 川								
38 愛 媛								
39 高 知								
40 福 岡								
41 佐 賀								
42 長 崎								
43 熊 本								
44 大 分								
45 宮 崎								
46 鹿児島								
47 沖 縄			1074					
合計	-	43	1,074	-	-	-	-	-

様式第6号

注) 平成30年1

区分 都道府県名	シフゾウ (E. davidianus)	キヨン (M. reevesi)	カナダガン (B. canadensis)	ガビチョウ (G. canorus)	カオジロガビ チョウ (G. sannio)	カオグロガビ チョウ (G. perspicillatus)	ソウシチョウ (L. lutea)	シリアカヒヨドリ注) (Pycnonotus cafer)
01 北海道								
02 青森								
03 岩手								
04 宮城								
05 秋田								
06 山形								
07 福島								
08 茨城								
09 栃木								
10 群馬								
11 埼玉								
12 千葉		4111						
13 東京		4110		3				
14 神奈川		-						
15 新潟								
16 富山								
17 石川								
18 福井								
19 山梨								
20 長野								
21 岐阜								
22 静岡								
23 愛知								
24 三重								
25 滋賀								
26 京都								
27 大阪								
28 兵庫								
29 奈良								
30 和歌山								
31 鳥取								
32 島根								
33 岡山								
34 広島								
35 山口								
36 徳島								
37 香川								
38 愛媛								
39 高知								
40 福岡								
41 佐賀								
42 長崎								
43 熊本								
44 大分								
45 宮崎								
46 鹿児島								
47 沖縄								
合計	-	8,221	-	3	-	-	-	-

様式第6号

月15日より指定

都道府県名	区分 ヒゲガビチョウ 注) (Garrulax cineraceus)
01 北海道	
02 青 森	
03 岩 手	
04 宮 城	
05 秋 田	
06 山 形	
07 福 島	
08 茨 城	
09 栃 木	
10 群 馬	
11 埼 玉	
12 千 葉	
13 東 京	
14 神奈川	
15 新 潟	
16 富 山	
17 石 川	
18 福 井	
19 山 梨	
20 長 野	
21 岐 阜	
22 静 岡	
23 愛 知	
24 三 重	
25 滋 賀	
26 京 都	
27 大 阪	
28 兵 庫	
29 奈 良	
30 和歌山	
31 鳥 取	
32 島 根	
33 岡 山	
34 広 島	
35 山 口	
36 徳 島	
37 香 川	
38 愛 媛	
39 高 知	
40 福 岡	
41 佐 賀	
42 長 崎	
43 熊 本	
44 大 分	
45 宮 崎	
46 鹿児島	
47 沖 縄	
合計	-

防除に係る主なマニュアル等一覧

参考資料18

タイトル	策定主体	策定年	改訂年	URL
アカミガメ防除の手引き	環境省自然環境局	令和元年7月		http://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/r_akamimi_tebiki.pdf
はじめてみよう！アカミガメ防除マニュアル	環境省自然環境局	令和元年7月		http://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/akamimi_manual.pdf
ヒアリの防除に関する基本的考え方 Ver.3.0	環境省自然環境局	平成30年2月	令和2年3月最新改訂	https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/file/hiariboujo Ver.3.0.pdf
ヒアリ同定マニュアル Ver.2.1	環境省自然環境局	平成30年2月	令和2年3月最新改訂	https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/file/hiaridoutei Ver.2.1.pdf
アライグマ防除の手引き	環境省自然環境局	平成23年3月	令和2年3月一部修正	http://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/araguma_tebiki_kansei.pdf
カミツキガメ防除の手引き	環境省自然環境局	平成24年6月	平成26年3月	http://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/kamituki_tyuui.pdf
オオクチバス等の防除の手引き	環境省自然環境局	平成21年度	平成26年3月	http://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/manual_bass.pdf
アルゼンチンアリ防除の手引き	環境省自然環境局	平成21年3月	平成25年7月	http://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/manual_argentine.pdf
アライグマ等防除ハンドブック	中国四国地方環境事務所	平成27年3月		http://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/racoon_chushi_Q1.pdf
外来生物法に基づくアライグマの防除捕獲	九州地方環境事務所	平成24年3月		https://www.youtube.com/watch?v=LNRAIXUE_QQ
行政担当者のためのアライグマ防除体制構築の手引き	中国四国地方環境事務所	平成24年2月		http://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/racoon_chushi.pdf
地域からアライグマを排除するための手引き	北海道地方環境事務所	平成20年10月		http://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/racoon_hokkaido.pdf
近畿地方アライグマ防除の手引き	近畿地方環境事務所	平成20年3月		http://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/racoon_kinki.pdf
カミツキガメ防除の進め方	関東地方環境事務所	平成24年6月		http://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/kamituki_kanto.pdf
アルゼンチンアリー斉防除マニュアル	中部地方環境事務所	平成24年3月		http://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/argentine_cyubu.pdf
琵琶湖内湖におけるオオクチバス等防除の手引き	近畿地方環境事務所	平成24年3月		http://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/bass_kinki.pdf
池干しによるオオクチバス等駆除マニュアル	東北地方環境事務所	平成22年3月		http://tohoku.env.go.jp/wildlife/mat/m_1.html
片野鴨池方式オオクチバス等防除マニュアル	関東地方環境事務所	平成21年3月		http://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/bass_kanto.pdf
蘭牟田池外来魚駆除マニュアル	九州地方環境事務所	平成22年12月		http://kyushu.env.go.jp/wildlife/mat/m_2_7_1.html
ブラックバス駆除マニュアル	東北地方環境事務所	平成18年3月		http://tohoku.env.go.jp/wildlife/mat/bass/
野生鳥獣被害防止マニュアル アライグマ、ヌートリア、キョン、マンガース、タイウリス-特定外来生物編-	農林水産省・鳥獣害対策専門家育成検討委員会	平成21年度	平成22年3月	https://www.maff.go.jp/i/seisan/tyozyu/higai/manvuaru/old manual/manual tokutei gairai old/gairai.html
外来生物対策指針（マニュアル編）（外来植物）	農林水産省農村振興局企画部資源課	平成20年3月		https://www.maff.go.jp/i/nousin/kankyo/kankyo_hozen/k_gairai/pdf/g_sisin.pdf
誰でもできる外来魚駆除2－オオクチバス、コクチバス、チャネルキャットフィッシュの最新駆除マニュアル－	水産庁、国立研究開発法人 水産研究・教育機構、全国内水面漁業協同組合連合会	平成30年3月		https://www.ifa.maff.go.jp/i/enoki/attach/pdf/naisuimeninfo-12.pdf
河川における外来植物対策の手引き	国土交通省河川環境課	平成25年12月		https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kankyo/gairai/pdf/tebiki00.pdf
河川における外来魚対策の事例集	国土交通省河川環境課	平成25年12月		https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kankyo/gairai/jirei.html
神戸市ヒアリ等対策マニュアル（第2版）	神戸市	平成30年3月	平成31年1月	https://www.city.kobe.lg.jp/a66324/bosai/emergency/taiojokyo/solenopsis_invicta/manual.html
明石市アカミガメ対策マニュアル（第2版）	明石市	令和2年2月		https://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/kankyou_soumu_ka/akamimigame/documents/hp-manyuaru.pdf
外来生物対策マニュアル（アライグマ、ヌートリア、ソウシチョウ、カミツキガメ、ウシガエル、オオクチバス、カダヤシ、ブルーギル、アルゼンチンアリ、セイヨウオオマルハナバチ、セアカゴケグモ、アレチウリ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、オオフサモ、ボタンウキクサ）	京都府企画環境部自然・環境保全室	平成20年3月		http://www.pref.kyoto.jp/gairai/manual/documents/manual.pdf
外来種駆除対応マニュアル アフリカマイマイ	鹿児島県			https://www.pref.kagoshima.jp/ad04/kurashi-kankyo/gairai/documents/72338_20190520154614-1.pdf
外来種駆除対応マニュアル スクミンゴガイ（ジャンボタニシ）	鹿児島県			https://www.pref.kagoshima.jp/ad04/kurashi-kankyo/gairai/documents/72338_20190520154700-1.pdf
外来種駆除対応マニュアル セイタカアワダチソウ	鹿児島県			https://www.pref.kagoshima.jp/ad04/kurashi-kankyo/gairai/documents/72338_20190520154740-1.pdf
外来種駆除対応マニュアル ボトス（オウゴンカズラ）	鹿児島県			https://www.pref.kagoshima.jp/ad04/kurashi-kankyo/gairai/documents/72338_20190520155143-1.pdf
外来種駆除対応マニュアル ムラサキカッコーアザミ	鹿児島県			https://www.pref.kagoshima.jp/ad04/kurashi-kankyo/gairai/documents/72338_20190520155207-1.pdf
外来種駆除対応マニュアル センダングサ類	鹿児島県			https://www.pref.kagoshima.jp/ad04/kurashi-kankyo/gairai/documents/72338_202005111115130-1.pdf
外来種駆除対応マニュアル アフリカツメガエル	鹿児島県			https://www.pref.kagoshima.jp/ad04/kurashi-kankyo/gairai/documents/72338_202005111115158-1.pdf
東播磨かいぼり・外来種防除マニュアル（アカミガメ等ため池に生息する外来種）	兵庫県東播磨県民局	平成29年3月		https://www.inamino-tameike-museum.com/wp-content/uploads/0a8ee6a07fefb515d13ad2e9f3b63d6d.pdf
スクミンゴガイの防除対策	九州沖縄農業研究センター			http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/karc/applesnail/

日本国内での外来種の主な根絶事例

- ・カナダガンの国内根絶（平成 27 年 12 月）

- ・石川県七ツ島鳥獣保護区におけるヨーロッパアナウサギの地域根絶（平成 31 年 4 月）
- ・北海道阿寒摩周国立公園オンネトー湯の滝における外来魚の地域根絶（平成 31 年 1 月）
- ・和歌山におけるタイワンザルの群れの地域根絶（平成 29 年 12 月）
- ・静岡県（令和元年 10 月）・東京都大田区（平成 27 年 8 月）でのアルゼンチンアリの地域根絶
- ・小笠原諸島でのノヤギ（聳島・媒島・嫁島）（平成 21～23 年）、ウシガエル（弟島）（平成 21 年 11 月）の地域根絶

＜現在根絶確認中の事例＞

- ・奄美大島でのマングースの地域根絶

	課題番号	課題名	研究代表者	実施研究機関	開始	終了
H27	4RF-1302	環境DNA技術を用いた生物分布モニタリング手法の確立	土居 秀幸	兵庫県立大学	H25	H27
	4-1401	特定外来生物の重点的防除対策のための手法開発	五箇 公一	国立研究開発法人国立環境研究所	H26	H28
	4-1406	水草バイオマスの持続可能な収穫と利活用による湖沼生態系保全技術の確立	伴 修平	滋賀県立大学	H26	H28
	4-1408	遺伝子編集技術を用いた不妊化魚による外来魚の根絶を目的とした遺伝子制圧技術の基盤開発	岡本 裕之	国立研究開発法人水産総合研究センター	H26	H28
	4RF-1402	種内競争を用いた特定外来生物（オオヒキガエル）の駆除法の開発	原村 隆司	京都大学	H26	H28
H28	4-1401	特定外来生物の重点的防除対策のための手法開発	五箇 公一	国立研究開発法人国立環境研究所	H26	H28
	4-1406	水草バイオマスの持続可能な収穫と利活用による湖沼生態系保全技術の確立	伴 修平	滋賀県立大学	H26	H28
	4-1408	遺伝子編集技術を用いた不妊化魚による外来魚の根絶を目的とした遺伝子制圧技術の基盤開発	岡本 裕之	国立研究開発法人水産総合研究センター	H26	H28
	4RF-1402	種内競争を用いた特定外来生物（オオヒキガエル）の駆除法の開発	原村 隆司	京都大学	H26	H28
H30	4-1801	特定外来種オオバナミズキンバイの拡大防止策と効果的防除手法の開発	田中 周平	京都大学	H30	H32
H31	4-1801	特定外来種オオバナミズキンバイの拡大防止策と効果的防除手法の開発	田中 周平	京都大学	H30	R2
	4-1904	外来アリ類をモデルとした侵略的外来生物管理体系の構築	辻 瑞樹	琉球大学	H31・R1	R3
	4-1801	特定外来種オオバナミズキンバイの拡大防止策と効果的防除手法の開発	田中 周平	京都大学	H30	R2

R2	4-1904	環境研究総合推進費 H27-31 実施 外来アリ類をモデルとした侵略的外来生物管理体系の構築 辻 瑞樹	琉球大学	H31・R1	R3
	4-2006	侵略的外来哺乳類の防除政策決定プロセスのための対策技術の高度化 城ヶ原 貴通	沖縄大学	R2	R4

No.	都道府県	交付対象事業者(事務局)	事業名	事業実施期間 (予定を含む)
1	北海道	北海道セイウオオマルハナバチ対策推進協議会(北海道生物多様性保全活動連携支援センター)	特定外来種セイウオオマルハナバチ駆除拡大事業	H27 ~ H28
2	北海道	旭川市生物多様性保全推進協議会(北海道旭川市)	協働取組による旭川地域の外来種対策事業	H27 ~ H29
3	福井県	越前市コウノトリが舞う里づくり推進協議会(福井県越前市)	越前市豊かな水辺と生き物を守る里づくり事業	H27 ~ H29
4	兵庫県	農都ささやま外来生物対策協議会(兵庫県篠山市)	篠山市外来生物対策事業	H27 ~ H29
5	徳島県	徳島市津田アルゼンチンアリ対策協議会(徳島県)	徳島市津田海岸町からアルゼンチンアリの根絶を目指す協働防除事業	H27 ~ H29
6	福井県	三方五湖生物多様性保全協議会(福井県)	三方五湖生物多様性保全推進事業	H28 ~ H30
7	福井県	北潟湖の自然再生に関する協議会(福井県あわら市)	北潟湖生物多様性保全推進事業	H28 ~ H30
8	京都府	京都市伏見区アルゼンチンアリ根絶協議会(京都府)	京都市伏見区アルゼンチンアリ根絶事業	H28 ~ H30
9	滋賀県	竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会(滋賀県長浜市)	琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業	H28 ~ H29
10	長崎県	対馬市生物多様性協議会(長崎県対馬市)	外来種ツマアカスズメバチ駆除事業	H28 ~ H30
11	熊本県	熊本県特定外来生物スバルティナ属対策協議会(熊本県)	熊本県特定外来生物スバルティナ属対策事業	H28 ~ H30
12	奈良県	生物多様性飛鳥地域保全活動推進協議会(橿原市昆虫館)	飛鳥地域外来種駆除事業	H28 ~ H29
13	徳島県	鳴門・藍住アルゼンチンアリ対策協議会(徳島県)	鳴門・藍住アルゼンチンアリ対策事業	H28 ~ H29
14	栃木県	「渡良瀬遊水地第2調節池」外来種対策・普及啓発・環境教育促進協議会(栃木県小山市)	「渡良瀬遊水池第2調節池」外来種対策・普及啓発・環境教育促進事業	H29 ~ R1
15	兵庫県	明石・神戸アカミミガメ対策協議会(兵庫県明石市)	明石・神戸アカミミガメ対策事業	H29 ~ R1
16	滋賀県	琵琶湖外来水生植物対策協議会(滋賀県)	琵琶湖外来水生植物管理対策事業	H29 ~ R1
17	宮城県	奥松島生物多様性保全協議会(宮城県東松島市)	奥松島地域生物多様性保全推進事業	H30 ~ R1
18	群馬県	邑楽館林地域クビアカツヤカミキリ対策協議会(群馬県館林市)	邑楽館林地域クビアカツヤカミキリ対策事業	H30 ~ R2
19	徳島県	徳島アルゼンチンアリ対策協議会(徳島県)	徳島アルゼンチンアリ対策事業	H30 ~ R2
20	福井県	北潟湖自然再生協議会(福井県あわら市)	北潟湖生物多様性保全推進事業	R1 ~ R2

No.	都道府県	交付対象事業者(事務局)	事業名	事業実施期間 (予定を含む)
21	福井県	三方五湖生物多様性保全協議会 (福井県)	三方五湖生物多様性保全推進事業	R1 ~ R2
22	愛知県	碧南市	堀川特定外来生物スパルティナ属対策事業	R1 ~ R1
23	兵庫県	兵庫県外来生物対策協議会 (兵庫県)	外来生物早期発見対策事業	R1 ~ R2
24	長崎県	対馬市生物多様性協議会 (長崎県対馬市)	特定外来生物ツマアカスズメバチ化学的 防除事業	R1 ~ R2
25	熊本県	熊本県特定外来生物スパルティナ属対策 協議会(熊本県)	熊本県特定外来生物スパルティナ属対策 事業	R1 ~ R2
26	宮崎県	宮崎県	宮崎県特定外来生物(ハイロゴケグモ) 防除対策事業	R1 ~ R2
27	栃木県	栃木県	栃木県那珂川流域アメリカミンク生息状況 調査事業	R1 ~ R1
28	大阪府	大阪府	大阪府クビアカツヤカミキリ防除対策推進 事業	R1 ~ R1
29	茨城県	牛久沼流域水質浄化対策協議会 (茨城県龍ケ崎市)	牛久沼に生息するアカミギメ除去事業	R1 ~ R2
30	富山県	立山黒部環境保全協議会 (富山県立山町)	立山地域特定外来生物早期防除計画策 定事業	R1 ~ R1
31	群馬県	館林市	館林市教育施設クビアカツヤカミキリ対策 事業	R1 ~ R2

No.	都道府県	交付対象事業者(事務局)	事業名	事業実施期間 (予定を含む)
32	北海道	洞爺湖生物多様性保全協議会 (北海道壮瞥町)	洞爺湖生物多様性保全推進事業	R2 ~ R3
33	宮城県	旧品井沼周辺ため池群自然再生協議会	外来種防除による旧品井沼周辺ため池群 の自然再生	R2 ~ R3
34	福島県	西郷村	堀川水域ウチダザリガニ防除事業	R2 ~ R3
35	栃木県	足利市	足利市クビアカツヤカミキリ防除対策事業	R2 ~ R3
36	東京都	青梅市	外来種の積極的防除事業	R2 ~ R3
37	静岡県	浜松市	浜松市クリハラリス分布拡大防止及び低密 度化事業	R2 ~ R3
38	滋賀県	琵琶湖外来水生植物対策協議会	琵琶湖地域沿岸植生回復・復元事業	R2 ~ R3
39	大阪府	大阪狭山市	大阪狭山市クビアカツヤカミキリ対策事業 ～市の木「さくら」を守り、大阪府南河内地 域の生物多様性の保全へ～	R2 ~ R3
40	大阪府	河内長野市	河内長野市クビアカツヤカミキリ対策事業 ～市民・事業者と共に～	R2 ~ R3
41	兵庫県	明石・神戸アカミガメ対策協議会 (兵庫県明石市)	明石・神戸アカミガメ等外来種対策による 自然環境保全事業	R2 ~ R3
42	栃木県	栃木県	栃木県クビアカツヤカミキリ対策初動体制 整備事業	R2 ~ R2
43	奈良県	奈良県	奈良県クビアカツヤカミキリ早期防除計画 策定事業	R2 ~ R2
44	和歌山県	和歌山県	友ヶ島におけるタイワンジカ交雑種防除計 画策定事業	R2 ~ R2
45	沖縄県	沖縄県名護市	名護市におけるツルヒヨドリ防除実施計画 策定事業	R2 ~ R2

アカミミガメ対策推進プロジェクト

1. 経緯

- 平成 17 年、外来生物法の制定当初、特定外来生物の第一次指定のうちの一つとしてアカミミガメについても検討されたが、被害に係る一定の知見があったものの、野外での繁殖確認事例が少ないことや、大量に飼育されており指定による大量遺棄、代替カメ類の輸入増大等の懸念から、指定の適否について検討することとされた。
- その後、野外での繁殖確認事例の増加や在来水草の採食、ニホンイシガメとの競合、農業被害等が指摘されるようになり、平成 27 年に環境省及び農林水産省で作成した「生態系被害防止外来種リスト」において「緊急対策外来種」に位置づけられた。また、「外来種被害防止行動計画」において、「大量に野外に放たれること等の影響が生じないよう配慮した対策を行った上で段階的な規制を行い、まずはこれ以上新たに入れないような取組について検討することが必要」とされた。
- 一方で、依然としてペットとして大量に飼育されている現状があるため、野外への遺棄の防止、野外における防除等を総合的に実施していくための「アカミミガメ対策推進プロジェクト」を進めていくこととした。

2. 実施内容

・ 調査・計画プロジェクト（影響緩和の技術確立と計画策定）

アカミミガメの生態や生息状況の把握。また、アカミミガメによる悪影響や、影響が生じている又は生じやすい地域・生態系の把握。防除技術の試行。モデル地域において防除体制・役割分担等を含めた防除計画を策定。

・ 3原則プロジェクト（終生飼養の推進）

アカミミガメ飼養の在り方の認識を向上させ、野外個体の人為による増加・移動の回避のため、終生飼養を呼びかけるためのポスター、チラシ、野外観察会等のイベント等で活用するための普及啓発ツール（ピクチャーカード、かめぐるみ）、小学校高学年用の教材等を作成。

・ 規制検討プロジェクト（段階的な規制）

捨てガメが生じないよう、十分な周知期間を確保した上で、輸入及び飼養等を段階的に規制する方法を検討。

・ 防除プロジェクト（野外からの排除）

調査・計画プロジェクトを踏まえ防除の体制等を構築し、国、自治体、市民団体、個人等の協力による広域的な防除を目指すもの。防除の手引きを策定・試行。交付金による地域の取組の活性化。

アカミミガメ対策推進プロジェクト

アカミミガメ対策の目指す方向

国外からの導入のストップ	業者による海外からの輸入がなくなることで、個人等の新規個体確保がなくなる
「捨てガメ＝ゼロ」と「終生飼養」	個人が飼養している個体及び業者が保管している個体について、捨てガメ、逸出を防ぐための適正な飼育等が進むことで、野外への導入がなくなる
防除の推進	国内の必要な場所において野外個体の防除が進み、アカミミガメ個体群が縮小する
生態系の再生	アカミミガメの低密度化、地域根絶により、地域や我が国の生態系が再生へ向かっていく
理解の向上	再生された生態系を享受することでアカミミガメ対策を含む外来種対策の重要性の理解が深まる

実現に向けた4つのプロジェクト

◆アカミミガメによる生態系等への悪影響のない(小さい)社会を実現するため、国、地方自治体、民間団体、国民一人一人等が責任を持ち、協力、役割分担の下で防除等を進めることが必要。

◆以下の4つのプロジェクトを進めることで実現を目指す。

調査・計画プロジェクト (影響緩和の技術確立と計画策定)	アカミミガメの生息状況、悪影響、影響が生じている又は生じやすい地域・生態系の把握。防除の技術及び体制等について、モデル事業による検討の上、役割分担等を含めた計画の策定。
3原則プロジェクト (終生飼養の推進)	我が国におけるアカミミガメ飼養のあり方の認識を向上させ、アカミミガメ野外個体の人為による増加・移動の回避。 (※3原則＝ 入れない、捨てない、拡げない)
規制検討プロジェクト (段階的な規制)	十分な周知期間を確保した上で、輸入及び飼養等について、捨てガメが生じないような段階的な規制を検討。アカミミガメ以外の淡水ガメの規制についても合わせて検討する。
防除プロジェクト (野外からの排除)	調査・計画プロジェクトを踏まえた防除の体制等を構築し、国、自治体、市民団体、個人等の協力による広域的な防除を推進。

◆平成27年度に、事前の調査として、アカミミガメによる生態系影響、全国の生息状況の推計、流通量の調査等を実施する。それらを踏まえ、平成28年度からモデル事業を実施予定。

身近な外来生物問題の認識・理解・行動
地域の魅力の認識・理解・行動

本来の生態系の回復による地域の魅力の向上